離島等供給約款変更届出書

2026年10月14日

九州電力送配電株式会社

離島等供給約款変更届出書

契託制第８号
2026年10月14日

経済産業大臣　赤　澤　　亮　正　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　今　村　　弘

電気事業法第21条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変　更　の　内　容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実　施　期　日	2026年11月１日

別　紙

離　島　等　供　給　約　款

［低　圧　用］

2026年11月１日 実施

九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社

離島等供給約款［低圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1

1　適　　用 …… Ⅰ－1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… Ⅰ－1

3　定　　義 …… Ⅰ－1

4　単位および端数処理 …… Ⅰ－3

5　実　施　細　目 …… Ⅰ－4

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1

6　需給契約の申込み …… Ⅱ－1

7　需給契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－2

8　需　要　場　所 …… Ⅱ－3

9　需給契約の単位 …… Ⅱ－3

10　供　給　の　開　始 …… Ⅱ－3

11　供　給　の　単　位 …… Ⅱ－4

12　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－4

13　需給契約書の作成 …… Ⅱ－4

Ⅲ　契約種別および料金 …… Ⅲ－1

14　契　約　種　別 …… Ⅲ－1

15　定　額　電　灯 …… Ⅲ－2

16　従　量　電　灯 …… Ⅲ－4

17　季　時　別　電　灯 …… Ⅲ－12

18　高負荷率型電灯 …… Ⅲ－16

19　臨　時　電　灯 …… Ⅲ－20

20　公　衆　街　路　灯 …… Ⅲ－25

21　低　圧　電　力 ····· Ⅲ - 30
22　低圧季時別電力 ····· Ⅲ - 35
23　臨　時　電　力 ····· Ⅲ - 38
24　農 事 用 電 力 ····· Ⅲ - 41
25　深夜電力（防霜用） ····· Ⅲ - 47
26　口座振替割引契約 ····· Ⅲ - 49

Ⅳ　料金の算定および支払い ····· Ⅳ - 1
27　料金の適用開始の時期 ····· Ⅳ - 1
28　検　　針　　日 ····· Ⅳ - 1
29　料金の算定期間 ····· Ⅳ - 2
30　使用電力量の計量 ····· Ⅳ - 2
31　料 金 の 算 定 ····· Ⅳ - 5
32　日　割　計　算 ····· Ⅳ - 6
33　料金の支払義務および支払期日 ····· Ⅳ - 6
34　料金その他の支払方法 ····· Ⅳ - 8
35　延　滞　利　息 ····· Ⅳ - 9

Ⅴ　使用および供給 ····· Ⅴ - 1
36　適正契約の保持 ····· Ⅴ - 1
37　力 率 の 保 持 ····· Ⅴ - 1
38　需要場所への立入りによる業務の実施 ····· Ⅴ - 1
39　電気の使用にともなうお客さまの協力 ····· Ⅴ - 2
40　供 給 の 停 止 ····· Ⅴ - 3
41　供給停止の解除 ····· Ⅴ - 5
42　供給停止期間中の料金 ····· Ⅴ - 5
43　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ····· Ⅴ - 5
44　損害賠償の免責 ····· Ⅴ - 5

45　設 備 の 賠 償 ・・ Ⅴ - 6

Ⅵ　契約の変更および終了 ・・ Ⅵ - 1

46　需給契約の変更 ・・・ Ⅵ - 1

47　名 義 の 変 更 ・・・ Ⅵ - 1

48　需給契約の廃止 ・・・ Ⅵ - 1

49　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 ・・・ Ⅵ - 2

50　解　　約　　等 ・・・ Ⅵ - 5

51　需給契約消滅後の債権債務関係 ・・・ Ⅵ - 6

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 ・・・ Ⅶ - 1

52　供給方法，工事および施設 ・・・ Ⅶ - 1

53　工事費負担金等の申受けおよび精算 ・・・ Ⅶ - 1

Ⅷ　保　　安 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

⑴　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

⑵　この離島約款は，別表１（離島）に定める離島に適用いたします。

２　離島等供給約款の届出および変更

⑴　この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

⑵　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

⑵　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑶　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷　小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑸ 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑹ 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑺ 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑻ 契　約　電　流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

⑼ 契　約　容　量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑽ 契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑾ 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⑿ そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⒀ 貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒁ 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格およ

び離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

⒂　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力または農事用電力については，21（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

⑷　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下

第１位で四捨五入いたします。

⑸　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実　施　細　目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者〔以下「当該配電事業者」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法および口座振替割引契約の適用希望の有無

なお，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。

⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約

者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

⑶　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

⑸　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

８　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

９　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

⑴　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（⑵の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力（防霜用）

⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，季時別電灯または高負荷率型電灯と低圧電力または低圧季時別電力とをあわせて契約する場合

10　供　給　の　開　始

⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さま

と協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

⑵ 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	季時別電灯	
	高負荷率型電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	低圧季時別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	深夜電力（防霜用）	

15 定 額 電 灯

⑴ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

⑵ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑶ 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷ 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロ

に定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１ 契 約 に つ き	５５円００銭

ロ　電　灯　料　金

⑴　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	１０４円２５銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１６３円４３銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２８３円９３銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	４０３円３４銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	６４３円２７銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	６４３円２７銭

⑵　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみ

なして電灯料金を適用いたします。

㈠ 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	２７７円４０銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	４３２円６８銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	２１６円９０銭

16 従　量　電　灯

⑴ 従 量 電 灯 A

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㈠ 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

㈡ 定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよ

び200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　流

⑴　契約電流は，５アンペアといたします。

⑵　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによっ

て算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の12キロワット時まで	３９７円５８銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１８円３３銭

⑵ 従 量 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

⑴ 契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

⑵ １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，⑴に該当し，かつ，⑵の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式お

よび供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　電　流

⑴　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

⑵　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ

によって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑺　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	４４１円６９銭
契約電流15アンペア	６６２円５４銭
契約電流20アンペア	８８３円３８銭
契約電流30アンペア	１，３２５円０７銭
契約電流40アンペア	１，７６６円７６銭
契約電流50アンペア	２，２０８円４５銭
契約電流60アンペア	２，６５０円１４銭

⑻　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

⑼　最低月額料金

⑺および⑻によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶に

よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１ 契 約 に つ き	３９７円５８銭

⑶ 従 量 電 灯 Ｃ

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㈠ 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

㈡ １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，㈠に該当し，かつ，㈡の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合に

は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　容　量

㈠　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

㈡　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約電力等の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー

発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑺　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

⑻　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

17 季 時 別 電 灯

⑴ 適 用 範 囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ この契約種別から従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

⑵ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

⑶ 契 約 容 量

イ 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は，契約容量は，原則として，電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流(アンペア)または}}{\text{電流制限器等の定格電流(アンペア)}} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器等とは，16（従量電灯）⑴ハ(ﾛ)および⑵ハ(ﾛ)における電流制限器等をいいます。

ロ　別表７（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた値以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ)によってえた値＋(ﾛ)によってえた値×0.1

(ｲ)　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし，お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は，イに準じて算定いたします。

(ﾛ)　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

⑷　時 間 帯 区 分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　デ イ タ イ ム

毎日午前10時から午後５時までの時間をいいます。

ロ　リビングタイム

毎日午前８時から午前10時までの時間および毎日午後５時から午後10時までの時間をいいます。

ハ　ナ イ ト タ イ ム

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発

電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

⑺　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１契約につき	２，０７８円１４銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	３，０９６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) デ イ タ イ ム

デイタイムの使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３３円５３銭	２７円６７銭

(ﾛ) リビングタイム

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	２５円９９銭

㈧　ナイトタイム

１キロワット時につき	１４円５７銭

⑹　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。

⑺　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者が取り付けるナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　高負荷率型電灯

⑴　適　用　範　囲

イ　従量電灯の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　この契約種別から従量電灯または季時別電灯に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

⑶　契　約　容　量

契約容量は，原則として，季時別電灯に準じて定めます。

⑷　時　間　帯　区　分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る

場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	１２，４４６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	１，２４４円６９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

⑴　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値によ

り夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２６円３８銭	２３円６７銭

(ﾛ) 夜 間 時 間

１キロワット時につき	１４円５７銭

(6) 契 約 期 間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ 契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または季時別電灯に需給契約を変更することはできません。

(7) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19 臨　時　電　灯

⑴ 臨 時 電 灯 Ａ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準

燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	７円９８銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	１５円９３銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	１５円９３銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１５９円３４銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１５９円３４銭

ニ　そ　　の　　他

⑴　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵ 臨 時 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 流

⑴ 契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

⑵ 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービ

ス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	４８８円８１銭

⑸　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２８円６３銭

ニ　そ　　の　　他

⑷　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

⑸　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

⑹　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

⑶　臨　時　電　灯　Ｃ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑴　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４８８円８１銭

⑵　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２８円６３銭

ハ　そ　　の　　他

⑴　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　公 衆 街 路 灯

⑴　公 衆 街 路 灯 Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街

路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑴　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１ 契 約 に つ き	４９円５０銭

⑵　電　灯　料　金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	９６円５５銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１５１円３３銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２６０円８３銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３７１円４４銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	５９０円４７銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	５９０円４７銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

⑶　小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	２５３円２０銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３９７円４８銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１９９円３０銭

ハ　そ　　の　　他

㈠　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㈠　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

㈡　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出

力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑴　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４１４円１９銭

⑵　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１７円６２銭

⑶　最低月額料金

⑴および⑵によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	４４９円０２銭

ホ　そ　　の　　他

⑴　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

⑵　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21　低　圧　電　力

⑴　適　用　範　囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の㈠の係数を乗じてえた値の合計に㈡の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最

大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約電力等の算定方法に準じて算定し，㈡の係数を乗じないものといたします。

㈠　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

㈡　㈠によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の14キロワットにつき	９０パーセント
次の30キロワットにつき	８０パーセント
50キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約電力等の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引また

は割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，１６４円９２銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力

量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	１７円３８銭	１５円６９銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるところによります。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

⑹　そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

22　低圧季時別電力

⑴　適　用　範　囲

イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ロ　この契約種別から低圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　時 間 帯 区 分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る

場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，４７４円３１銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

⑴　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の

日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	１６円８５銭	１４円７５銭

(ﾛ)　夜　間　時　間

１キロワット時につき	１３円９１銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準じて定めます。

(5)　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。

(6)　そ　　の　　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

23 臨　時　電　力

⑴　適　用　範　囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定され

た離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	２２３円２１銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定

める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　基　本　料　金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

⑷　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２０円８５銭	１８円８２銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

⑷　そ　　の　　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしま

せん。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

24　農 事 用 電 力

⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ　適　用　範　囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４

（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

⑺　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	８２４円７３銭

⑻　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の

日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	１２円７６銭	１１円６８銭

⑹　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ　　の　　他

⑴　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

⑵　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

イ　適　用　範　囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

ロ　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

⑴　定額制供給の場合

料金は，１年につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能

エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の次によって算定された金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円　銭 3,875.33	円　銭 5,561.99	円　銭 8,934.68	円　銭 12,307.67	円　銭 15,680.66	円　銭 19,053.35
30日をこえる1日につき	円　銭 33.11	円　銭 66.23	円　銭 132.46	円　銭 198.69	円　銭 264.92	円　銭 331.15

⑵　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，⑴ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

ａ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）⑸イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増し

したものを適用いたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	１９円０７銭	１７円２３銭

⑹　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

ハ　そ　　の　　他

⑴　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。

⑵　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，原則として，引込線等の切断または適当な装置を用い

て電気の供給をしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者が取り付ける電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

⑹ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25 深夜電力（防霜用）

⑴ 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，防霜のために動力を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

⑵ 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

⑶ 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	３６１円０９銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	９円８２銭

⑸ そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　口座振替割引契約

⑴ 適　用　範　囲

従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）として電気の供給を受け，料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし，毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。

⑵ 契 約 の 成 立

口座振替割引契約は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

⑶ 料　　金

イ　各月の料金は，当社が１回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別

電力または深夜電力（防霜用）によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

１ 契 約 に つ き	５５円００銭

ロ　直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は，イの口座振替割引額を適用いたしません。

⑷　口座振替割引契約の廃止

イ　お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

ロ　口座振替割引契約は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

⑴　お客さまが，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

⑵　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社または当該配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社または当該配電事業者は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日ま

での期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑵　定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）⑻の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

30　使用電力量の計量

⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑹および⑺の場合を除き，

検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　28（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　28（検針日）⑸の場合の使用電力量は，計量器の付属装置に検針日の計量値が記録され，遠隔検針により確認できるときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　28（検針日）⑹の場合，計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され，需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハ

に該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ　28（検針日）⑺の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，付属装置に計量値が記録され，遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

⑶　季時別電灯，高負荷率型電灯および低圧季時別電力のお客さまの使用電力量は，原則として各時間帯別に計量を行ないます。

なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，原則として，各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

⑷　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

⑸　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

⑹　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑺の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

⑺　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑻　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

31　料　金　の　算　定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　29（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

32　日　割　計　算

⑴　当社は，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表６（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表６（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表６（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表６（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵　31（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，31（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表６（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

33　料金の支払義務および支払期日

⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，28（検針日）⑹の場合の料金または30（使用電力量の計量）⑴イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，30（使用電力量の計量）⑺の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，30（使用電力量の計量）⑻の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　34（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Ｂの場合は，料金から別表２〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，

さらにその翌日といたします。

⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

34　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合，当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引

き落とされたとき。

ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　28（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

35　延　滞　利　息

⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を34（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありませ

ん。

⑵　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑶　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

36　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

37　力 率 の 保 持

⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

38　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

⑵　57（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　40（供給の停止），48（需給契約の廃止）⑴または50（解約等）により必要な処置

⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

39　電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

40　供 給 の 停 止

⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めな

い場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ハ　深夜電力（防霜用）の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力または低圧季時別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　38（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　39（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑸　お客さまがその他この離島約款に反した場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑹　⑵の予告ならびに⑶，⑷および⑸の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

⑺　お客さまが正当な理由なく⑵の予告ならびに⑶，⑷および⑸の警告を受け取られない場合，当社は，あらためて⑹の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑵の予告ならびに⑶，⑷および⑸の警告をしたものとみなします。

41　供給停止の解除

40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

42　供給停止期間中の料金

40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

43　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。

44　損害賠償の免責

⑴　43（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給

を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵　40（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または50（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

45　設 備 の 賠 償

⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修　理　費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

46　需給契約の変更

⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

⑵　お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，53（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

47　名 義 の 変 更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

48　需給契約の廃止

⑴　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

⑵　需給契約は，50（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

49　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および深夜電力〔防霜用〕のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた

料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(2)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

⑶　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。

⑴　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

⑵　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

⑷　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電

力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

50　解　　約　　等

(1)　40（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，48（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(3)　(1)のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

(4)　お客さまが正当な理由なく(1)のお知らせを受け取られない場合，当社

は，あらためて⑶の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑴のお知らせをしたものとみなします。

51　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

52　供給方法，工事および施設

⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

53　工事費負担金等の申受けおよび精算

⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工

事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

54　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

55　調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

56　調査に対するお客さまの協力

⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

⑵　当社または当該配電事業者は，55（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

57　保安に対するお客さまの協力

⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

58　検査または工事の受託

⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事

業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

59　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

⑴　55（調査）

⑵　56（調査に対するお客さまの協力）

⑶　58（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2026年11月１日から実施いたします。

２　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

⑴　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，⑵により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

⑵　料金は，16（従量電灯）⑴ニ，⑵ニおよび⑶ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａ

の場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

３　公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。

⑴　契　約　容　量

契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。

⑵　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された離島ユニバーサルサー

ビス調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の12キロワット時まで	４４９円０２銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１７円６２銭

⑶　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，32（日割計算）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

４　農事用電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて，農事用の誘が灯を毎年，一定期間を限り，１月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　料　　金

料金は，15（定額電灯）⑷によって算定いたします。ただし，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

なお，１年の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計は，最低保証料金（需要家料金，電灯料金および小型機器料金の１月分とし，その１年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

⑵　電気の供給を再開し，または休止した場合の料金は，32（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

⑶　１年の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は，下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑷　９（需給契約の単位）⑴，29（料金の算定期間）⑵，33（料金の支払義務および支払期日）⑴ロ，別表３（燃料費調整）⑴ホ㈡および別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ホ㈡については，臨時電灯に準ずるものといたします。

⑸　40（供給の停止）⑶イおよびロについては，農事用電力に準ずるものといたします。

⑹　そ　　の　　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，１月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，定額電灯に準ずるものといたします。

５　計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない計量器の場合で，付属装置に計量値が記録され，遠隔検針により確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは，30（使用電力量の計量）⑵ロにかかわらず，当分の間，整数位までといたします。

なお，この取扱いを終了する場合は，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

６　時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，時間帯別電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情

がある場合もこの特別措置を適用いたします。

⑴　適　用　範　囲

従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

⑶　契　約　容　量

契約容量は，季時別電灯に準じて定めます。

⑷　時　間　帯　区　分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日午前０時までの時間をいいます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定

める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

⑺　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１　契　約　に　つ　き	２，０７８円１４銭

⑻　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	３，０９６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

⑷　昼　間　時　間

最初の80キロワット時までの１キロワット時につき	２２円２７銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時につき	２９円６３銭
200キロワット時をこえる１キロワット時につき	３３円５７銭

⑸　夜　間　時　間

１キロワット時につき	１４円５７銭

⑹　使用電力量の計量

使用電力量の計量は，季時別電灯に準ずるものといたします。

⑺　日　割　計　算

当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，次によるものといたします。

イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 80\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の80キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　31（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$ は，$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$ といたします。

ハ　イによって算定された日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合のイおよびロの「検針期間の日数」および「暦日数」は，別表６（日割計算の基本算式）⑵および⑷によります。

⑻　燃 料 費 調 整

燃料費調整は，季時別電灯に準ずるものといたします。

⑼　そ　　の　　他

イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

７　ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，ピークシフト電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

⑴　適　用　範　囲

従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要

に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

⑵ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

⑶ 契 約 容 量

契約容量は，季時別電灯に準じて定めます。

⑷ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

ロ 昼 間 時 間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ 夜 間 時 間

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

⑸ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定

める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

⑺　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１　契　約　に　つ　き	２，０７８円１４銭

⑻　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	３，０９６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

⑷　ピ　ー　ク　時　間

１キロワット時につき	４５円７６銭

⑷　昼　間　時　間

最初の80キロワット時までの１キロワット時につき	２１円３１銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時につき	２８円３５銭
200キロワット時をこえる１キロワット時につき	３２円１２銭

⑷　夜　間　時　間

１キロワット時につき	１４円５７銭

⑹　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。

⑺　使用電力量の計量

使用電力量の計量は，季時別電灯に準ずるものといたします。

⑻　日　割　計　算

当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，時間帯別電灯に準ずるものといたします。

⑼　燃 料 費 調 整

燃料費調整は，季時別電灯に準ずるものといたします。

⑽　そ　　の　　他

イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

８　深夜電力のお客さまについての特別措置

⑴　深 夜 電 力 Ａ

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，深夜電力Ａにかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

イ　適　用　範　囲

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

ニ　供　給　条　件

㈠　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

㈡　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

㈢　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

㈣　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ　料　　金

料金は，１月につき次によって算定された金額およびチ㈡によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，リ㈡によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，リ㈡によって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，ヌ㈡によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニ

バーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，ヌ⑵によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

１ 契 約 に つ き	１，６３７円３８銭

ヘ　供 給 の 停 止

お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，40（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。

⑴　契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

⑵　契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合

ト　供給停止期間中の料金

40（供給の停止）またはへによって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中の料金を申し受けません。

チ　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑵ロに準ずるものといたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶イ⑴ｂに準ずるものといたします。

なお，お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金

は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶ロ㈡に準ずるものといたします。

リ　燃 料 費 調 整

㈠　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈡に準ずるものといたします。

なお，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈡ａおよびｂにいう⑵の基準単価は，㈢の基準単価といたします。

㈡　燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は，㈠によって算定された燃料費調整単価といたします。

㈢　基　準　単　価

基準単価は，１月につき次のとおりといたします。

１ 契 約 に つ き	１３円６４銭０厘

ヌ　離島ユニバーサルサービス調整

㈠　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニに準ずるものといたします。

なお，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ㈠，㈡および㈢にいう⑵の離島基準単価は，㈢の離島基準単価といたします。

㈡　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，㈠によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

㈢　離 島 基 準 単 価

離島基準単価は，１月につき次のとおりといたします。

１ 契 約 に つ き	３３銭０厘

ル そ の 他

⑴ 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

⑵ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。

⑵ 深 夜 電 力 Ｂ

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑵の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，深夜電力Ｂにかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

イ 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）⑷に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

ハ 供 給 条 件

⑷　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

⑸　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

⑹　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

⑺　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表

４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	３５９円９５銭

⑸　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１４円５１銭

ホ　そ　　の　　他

⑷　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

⑸　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。

９　第２深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，第２深夜電力にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。

⑴　適　用　範　囲

毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）⑷に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

⑶　供　給　条　件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

⑷　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）

⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	４２０円４５銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１４円５１銭

⑸　そ　　の　　他

イ　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力

（防霜用）に準ずるものといたします。

10　第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置

⑴　適　用　範　囲

毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）の適用を受けている場合には，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴にかかわらず，この特別措置を適用いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

⑵　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃

料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	３４３円４５銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１４円５１銭

⑶　そ　　の　　他

イ　お客さまが希望される場合は，１需要場所において，この特別措置による電気の供給と第２深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし，同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　その他の事項については，第２深夜電力に準ずるものといたします。

11　低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則11（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

低圧電力または低圧季時別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷

等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，⑵に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

⑵　時　間　帯　区　分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

⑶　料　　金

各月の料金は，低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ　蓄　熱　割　引　額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。

⑴　低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left[\text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} - \text{ニの蓄熱単価}\right]$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における

計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

(ﾛ) 低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left[\text{低圧季時別電力の夜間時間における電力量料金} - \text{ニの蓄熱単価}\right]$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は，(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱単価

蓄熱単価は，次のとおりといたします。

蓄熱電力量１キロワット時につき	１０円９５銭

ホ　単位および端数処理

⑴　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

⑷　夜間使用電力量の計量

イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は，30（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

ハ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における夜間使用電力量は，30（使用電力量の計量）⑺の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ニ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。

⑸　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，ロによるものといたします。

(ｲ)　(6)ロに定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

(ﾛ)　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

ロ　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(ｲ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(ｲ)　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額＝(ﾛ)の契約調整電力×調整時間×(ﾊ)の割引単価

(ﾛ)　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾊ)　割　引　単　価

割引単価は，１月につき次のとおりといたします。

契約調整電力１キロワット１時間につき	６６０円００銭

⑹　調整期間および調整時間

イ　調　整　期　間

毎年７月１日から９月30日までの期間といたします。ただし，次の日は調整期間から除きます。

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，８月13日，８月14日，８月15日，８月16日

ロ　調　整　時　間

調整期間の毎日午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，１時間を単位とし１時間以上継続するものといたします。

⑺　そ　　の　　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

12　使用電力量の計量についての特別措置

時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および深夜電力または従量電灯および第２深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更された場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，当分の間，次によります。

⑴　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量す

ることがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに30（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

⑵　夜間蓄熱型機器については，当社または当該配電事業者は，夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間」といたします。）は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

⑶　時間帯別電灯，季時別電灯またはピークシフト電灯において⑴に該当する場合で，お客さまが⑺に定める８時間通電機器を使用されるときは，当該夜間蓄熱型機器について，当社または当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

⑷　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則12（使用電力量の計量についての特別措置）⑷の適用を受けている夜間蓄熱型機器については，⑵または⑶にかかわらず，当社または当該配電事業者は，原則として毎日午前１時から午前６時以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を遮断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。）

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

⑸　⑵，⑶および⑷の場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。

⑹　オフピーク蓄熱型電気温水器

イ　オフピーク蓄熱型電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ　オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ハ　当社は，オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

⑺　８時間通電機器

イ　８時間通電機器とは，夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

⑴　主として毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間（⑶の場合は通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。

⑵　⑴の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

ロ　８時間通電機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ハ　当社は，８時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

13　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，33（料金の支払義務および支払期日）⑶および⑷にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月

から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　定額電灯，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，深夜電力（防霜用），農事用電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯および第２深夜電力の場合

⑴　割 引 の 対 象

定額電灯および農事用電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

⑵　割　　引　　率

⑶に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

⑶　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ　イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

⑶　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，か

つ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，53（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。

⑷　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，53（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

⑸　災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が従量電灯Ｃ，季時別電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力〔防霜用〕，時間帯別電灯，ピークシフト電灯，深夜電力または第２深夜電力のお客さまに限ります。）の需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（従量電灯）⑶ホ，17（季時別電灯）⑸，18（高負荷率型電灯）⑸，19（臨時電灯）⑶ロ，20（公衆街路灯）⑵ニ，21（低圧電力）⑸，22（低圧季時別電力）⑷，23（臨時電力）⑶，24（農事用電力）⑴ハおよび⑵ロ，25（深夜電力〔防霜用〕）⑷，附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）⑸，附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）⑸，附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴ホおよび⑵ニ，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑷ならびに附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）⑵にかかわらず，災害発生日が属

する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

⑹　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，53（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

14　この離島約款の実施にともなう切替措置

2026年11月１日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，31（料金の算定）および32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

１　離　　島

この離島約款は，次の離島に適用いたします。

地　域	離　島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島
長崎県壱岐市	壱岐島，若宮島，原島，長島，大島
鹿児島県薩摩川内市	上甑島，中甑島，下甑島
鹿児島県鹿児島郡	竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島， 平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市)，馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町，南種子町)，屋久島， 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島(龍郷町，瀬戸内町，大和村，宇検村)，喜界島，加計呂麻島，与路島，請島，徳之島，沖永良部島，与論島

２　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑺　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

⑻　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

⑴　⑵の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑵　定額制供給の場合は，⑴に準ずるものといたします。この場合，

⑷にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，⑷にいう検針日は，応当日といたします。

３　燃 料 費 調 整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１

位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，27,400円といたします。

ハ　調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，41,100円といたします。

ニ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに㈠または㈡の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈠　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{\text{㈡の基準単価}}{1,000}$$

ｂ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

燃料費調整単価＝

$$（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{\text{㈡の基準単価}}{1,000}$$

ｃ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

燃料費調整単価＝

$$（調整上限燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{⑵の基準単価}{1,000}$$

⑵　⑴以外の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{⑵の基準単価}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{⑵の基準単価}{1,000}$$

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

⑴　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，⑵の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

㈡　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，㈠にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　燃料費調整額

㈠　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの

燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	５３銭０厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１円０５銭９厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２円１１銭９厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３円１７銭９厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	５円２９銭８厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	５円２９銭８厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１円５８銭３厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３円１６銭５厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１円５８銭３厘

㈡　臨 時 電 灯 Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	４銭３厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	８銭６厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	８銭６厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	８５銭４厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	８５銭４厘

㈢　臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	８９銭８厘

㈡　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は，次のとおりといたします。

契　約　電　力	0.5ｷﾛﾜｯﾄ	1ｷﾛﾜｯﾄ	2ｷﾛﾜｯﾄ	3ｷﾛﾜｯﾄ	4ｷﾛﾜｯﾄ	5ｷﾛﾜｯﾄ
１日につき	円　銭　厘 0.224	円　銭　厘 0.449	円　銭　厘 0.898	円　銭　厘 1.346	円　銭　厘 1.795	円　銭　厘 2.243

ロ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１３銭６厘

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

４　離島ユニバーサルサービス調整

⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）\times\frac{⑵の離島基準単価}{1,000}$$

⑵　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{⑵の離島基準単価}{1,000}$$

⑶　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{⑵の離島基準単価}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

⑴　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，⑵の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から ３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の 検針日の前日までの期間
毎年２月１日から ４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の 検針日の前日までの期間
毎年３月１日から ５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の 検針日の前日までの期間
毎年４月１日から ６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の 検針日の前日までの期間
毎年５月１日から ７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年６月１日から ８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年７月１日から ９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の １月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検 針日の前日までの期間
毎年10月１日から 12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検 針日の前日までの期間
毎年11月１日から 翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検 針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２ 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は，翌年の ２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検 針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ﾍ 離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ﾆによって算定された各

契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	１銭３厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	２銭５厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	５銭２厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	７銭７厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	１２銭９厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	１２銭９厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	３銭９厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	７銭７厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	３銭９厘

㈡　臨 時 電 灯 Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	１厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	２厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	２厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	２銭１厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	２銭１厘

㈢　臨　時　電　力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	２銭２厘

㈡　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

離島基準単価は，次のとおりといたします。

契　約　電　力	0.5ｷﾛﾜｯﾄ	1ｷﾛﾜｯﾄ	2ｷﾛﾜｯﾄ	3ｷﾛﾜｯﾄ	4ｷﾛﾜｯﾄ	5ｷﾛﾜｯﾄ
１日につき	円　銭　厘 0.006	円　銭　厘 0.011	円　銭　厘 0.022	円　銭　厘 0.033	円　銭　厘 0.043	円　銭　厘 0.054

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	３厘

⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

５　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100\ \text{パーセント} \times \left\{\begin{array}{l}\text{電熱器}\\ \text{総容量}\end{array}\right\} + 90\ \text{パーセント} \times \left\{\begin{array}{l}\text{力　率　90}\\ \text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\} + 80\ \text{パーセント} \times \left\{\begin{array}{l}\text{力　率　80}\\ \text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

６　日割計算の基本算式

⑴　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，31（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}\quad\text{は，}\quad\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

⑴　従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量}=12\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

⑵　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量}=120\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量}=180\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑶　⑴または⑵によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾆ) 31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認

する場合は，その値によります。

⑵　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　定額制供給の場合または30（使用電力量の計量）⑻の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日

数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

7　夜間蓄熱型機器

⑴　夜間蓄熱型機器とは，主として夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

⑵　⑴の「主として夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に通電する機能」とは，お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

⑶　夜間蓄熱型機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

⑷　当社は，夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

別　紙

離　島　等　供　給　約　款

［高圧・特別高圧用］

2026年11月１日 実施

九州電力送配電株式会社

離島等供給約款［高圧・特別高圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1

1　適　　用 …… Ⅰ－1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… Ⅰ－1

3　定　　義 …… Ⅰ－1

4　単位および端数処理 …… Ⅰ－5

5　実　施　細　目 …… Ⅰ－6

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1

6　需給契約の申込み …… Ⅱ－1

7　需給契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－3

8　需　要　場　所 …… Ⅱ－3

9　需給契約の単位 …… Ⅱ－3

10　供　給　の　開　始 …… Ⅱ－3

11　供　給　の　単　位 …… Ⅱ－4

12　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－4

13　需給契約書等の作成 …… Ⅱ－4

Ⅲ　契約種別および料金 …… Ⅲ－1

14　契　約　種　別 …… Ⅲ－1

15　業　務　用　電　力 …… Ⅲ－2

16　業務用電力Ⅰ …… Ⅲ－10

17　産　業　用　電　力 …… Ⅲ－14

18　産業用電力Ⅰ …… Ⅲ－22

19　臨　時　電　力 …… Ⅲ－25

20　臨　時　電　力　Ⅰ …… Ⅲ－28

21　かんがい排水用電力 ····· Ⅲ - 31
22　自家発補給電力 ····· Ⅲ - 34
23　自家発補給電力Ⅰ ····· Ⅲ - 46
24　予　備　電　力 ····· Ⅲ - 53
25　蓄熱・電化契約 ····· Ⅲ - 56

Ⅳ　料金の算定および支払い ····· Ⅳ - 1
26　料金の適用開始の時期 ····· Ⅳ - 1
27　検　　針　　日 ····· Ⅳ - 1
28　料金の算定期間 ····· Ⅳ - 2
29　使用電力量等の計量 ····· Ⅳ - 3
30　料 金 の 算 定 ····· Ⅳ - 6
31　日　割　計　算 ····· Ⅳ - 7
32　料金の支払義務および支払期日 ····· Ⅳ - 8
33　料金その他の支払方法 ····· Ⅳ - 10

Ⅴ　使用および供給 ····· Ⅴ - 1
34　適正契約の保持 ····· Ⅴ - 1
35　契 約 超 過 金 ····· Ⅴ - 1
36　力 率 の 保 持 ····· Ⅴ - 1
37　需要場所への立入りによる業務の実施 ····· Ⅴ - 2
38　電気の使用にともなうお客さまの協力 ····· Ⅴ - 3
39　供 給 の 停 止 ····· Ⅴ - 3
40　供給停止の解除 ····· Ⅴ - 6
41　供給停止期間中の料金 ····· Ⅴ - 6
42　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ····· Ⅴ - 6
43　損害賠償の免責 ····· Ⅴ - 6
44　設 備 の 賠 償 ····· Ⅴ - 7

Ⅵ　契約の変更および終了 ····· Ⅵ - 1
45　需給契約の変更 ····· Ⅵ - 1
46　名 義 の 変 更 ····· Ⅵ - 1
47　需給契約の消滅 ····· Ⅵ - 1
48　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 ····· Ⅵ - 2
49　解　　約　　等 ····· Ⅵ - 5
50　需給契約消滅後の債権債務関係 ····· Ⅵ - 6

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 ····· Ⅶ - 1
51　供給方法，工事および施設 ····· Ⅶ - 1
52　工事費負担金等の申受けおよび精算 ····· Ⅶ - 1
53　工事費負担金契約書の作成 ····· Ⅶ - 2

Ⅷ　保　　安 ····· Ⅷ - 1
54　保 安 の 責 任 ····· Ⅷ - 1
55　保安等に対するお客さまの協力 ····· Ⅷ - 1

附　　則 ····· 附則 - 1
別　　表 ····· 別表 - 1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

⑴　当社が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧・特別高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

⑵　この離島約款は，別表１（離島）に定める離島に適用いたします。

２　離島等供給約款の届出および変更

⑴　この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

⑵　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧・特別高圧用］によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑵　特　別　高　圧

標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは 100,000ボルトをいいます。

⑶　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属

装置を含みます。）をいいます。

⑷　小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑸　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑹　付　帯　電　灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

⑺　契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑻　契 約 受 電 設 備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。

⑼　契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑽　契 約 使 用 期 間

契約上使用できる期間をいいます。

⑾　最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

⑿　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⒀　そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⒁　休　　日

別表６（休日および休日等）⑴に定める日をいいます。

⒂　平　　日

休日以外の日をいいます。

⒃　ピーク時間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。

⒄　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。

⒅　夜　間　時　間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

⒆　貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒇　スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引

をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

⑵1　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から１月31日までの期間，２月１日から２月28日までの期間（閏年となる場合は，２月29日までの期間といたします。），３月１日から３月31日までの期間，４月１日から４月30日までの期間，５月１日から５月31日までの期間，６月１日から６月30日までの期間，７月１日から７月31日までの期間，８月１日から８月31日までの期間，９月１日から９月30日までの期間，10月１日から10月31日までの期間，11月１日から11月30日までの期間または12月１日から12月31日までの期間をいいます。

⑵2　離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

⑵3　平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，

毎年１月21日から２月20日までの期間，２月21日から３月20日までの期間，３月21日から４月20日までの期間，４月21日から５月20日までの期間，５月21日から６月20日までの期間，６月21日から７月20日までの期間，７月21日から８月20日までの期間，８月21日から９月20日までの期間，９月21日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の１月20日までの期間をいいます。

⑵4　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イを適用した場合に算定された値または15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イに準じて適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は，契約電力を１キロワットといたします。

⑶　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑷　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で

四捨五入いたします。

⑸　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実　施　細　目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約，電化厨房契約，オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無

⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供す

ること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

⑶　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

⑸　お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の発電設備系統連系サービス要綱を遵守し，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

⑹　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄

電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力および臨時電力Ｉの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電力および臨時電力Ｉの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのうちの１契約種別と臨時電力もしくは臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力もしくは自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力または予備電力のうちの１または２以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

10　供　給　の　開　始

⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さま

と協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

⑵　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，契約超過金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書等の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

また，当社は，42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および55（保安等に対するお客さまの協力）⑶に定める事項その他系統運用上必要な事項について，お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

⑴ 業 務 用 電 力

イ　業務用電力Ａ

ロ　業務用季時別電力Ａ

ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ

⑵ 業 務 用 電 力 Ⅰ

イ　業務用電力Ａ－Ⅰ

ロ　業務用季時別電力Ａ－Ⅰ

ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ

⑶ 産 業 用 電 力

イ　産業用電力Ａ

ロ　産業用季時別電力Ａ

⑷ 産 業 用 電 力 Ⅰ

イ　産業用電力Ａ－Ⅰ

ロ　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ

⑸ 臨　時　電　力

⑹ 臨 時 電 力 Ⅰ

⑺ かんがい排水用電力

⑻ 自家発補給電力

イ　業務用自家発補給電力

ロ　産業用自家発補給電力

⑼ 自家発補給電力Ⅰ

イ　業務用自家発補給電力Ⅰ

ロ　産業用自家発補給電力Ⅰ

⑽　予　備　電　力

15　業　務　用　電　力

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。）16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧

で供給することがあります。

契約電力　2,000キロワット未満	標準電圧　６，０００ボルト
契約電力　2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧　２０，０００ボルト
契約電力　10,000キロワット以上	標準電圧　６０，０００ボルト

⑶　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された

日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ)　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供

給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

⑴　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。

⑵　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

⑷　業務用電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

⑸　業務用季時別電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

⑹　業務用休日エコノミー電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

⑴　業務用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９８銭	１６円０５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５２銭	１４円７０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５２銭	１４円７０銭

㈡　業務用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円７５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭

ｂ　昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円２８銭	１６円３３銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭

(ﾊ)　業務用休日エコノミー電力Ａ

電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　休　　日

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２８銭	１３円５９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１３円１１銭	１２円５１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１３円１１銭	１２円５１銭

b　平　　日

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円１０銭	１７円０８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５５銭	１５円６２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５５銭	１５円６２銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセント

といたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(6) そ　の　他

イ　業務用休日エコノミー電力Ａの場合，契約期間満了に先だって，原則として業務用休日エコノミー電力Ａ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　業務用電力Ａから業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ａを適用いたしません。また，業務用季時別電力Ａから業務用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用季時別電力Ａを適用いたしません。

ハ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用休日エコノミー電力Ａを適用いたしません。

16　業務用電力Ｉ

(1) 適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，業務用電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

⑴　業務用電力Ａ－Ｉ

契約電力１キロワットにつき	１，６１７円１９銭

⑵　業務用季時別電力Ａ－Ｉ

契約電力１キロワットにつき	１，６１７円１９銭

⑶　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉ

契約電力１キロワットにつき	１，６１７円１９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

⑴　業務用電力Ａ－Ｉ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円５９銭	２１円１４銭

⑵　業務用季時別電力Ａ－Ｉ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピ ー ク 時 間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	２９円２６銭

b　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２５円１６銭	２４円１３銭

c　夜　間　時　間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	１５円２０銭

㈧　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉ

電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　休　　日

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	１６円８６銭	１５円９３銭

b　平　　日

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円９９銭	２３円３３銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

⑷　そ　　の　　他

イ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力Ｉの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，業務用電力の契約種別から業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。

ハ　業務用電力Ｉの各契約種別からその他の業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。

17　産 業 用 電 力

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルト

アンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉとあわせて契約する場合は，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力　2,000キロワット未満	標準電圧　６，０００ボルト
契約電力　2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧　２０，０００ボルト
契約電力　10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧　６０，０００ボルト
契約電力　50,000キロワット以上	標準電圧　１００，０００ボルト

⑶　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当

社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。

(ﾛ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその１月の最大需要電力を差し引い

た値とその１月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘに

よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

⑷　産業用電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

⑷　産業用季時別電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

㈠　産業用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５０銭	１５円６１銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１３銭	１４円３４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１３銭	１４円３４銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１３銭	１４円３４銭

㈡　産業用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円７５銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭

ｂ　昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円２８銭	１６円３３銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭

ｃ　夜　間　時　間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭

ハ　力率割引および割増し

⑷　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

⑸　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

⑹　そ　の　他

イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ　産業用電力Ａから産業用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａを適用いたしません。また，産業用季時別電力Ａから産業用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａを適用いたしません。

18　産業用電力Ｉ

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受け，契約電力が500キロワット未満の需要で，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，産業用電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別

表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

(ｲ)　産業用電力Ａ－Ｉ

契約電力１キロワットにつき	１，６７２円１９銭

(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ－Ｉ

契約電力１キロワットにつき	１，６７２円１９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ)　産業用電力Ａ－Ｉ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，

夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	１９円９９銭	１８円７７銭

⑵ 産業用季時別電力Ａ－Ⅰ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ ピ ー ク 時 間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	２６円６７銭

ｂ 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２３円１５銭	２１円８８銭

ｃ 夜 間 時 間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	１５円２０銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。

⑷ そ の 他

イ 契約期間満了に先だって，原則として産業用電力Ｉの契約種別以外

の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は，産業用電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用電力Ａに準じて算定し，産業用季時別電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用季時別電力Ａに準じて算定いたします。この場合，蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては，蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ハ　産業用電力Ｉの契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，産業用電力の契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。

ニ　産業用電力Ａ－Ｉから産業用季時別電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａ－Ｉを適用いたしません。また，産業用季時別電力Ａ－Ｉから産業用電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａ－Ｉを適用いたしません。

19　臨　時　電　力

⑴　適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）によって算定された契約

電力の値といたします。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

⑴　業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円１０銭	１７円９８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円３８銭	１６円３９銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円３８銭	１６円３９銭

⑵　産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円５２銭	１７円４５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９０銭	１５円９６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９０銭	１５円９６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９０銭	１５円９６銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準じて適

用いたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

⑴　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

⑵　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

⑷　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

20　臨 時 電 力 Ⅰ

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受け，契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限ります。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，臨時電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，業務用電力Ａ－Ｉまたは産業用電力Ａ－Ｉの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａ－Ｉまたは産業用電力Ａ－Ｉの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

⑴　業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２５円８３銭	２４円１０銭

⑵　産業用電力の適用範囲に該当する場合

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円７２銭	２１円２５銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，臨時電力に準ずるものといたします。

⑷　そ　　の　　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力Ｉを適用いたします。

ハ　臨時電力の適用を受けるお客さまは，臨時電力Ｉに需給契約を変更できません。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，臨時電力に準ずるものといたします。

21　かんがい排水用電力

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

⑵　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，⑶に定める契約年度の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

⑶　契　約　年　度

契約年度は，毎年１月の検針日から翌年１月の検針日の前日までといたします。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，産業用電力に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

⑷　基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まっ

たく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	７９２円１９銭
	標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合	６２５円３１銭

(ﾛ) 契約年度における基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものといたします。

なお，契約年度の中途で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は，その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円０２銭	１４円２７銭
	標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合	１４円６０銭	１３円８３銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

(ｲ) 負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社と

の協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(6) そ　の　他

イ　契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は，当該契約年度の翌年度の１月の検針日といたします。ただし，契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。

ロ　その他の事項については，産業用電力に準ずるものといたします。

22　自家発補給電力

(1) 業務用自家発補給電力

イ　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，業務用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，業務用自家発補給電力を契約していただきます。

また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたしま

す。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

⑵　⑴によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ａ　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

ｂ　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，⑹によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定され

た燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

㈠　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，５４７円７９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月

につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	８２４円００銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	６９８円７６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	６９８円７６銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円００銭	１６円９８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円４４銭	１５円５２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円４４銭	１５円５２銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円８４銭	１９円５４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１８円９４銭	１７円８０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１８円９４銭	１７円８０銭

⑹　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　業務用自家発補給電力の使用

⑴　お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

⑵　常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が15（業務用電力）⑷ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）⑷ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは，⑴にかかわらず，業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，業務用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

⑴　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）⑷イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）⑷イに準じて定めるお客さまの場合で，業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

⑵　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）⑷ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）⑷ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，そ

の需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ)　使用電力量は，業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。

a　業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　業務用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　業務用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。

⑹　使用電力量の区分

業務用自家発補給電力の使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　　の　　他

⑴　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

⑵　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

⑹　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

⑵　産業用自家発補給電力

イ　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，産業用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，産業用自家発補給電力を契約していただきます。

また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，⑵によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴

へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑴　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，５４７円７９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	５９８円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	４９３円０６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	４９３円０６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	４９３円０６銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

⑵　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円４８銭	１６円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９９銭	１５円１３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９９銭	１５円１３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９９銭	１５円１３銭

b　a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円１６銭	１８円９４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１８円４０銭	１７円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１８円４０銭	１７円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１８円４０銭	１７円３１銭

⑹　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。

ニ　産業用自家発補給電力の使用

⑴　お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

⑵　常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が17（産業用電力）⑷ロによって決定されるお客さままたは17（産業用電力）⑷ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえな

いときは，⑴にかかわらず，産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

⑴　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）⑷イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）⑷イに準じて定めるお客さまの場合で，産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

⑵　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）⑷ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）⑷ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

⑴　使用電力量は，産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によっ

て定めておくものとし，産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

a　産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　産業用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　産業用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。

(ﾊ)　使用電力量の区分

産業用自家発補給電力の使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およ

び発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

㈧　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。

23　自家発補給電力Ⅰ

⑴　業務用自家発補給電力Ⅰ

イ　適　用　範　囲

業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，かつ，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，業務用自家発補給電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈧によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡とな

る場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑺　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	１，７４９円１９銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	５８４円２０銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

⑻　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電

力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円１７銭	２２円５９銭

ｂ　ａ以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２８円５３銭	２６円５４銭

⑷　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

⑴　使用電力量は，業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力Ｉの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力Ｉの使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。

ａ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　業務用自家発補給電力Ⅰの継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量といたします。

(ﾊ)　使用電力量の区分

業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ)　業務用自家発補給電力Ⅰから業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。

(ﾆ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

(2)　産業用自家発補給電力Ⅰ

イ　適　用　範　囲

産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，契約電力が500キロワット未満，かつ，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，産業用自家発補給電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島

ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	１，８０９円６９銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	４５１円１０銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

⑸　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２１円３２銭	１９円９９銭

ｂ　ａ以外の場合

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円９５銭	２３円３０銭

⑹　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

⑴　使用電力量は，産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，産業用自家発補給電力Ⅰの使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

ａ　産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

⑵　産業用自家発補給電力Ⅰの継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力Ⅰの使用電力量を算定することが不適当と認められる

場合は，産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力Ⅰの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

産業用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に産業用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ホ そ の 他

(ｲ) 定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) 産業用自家発補給電力Ⅰから産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

24 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力，業務用電力Ⅰ，産業用電力または産業用電力Ⅰのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いた

します。

イ　予　　備　　線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ　予　備　電　源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

⑵　契　約　電　力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があって，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算

定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備電力の供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予　備　線	予 備 電 源
契 約 電 力 １キロワットにつき	高圧で常時供給を受ける場合	１４２円９２銭	１７８円４６銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	７５円４２銭	１１９円８６銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセン

トといたします。）で修正したものといたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

⑷　そ　　の　　他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

25　蓄熱・電化契約

⑴　蓄 熱 調 整 契 約

イ　適　用　範　囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

ロ　時 間 帯 区 分

時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。

⑺　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

⑻　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ　料　　金

各月の料金は，業務用電力の契約種別，業務用電力Ｉの契約種別，産業用電力の契約種別または産業用電力Ｉの契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

㈠　蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

ａ　業務用電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用電力Aの夏季料金またはその他季料金} - \text{㈡の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ｂ　業務用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用季時別電力Aの夜間時間における電力量料金} - \text{㈡の蓄熱単価} \right)$$

ｃ　業務用休日エコノミー電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用休日ｴｺﾉﾐｰ電力Aの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金} - \text{㈡の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえ

た値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

d　業務用電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用電力Ａ－Ｉの夏季料金またはその他季料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ｉの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ｉのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

e　業務用季時別電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用季時別電力Ａ－Ｉの夜間時間における電力量料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

f　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用休日ｴｺﾉﾐｰ電力Ａ－Ｉの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

g　産業用電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\begin{array}{l} \text{産業用電力Ａの夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

h　産業用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\begin{array}{l} \text{産業用季時別電力Ａの夜間} \\ \text{時間における電力量料金} \end{array} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

i　産業用電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\begin{array}{l} \text{産業用電力Ａ－Ｉの夏季} \\ \text{料金またはその他季料金} \end{array} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ｉの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ｉのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

j　産業用季時別電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\begin{array}{l} \text{産業用季時別電力Ａ－Ｉ} \\ \text{の夜間時間における電力量料金} \end{array} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

(ロ)　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，別表10（蓄熱電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ)　蓄熱単価

蓄熱単価は，次のとおりといたします。

蓄熱電力量１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１３円４３銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８１銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８１銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８１銭

ニ　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(ｲ)　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，(ﾛ)によるものといたします。

a　別表11（調整期間および調整時間）(2)に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

b　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

(ﾛ)　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，ハによって算定された金額からａによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

a　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額＝ｂの契約調整電力×調整時間×ｃの割引単価

b　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

c　割引単価

割引単価は，１月につき次のとおりといたします。

契約調整電力 １キロワット １時間につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１,０６７円００銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１,０１２円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１,０１２円００銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１,０１２円００銭

ホ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

㈠　空調システム，給湯および暖房等の蓄熱運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は，ハによって算定された金額から㈡によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

㈡　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

ただし，まったく電気を使用しない場合の㈡の割引単価は，半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝㈠の蓄熱ピークシフト電力×㈡の割引単価

㈢　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，次のとおり定めるものといたします。

ａ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

蓄熱ピークシフト電力は，１年を通じての夜間時間の最大需要電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値

といたします。ただし，この場合の蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

b　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　割　引　単　価

割引単価は，１月につき次のとおりといたします。

a　業務用電力の契約種別および産業用電力の契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１，９９１円７１銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	１，７２８円３１銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	１，７２８円３１銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給を受ける場合	１，７２８円３１銭

b　業務用電力Ｉの契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	１，３７４円６１銭

ｃ　産業用電力Ｉの契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	１，４２１円３６銭

㈱　当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

㈷　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。

ヘ　そ　　の　　他

㈠　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

㈡　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

⑵　電化厨房契約

イ　適　用　範　囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

㈠　別表12（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。

㈡　電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。

ロ　料　　金

各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

㈠　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，その１月の電化厨房電力量により，次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額＝㈡の電化厨房電力量×㈢の割引単価

㈡　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，別表13（電化厨房電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

㈢　割　引　単　価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房電力量１キロワット時につき	３円３０銭

ハ　そ　　の　　他

㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

㈡　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

⑶　オール電化割引

イ　適　用　範　囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。

㈠　需要場所における給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。

㈡　電化厨房機器を使用し，その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。

ロ　料　　金

各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「オール電化割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

㈠　オール電化割引額

オール電化割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

ただし，次により算定された金額が㈢に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は，㈢に定めるオール電化割引上限額といたします。

オール電化割引額＝㈡のオール電化割引対象額

×㈣のオール電化割引率

㈡　オール電化割引対象額

オール電化割引対象額は，各契約種別によって料金として算定された金額から，当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。

㈣　オール電化割引率

オール電化割引率は，５パーセントといたします。

㈢　オール電化割引上限額

オール電化割引上限額は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	５５０，０００円００銭

ハ　そ　の　他

㈠　当社は，オール電化需要であることを確認するために，必要に応

じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ) この割引は，お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し，この割引の契約が成立した日以降適用いたします。

(ﾊ) お客さまが，給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾆ) 当社は，31（日割計算）に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。

(4) 電化空調割引

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。

(ｲ) (1)の適用を受ける需要であること。

(ﾛ) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。

なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式または交流３相４線式とし，定格電圧は200ボルト以上といたします。

ロ 時間帯区分

時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) ピーク時間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

(ﾛ) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

ハ 料金

各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

㈠　電化空調割引額

電化空調割引額は，その１月の電化空調電力量により，次のとおり算定いたします。

電化空調割引額＝㈡の電化空調電力量×㈢の割引単価

㈡　電化空調電力量

電化空調電力量は，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月における電化空調電力量は，㈣に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。

㈣　電化空調上限電力量

各月の電化空調上限電力量は，⑴ハ㈡に定めるその１月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に３を乗じてえた値といたします。ただし，蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は，蓄熱電力量に３を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に３を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。

㈢　割　引　単　価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化空調電力量１キロワット時につき	３円３０銭

ニ　そ　　の　　他

㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

㈡　お客さまが，電気空調システムの内容の変更等をされる場合は，

あらかじめ申し出ていただきます。

㈧　当社は，この割引の適用を開始し，またはこの割引の契約が消滅した場合は，電化空調上限電力量の日割計算を行ないます。

Ⅳ　料金の算定および支払い

26　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は，あらためて需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

27　検　　針　　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社または当該配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社または当該配電事業者は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

28　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また，15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は，需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合，変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。

⑵　記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，⑴にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始

日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。また，15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は，需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合，変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。

29　使用電力量等の計量

⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑻および⑿の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

イ　27（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　27（検針日）⑸の場合の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で

除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　27（検針日）⑹の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ　27（検針日）⑺の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵　業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ｉ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ｉの使用電力量は，原則として各時間帯別に，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉの使用電力量は，原則として休日平日別に計量を行ないます。

⑶　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，⑾および⑿の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分

最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

⑷　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

⑸　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

⑹　使用電力量または最大需要電力は，⑸にかかわらず，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

⑺　当社は，検針の結果を当社の定める方法により，すみやかにお客さまにお知らせいたします。

⑻　当社は，料金の算定期間内であっても，当社が必要と認める場合は，計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は，原則として，計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき，⑴に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し，その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。

⑼　業務用電力Ａ，業務用電力Ａ－Ⅰ，産業用電力Ａ，産業用電力Ａ－Ⅰまたはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がと

もに含まれる場合で，⑻により計量値を７月１日または10月１日に確認するときは，夏季およびその他季の使用電力量は，その値によります。

⑽　業務用電力Ａ，業務用電力Ａ－Ｉ，産業用電力Ａ，産業用電力Ａ－Ｉまたはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（⑼の場合を除きます。）には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお，⑻により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（⑼の場合を除きます。）は，確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と，夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を，夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

⑾　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における最大需要電力は，⑿の場合を除き，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに⑶に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

⑿　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

30　料　金　の　算　定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　28（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　28（料金の算定期間）⑵の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

31　日　割　計　算

⑴　当社は，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表９（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）⑴ロにより算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵　30（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，30（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶　力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表９（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

32　料金の支払義務および支払期日

⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。

イ　27（検針日）⑹の場合の料金または29（使用電力量等の計量）⑴イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，29（使用電力量等の計量）⑿の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日に発生いたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日に発生いたします。

⑵　お客さまの料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

イ　お客さまが，振り出し，もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合

ロ　お客さまが，破産，再生，会社更生，特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け，または自ら申立てを行なった場合

ハ　お客さまが，強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ　お客さまが，公租公課の滞納処分を受けた場合

⑶　お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおりといたします。

イ　お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については，お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，⑵イからニまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は，

支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

⑷　お客さまが⑵イからニまでに該当する事由を解消された場合には，当社に申し出ていただきます。この場合，その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については，お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

33　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合，料金の口座振替日は32（料金の支払義務および支払期日）⑵にかかわらず，当社の指定した日といたします。

ただし，32（料金の支払義務および支払期日）⑵イからニまでに該当する場合，この支払方法は適用いたしません。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

⑵　お客さまが料金を⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，⑴ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人

（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑷　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

⑸　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑹　27（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

34　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

35　契約超過金

⑴　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

⑵　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

36　力率の保持

⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進相用コンデンサの開放により，進み力率となら

ないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

⑵　当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

37　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵　55（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用の防止等に必要な，お客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　39（供給の停止），47（需給契約の消滅）または49（解約等）により必要な処置

⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

38　電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

39　供 給 の 停 止

⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止

することがあります。

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，特別の事情がある場合を除き，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし，32〔料金の支払義務および支払期日〕⑵イからニまでに該当するときは，お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　かんがい排水用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　かんがい排水用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　産業用電力，産業用電力Ⅰ，かんがい排水用電力，産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力Ⅰの場合または臨時電力，臨時電力Ⅰもしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ　37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　38（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑸　お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，34（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑹　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑺　⑴から⑹によって供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給を停止するために適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

⑻　⑵の予告ならびに⑶および⑷の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

⑼　⑸および⑹の場合，当社は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑽　お客さまが正当な理由なく⑵の予告，⑶および⑷の警告ならびに⑼のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑻または⑼の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑵の予告，⑶および⑷の警告ならびに⑼のお知らせをしたものとみなします。

40　供給停止の解除

39（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

41　供給停止期間中の料金

39（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

42　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。

43　損害賠償の免責

⑴　10（供給の開始）⑴によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償

の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

⑵　42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

⑶　お客さまが６（需給契約の申込み）⑸による措置を講じなかったことによって生じた損害については，当社は，その賠償の責めを負いません。

⑷　39（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑸　当社は，その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

44　設 備 の 賠 償

⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修　理　費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

45　需給契約の変更

⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

⑵　お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

46　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

47　需給契約の消滅

⑴　需給契約は，次の場合を除き，契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお，この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といた

します。

イ　お客さまが，契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，次の場合を除き，廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には，あらかじめその廃止期日を定めて，当社へ文書により通知していただき，当社または当該配電事業者は，原則としてその廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(ｲ)　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ　49（解約等）によって，当社が需給契約を解約した場合は，解約日に需給契約は消滅するものといたします。

(2)　当社または当該配電事業者は，原則として契約期間満了の日の翌日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

48　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1)　次の場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Ｉまたは産業用電力Ｉの場合は，臨時電力Ｉといたします。ただし，産業用電力Ｉの場合で，18〔産業用電力Ｉ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ｉ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ｉの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，次の金額を精算いたします。

⑴　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

⑵　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ロ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，減少契約電力分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）につき臨時電力（業務用電力Ｉまたは産業用電力Ｉの場合は，臨時電力Ｉといたします。ただし，産業用電力Ｉの場合で，18

〔産業用電力Ｉ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ｉ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ｉの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の減少分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社または当該配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，契約電力の増加に見合う部分といたします。）について，次の金額を精算いたします。

⑴　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

⑵　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ハ　15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イに準じて契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を消滅させ，または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃにより契約電力を減少しようとされる場合または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃに準じて契約電力を減少しようとされる場合は，イまたはロに準

ずるものといたします。この場合，イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）⑷イ(ｲ)ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日または15（業務用電力）⑷イ(ｲ)ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ(ｲ)ｃに準じて契約電力を減少しようとされる日といたします。

⑵ お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については，⑴にかかわらず精算いたしません。

なお，需給契約の消滅の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に⑴に準じて工事費の精算を行ないます。

⑶ 非常変災等やむをえない理由による場合は，⑴にかかわらず精算いたしません。

49 解　　約　　等

⑴ 39（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑵ お客さまが，47（需給契約の消滅）⑴イによる通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

⑶ ⑴のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的

方法により行ないます。

⑷　お客さまが正当な理由なく⑴のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑶の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑴のお知らせをしたものとみなします。

50　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

51　供給方法，工事および施設

⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

52　工事費負担金等の申受けおよび精算

⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

なお，特別高圧で電気の供給を受ける場合は，原則として，当該供給に係る申込みを当社が承諾した日から３月以内に工事費負担金をお客さまから申し受けます。

⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは

変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

なお，特別高圧で電気の供給を受ける場合の工事費負担金の支払いに関する期日は，当該配電事業者の託送約款等に定めるところによります。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

53　工事費負担金契約書の作成

当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事費負担金契約書を作成いたします。

なお，工事費負担金契約の締結は，工事着手前に行ないます。

Ⅷ　保　　安

54　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

55　保安等に対するお客さまの協力

⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要が

あるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

⑶　当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2026年11月１日から実施いたします。

２　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

３　負荷率別契約のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

⑵　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，負荷率別契約と次の１または２以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，深夜電力または第２深夜電力のうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，か

んがい排水用電力，予備電力

⑶　契　約　電　力

契約電力は，業務用電力または産業用電力に準じて定めます。

⑷　算定対象基準電力

算定対象基準電力は，⑶によって定めた値といたします。ただし，自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は，⑶で定める契約電力に22（自家発補給電力）⑴ロまたは⑵ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料

価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，３４３円１９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量をその１月の算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については，⑽のとおりといたします。

算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数	１キロワット時につき	
	夏 季 料 金	その他季料金
最初の100時間まで	１７円５２銭	１６円５３銭
100時間をこえ200時間まで	１６円４０銭	１５円５１銭
200時間をこえ300時間まで	１５円６７銭	１４円８６銭
300時間をこえ400時間まで	１５円２８銭	１４円５０銭
400時間をこえる部分	１５円１５銭	１４円３８銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

⑹　契 約 超 過 金

契約超過金は，35（契約超過金）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増したものの３倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(7) 蓄熱調整契約

イ 料　　金

各月の料金は，(5)によって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(ｲ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{(ﾊ)の夏季またはその他季の電力量料金単価} - \text{(ﾛ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，(ﾊ)の夏季の電力量料金単価を，その他季の蓄熱電力量には，(ﾊ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。

(ﾛ) 蓄熱単価

蓄熱単価は，25（蓄熱・電化契約）(1)ハ(ﾊ)に定める単価といたします。

(ﾊ) 電力量料金単価

電力量料金単価は，その１月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について，(5)ロにより算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその１月の使用電力量で除してえた値といたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，電力量料金単価は，夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。

また，電力量料金単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点

以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いにおける割引単価

割引単価は，25（蓄熱・電化契約）⑴ホ(ﾆ)ａに定める単価といたします。

⑻　使用電力量等の計量

イ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で，29（使用電力量等の計量）⑻により計量値を７月１日または10月１日に確認するときは，夏季およびその他季の使用電力量は，その値によります。

ロ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（イの場合を除きます。）には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお，29（使用電力量等の計量）⑻により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（イの場合を除きます。）は，確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と，夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を，夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

⑼　供 給 の 停 止

イ　お客さまが産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され，かつ，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ　イの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方

法により行ないます。

ハ　お客さまが正当な理由なくイの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてロの書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後にイの警告をしたものとみなします。

⑽　日割計算の基本算式

料金適用上の電力量区分は，次のとおりといたします。

なお，日割計算対象日数は，電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。

イ　電 力 量 区 分

１段料金適用電力量＝Ａ

$$\text{Ａ}=\text{算定対象基準電力(ｷﾛﾜｯﾄ)}\times 100\text{時間}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，１段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

２段料金適用電力量＝Ｂ－Ａ

$$\text{Ｂ}=\text{算定対象基準電力(ｷﾛﾜｯﾄ)}\times 200\text{時間}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，２段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

３段料金適用電力量＝Ｃ－Ｂ

$$\text{Ｃ}=\text{算定対象基準電力(ｷﾛﾜｯﾄ)}\times 300\text{時間}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，３段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

４段料金適用電力量＝Ｄ－Ｃ

$$Ｄ＝算定対象基準電力(ｷﾛﾜｯﾄ)\times 400時間\times\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，４段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　端　数　処　理

イによって算定された１段料金適用電力量，２段料金適用電力量，３段料金適用電力量および４段料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑾　そ　　の　　他

イ　契約期間満了に先だって，原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　⑷で定める算定対象基準電力に変更があった場合は，30（料金の算定）⑴ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。

ハ　業務用自家発補給電力Ｉまたは産業用自家発補給電力Ｉとあわせて，負荷率別契約の適用を受けることはできません。

ニ　その他の事項については，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

４　深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

⑵　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。

イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力，産業用電力Ｉまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と深夜電力とをあわせて契約する場合

ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのうちの１契約種別，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

ハ　１需要場所において，負荷率別契約，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

⑶　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。

⑴　契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表８（契約電力の算定方法）⑴に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

⑵　契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次のａによってえた値について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。

ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑷　供　給　条　件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付け

る適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調

整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１９４円６７銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１４円７６銭

⑹　供　給　の　停　止

イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。

ハ　イおよびロの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

ニ　お客さまが正当な理由なくイおよびロの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてハの書面の発送を書留郵便により行ないます。こ

の場合，書面を発送した日から２日後にイおよびロの警告をしたものとみなします。

⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

当社は，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

⑻　そ　　の　　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。

５　第２深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

⑵　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。

イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力，産業用電力Ｉまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と第２深夜電力とをあわせて契約する場合

ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力また

は産業用電力Ｉのうちの１契約種別，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

ハ　１需要場所において，負荷率別契約，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

⑶　契　約　電　力

契約電力は，深夜電力に準じて定めます。

⑷　供　給　条　件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２４４円１７銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１６円０８銭

⑹ 供給の停止

イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。

ハ　イおよびロの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

ニ　お客さまが正当な理由なくイおよびロの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてハの書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後にイおよびロの警告をしたものとみなします。

⑺ 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

当社は，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

⑻ そ　の　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。

６　蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置

⑴　蓄熱電力量に関する特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置）⑴の適用を受けている場合の蓄熱電力量は，25（蓄熱・電化契約）⑴ハ㈡にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は，ロにより計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ロ　夜間使用電力量の計量

㈠　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

㈡　夜間使用電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

㈢　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

ハ　控 除 電 力 量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたしま

す。この場合，控除率は，次に定める標準控除率の値または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

用　途	業　　種	標　準　控　除　率
空調	旅　館　・　ホ　テ　ル	２０パーセント
	病　　院	１０パーセント
	コンピュータセンター	２０パーセント
	放　　送　　局	３０パーセント
給湯	旅　館　・　ホ　テ　ル	３０パーセント
	寮	１０パーセント

ニ　単位および端数処理

㈠　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈡　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

⑵　電化厨房電力量を計量する場合の特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置）⑵の適用を受けている場合の電化厨房電力量は，25（蓄熱・電化契約）⑵ロ㈡にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，ロにより計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ロ　電化厨房電力量の計量

㈠　当社または当該配電事業者は，電化厨房機器の使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，この場合，専用の電路を施設し，原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。

㈡　電化厨房電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

㈢　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

⑶　電化空調電力量を計量する場合の特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置）⑶の適用を受けている場合の電化空調電力量は，25（蓄熱・電化契約）⑷ハ㈡にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電化空調電力量

電化空調電力量は，ロにより計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお，各月における電化空調電力量は，25（蓄熱・電化契約）⑷ハ㈢に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。

ロ　電化空調電力量の計量

㈠　当社または当該配電事業者は，非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，非蓄熱式電気空調機器は，専用の回路で施設していただきます。

㈡　電化空調電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

㈢　電化空調電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

7　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，32（料金の支払義務および支払期日）⑵および⑶にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日に

おける契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑶　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

⑷　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力または臨時電力Ｉの申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

⑸　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）⑸，16（業務用電力Ｉ）⑶，17（産業用電力）⑸，18（産業用電力Ｉ）⑶，19

（臨時電力）⑶，20（臨時電力Ⅰ）⑶，21（かんがい排水用電力）⑸，22（自家発補給電力）⑴ハおよび⑵ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）⑴ハおよび⑵ハ，24（予備電力）⑶，附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）⑸，附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸ならびに附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

⑹　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

８　工事費負担金の支払いに関する期日についての経過措置

特別高圧で電気の供給を受ける場合で，この離島約款実施の際現に当該供給に係る申込みを当社が承諾しており，かつ，お客さまが52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金を支払われていないときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴なお書にかかわらず，当社は，原則として，工事費負担金契約書に定める支払いに関する期日または2026年12月31日のいずれか遅い日までに工事費負担金をお客さまから申し受けます。

９　燃料費調整についての経過措置

契約種別ごとの契約電力が500キロワット未満のお客さま，15（業務用電力）⑷ハもしくは17（産業用電力）⑷ハによって決定されるお客さま，

または15（業務用電力）⑷ハもしくは17（産業用電力）⑷ハに準じて決定されるお客さまで，燃料費調整単価適用期間が2026年10月の検針日から2026年11月の検針日の前日までのお客さまについては，当該燃料費調整単価適用期間に対応する平均燃料価格算定期間は，別表３（燃料費調整）⑴ニ⑷にかかわらず，2026年６月１日から2026年８月31日までの期間といたします。

10　この離島約款の実施にともなう切替措置

2026年11月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　離　　島

この離島約款は，次の離島に適用いたします。

地　域	離　島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島
長崎県壱岐市	壱岐島，若宮島，原島，長島，大島
鹿児島県薩摩川内市	上甑島，中甑島，下甑島
鹿児島県鹿児島郡	竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島， 平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市)，馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町，南種子町)，屋久島， 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島（龍郷町，瀬戸内町，大和村，宇検村），喜界島，加計呂麻島，与路島，請島，徳之島，沖永良部島，与論島

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインター

ネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう４月の検針日は，５月１日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，そ

の端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

㈠　㈡および㈢の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

㈡　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈢の場合を除き，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈢　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう４月の検針日は，５月１日といたします。

３　燃 料 費 調 整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0028

β＝0.1819

γ＝1.0863

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基 準 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，46,100円といたします。

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

⑵　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

⑴　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，⑵および⑶の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から１月31日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から２月28日までの期間（閏年の場合は，２月29日までの期間）	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

㈡　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈠の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈠　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ホ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	９銭８厘
	特別高圧で供給を受ける場合	９銭６厘

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

４　市場価格調整

⑴　市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。ただし，これによりがたい場合は，調整の基準となる市場価格等にもとづき，当社が決定した値といたします。

平均市場価格＝全日単価×δ１＋昼間単価×δ２

全日単価＝各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を，各平均市場価格算定期間における商品の数により除した１キロワット時当たりの単価

昼間単価＝各平均市場価格算定期間の毎日午前６時から午後６時までのスポット市場価格の合計を，各平均市場価格算定期間における毎日午前６時から午後６時までの商品の数により除した１キロワット時当たりの単価

δ １＝0.4627

δ ２＝0.5373

なお，平均市場価格，全日単価および昼間単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈠　１キロワット時当たりの平均市場価格が８円22銭を下回る場合

市場価格調整単価＝

（８円22銭－平均市場価格）×㈡の調整係数

㈡　１キロワット時当たりの平均市場価格が８円22銭を上回る場合

市場価格調整単価＝

（平均市場価格－８円22銭）×㈡の調整係数

ハ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

㈠　各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，㈡および㈢の場合を除き，次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年１月２１日から２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月２１日から３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月２１日から４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月２１日から５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１２月２１日から翌年の１月20日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

㈡　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈠の場合を除き，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈢　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ニ　市場価格調整額

市場価格調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

⑵　調　整　係　数

調整係数は，平均市場価格が１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	２８銭４厘
	特別高圧で供給を受ける場合	２７銭８厘

⑶　市場価格調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの全日単価および昼間単価ならびに⑴ロによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

５　離島ユニバーサルサービス調整

⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）\times\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

⑵　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{\text{⑵の離島基準単価}}{1,000}$$

⑵　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島調整上限燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{\text{⑵の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

⑴　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，⑵および⑵の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から ３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の 検針日の前日までの期間
毎年２月１日から ４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の 検針日の前日までの期間
毎年３月１日から ５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の 検針日の前日までの期間
毎年４月１日から ６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の 検針日の前日までの期間
毎年５月１日から ７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年６月１日から ８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年７月１日から ９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の １月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検 針日の前日までの期間
毎年10月１日から 12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検 針日の前日までの期間
毎年11月１日から 翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検 針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２ 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は，翌年の ２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検 針日の前日までの期間

㈡　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈠の場合を除き，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈢　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，㈠に準ずるもの

といたします。この場合，⑷にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

⑵　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	３厘

⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

６　休日および休日等

⑴　休　　日

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日，12月31日

⑵　休　日　等

日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日，12月31日

7　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

⑴　ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×３

⑵　Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×0.866

⑶　変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）

－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）

＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×0.866

8　契約電力の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が500キロワット未満の場合または臨時電力Ｉのお客さまの契約電力は，次の⑴の値と⑵の値のうち，いずれか小さいものといたします。

⑴　契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な

装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量はロの係数を乗じないものといたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の14キロワットにつき	９０パーセント
次の30キロワットにつき	８０パーセント
次の100キロワットにつき	７０パーセント
次の150キロワットにつき	６０パーセント
次の200キロワットにつき	５０パーセント
500キロワットをこえる部分につき	３０パーセント

⑵　契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表７〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約

受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	８０パーセント
次の50キロワットにつき	７０パーセント
次の200キロワットにつき	６０パーセント
次の300キロワットにつき	５０パーセント
600キロワットをこえる部分につき	４０パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

９　日割計算の基本算式

⑴　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，30（料金の算定）⑴ハまたはニに該当する場合は，

$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　30（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力Ａ，業務用電力Ａ－Ⅰ，産業用電力Ａ，産業用電力Ａ－Ⅰ，臨時電力，臨時電力Ⅰおよびかんがい排水用電力のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ)　30（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は，その値によります。

(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　28（料金の算定期間）⑵の場合は，⑴イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，計量日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

10　蓄熱電力量協定基準

⑴　蓄熱電力量の協定

蓄熱電力量は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量をいい，使用用途に応じ，１月につき次のとおりといたします。

なお，その１月の使用電力量等から蓄熱電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱電力量を適正なものに変更していただきます。

イ　給　　湯

次により算定された値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

$$蓄熱電力量＝\frac{(沸上温度－給水温度)(℃)\times沸上量(L)\times4.19(kJ/L\cdot℃)\times使用日数(日/年)}{\frac{給湯器加熱能力(kW)}{給湯器消費電力(kW)}\times3,600(kJ/kWh)\times使用月数}$$

なお，沸上量は，貯湯槽の総容量のうち夜間時間の蓄熱運転により沸き上げる容量をいい，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　給　湯　以　外

蓄熱式負荷設備の仕様，使用実態等にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑵　日 割 計 算 等

料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

11　調整期間および調整時間

⑴　調　整　期　間

毎年７月１日から９月30日までの期間といたします。ただし，次の日は調整期間から除きます。

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，

８月13日，８月14日，８月15日，８月16日

⑵　調　整　時　間

調整期間の毎日午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，１時間を単位とし１時間

以上継続するものといたします。

12　適用対象機器類別

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，
スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，
電気湯沸器，その他加熱厨房機器

13　電化厨房電力量協定基準

電化厨房電力量は，お客さまの業種に応じ，１月につき次のとおりといたします。

なお，その１月の使用電力量等から電化厨房電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに電化厨房電力量を適正なものに変更していただきます。

⑴　電化厨房電力量

次により算定された値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

電化厨房機器の総容量（出力）×⑵に定める協定基準稼働時間

⑵　協定基準稼働時間

イ　お客さまの業種に応じ，次のとおりといたします。

業　　種	協定基準稼働時間	業　　種	協定基準稼働時間
飲 食 店	７０時間	スーパー	５５時間
病　　院	４０時間	保 育 所 社員食堂	２５時間
学校給食	１０時間	旅　　館 ホ テ ル	５０時間

ロ　イに定めのない業種の場合は，電化厨房機器の使用実態等にもとづき，お客さまと当社との協議によって，イに準じて定めます。

電気事業法施行規則第 31 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

３　料金の算出の根拠

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が，特定小売供給約款等に定める当社の供給区域における標準的な料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない，当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が，特定小売供給約款等に定める標準的な料金その他の供給条件の見直しを行なうことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

離島等供給約款［低圧用］　新旧対比表

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
離　島　等　供　給　約　款 **［低　圧　用］** **2025年４月１日 実施** **九州電力送配電株式会社**	**離　島　等　供　給　約　款** **［低　圧　用］** **~~2025~~2026年~~4~~11月１日 実施** **九州電力送配電株式会社**

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

離島等供給約款［低圧用］
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1
1　適　　用 …… Ⅰ－1
2　離島等供給約款の届出および変更 …… Ⅰ－1
3　定　　義 …… Ⅰ－1
4　単位および端数処理 …… Ⅰ－3
5　実　施　細　目 …… Ⅰ－4

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1
6　需給契約の申込み …… Ⅱ－1
7　需給契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－2
8　需　要　場　所 …… Ⅱ－3
9　需給契約の単位 …… Ⅱ－3
10　供　給　の　開　始 …… Ⅱ－3
11　供　給　の　単　位 …… Ⅱ－4
12　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－4
13　需給契約書の作成 …… Ⅱ－4

Ⅲ　契約種別および料金 …… Ⅲ－1
14　契　約　種　別 …… Ⅲ－1
15　定　額　電　灯 …… Ⅲ－2
16　従　量　電　灯 …… Ⅲ－4
17　季　時　別　電　灯 …… Ⅲ－12
18　高負荷率型電灯 …… Ⅲ－16
19　臨　時　電　灯 …… Ⅲ－20
20　公　衆　街　路　灯 …… Ⅲ－25
21　低　圧　電　力 …… Ⅲ－30
22　低圧季時別電力 …… Ⅲ－35
23　臨　時　電　力 …… Ⅲ－38
24　農　事　用　電　力 …… Ⅲ－41
25　深夜電力（防霜用） …… Ⅲ－47
26　口座振替割引契約 …… Ⅲ－49

離島等供給約款［低圧用］
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1
1　適　　用 …… Ⅰ－1
2　離島等供給約款の届出および変更 …… Ⅰ－1
3　定　　義 …… Ⅰ－1
4　単位および端数処理 …… Ⅰ－3
5　実　施　細　目 …… Ⅰ－4

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1
6　需給契約の申込み …… Ⅱ－1
7　需給契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－2
8　需　要　場　所 …… Ⅱ－3
9　需給契約の単位 …… Ⅱ－3
10　供　給　の　開　始 …… Ⅱ－3
11　供　給　の　単　位 …… Ⅱ－4
12　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－4
13　需給契約書の作成 …… Ⅱ－4

Ⅲ　契約種別および料金 …… Ⅲ－1
14　契　約　種　別 …… Ⅲ－1
15　定　額　電　灯 …… Ⅲ－2
16　従　量　電　灯 …… Ⅲ－4
17　季　時　別　電　灯 …… Ⅲ－12
18　高負荷率型電灯 …… Ⅲ－16
19　臨　時　電　灯 …… Ⅲ－20
20　公　衆　街　路　灯 …… Ⅲ－25
21　低　圧　電　力 …… Ⅲ－30
22　低圧季時別電力 …… Ⅲ－35
23　臨　時　電　力 …… Ⅲ－38
24　農　事　用　電　力 …… Ⅲ－41
25　深夜電力（防霜用） …… Ⅲ－47
26　口座振替割引契約 …… Ⅲ－49

現　行（2025年４月１日実施）		変　更　後（2026年11月１日実施予定）	
Ⅳ　料金の算定および支払い	Ⅳ - 1	**Ⅳ　料金の算定および支払い**	Ⅳ - 1
27　料金の適用開始の時期	Ⅳ - 1	27　料金の適用開始の時期	Ⅳ - 1
28　検　　針　　日	Ⅳ - 1	28　検　　針　　日	Ⅳ - 1
29　料金の算定期間	Ⅳ - 2	29　料金の算定期間	Ⅳ - 2
30　使用電力量の計量	Ⅳ - 2	30　使用電力量の計量	Ⅳ - 2
31　料　金　の　算　定	Ⅳ - 5	31　料　金　の　算　定	Ⅳ - 5
32　日　割　計　算	Ⅳ - 6	32　日　割　計　算	Ⅳ - 6
33　料金の支払義務および支払期日	Ⅳ - 6	33　料金の支払義務および支払期日	Ⅳ - 6
34　料金その他の支払方法	Ⅳ - 8	34　料金その他の支払方法	Ⅳ - 8
35　延　滞　利　息	Ⅳ - 10	35　延　滞　利　息	Ⅳ - ~~10~~ 9
36　保　　証　　金	Ⅳ - 10	~~36　保　　証　　金~~	~~Ⅳ - 10~~
Ⅴ　使用および供給	Ⅴ - 1	**Ⅴ　使用および供給**	Ⅴ - 1
37　適正契約の保持	Ⅴ - 1	~~37~~36　適正契約の保持	Ⅴ - 1
38　力　率　の　保　持	Ⅴ - 1	~~38~~37　力　率　の　保　持	Ⅴ - 1
39　需要場所への立入りによる業務の実施	Ⅴ - 1	~~39~~38　需要場所への立入りによる業務の実施	Ⅴ - 1
40　電気の使用にともなうお客さまの協力	Ⅴ - 2	~~40~~39　電気の使用にともなうお客さまの協力	Ⅴ - 2
41　供　給　の　停　止	Ⅴ - 3	~~41~~40　供　給　の　停　止	Ⅴ - 3
42　供給停止の解除	Ⅴ - 4	~~42~~41　供給停止の解除	Ⅴ - ~~4~~ 5
43　供給停止期間中の料金	Ⅴ - 5	~~43~~42　供給停止期間中の料金	Ⅴ - 5
44　違　　約　　金	Ⅴ - 5	~~44　違　　約　　金~~	~~Ⅴ - 5~~
45　供給の中止または使用の制限もしくは中止	Ⅴ - 5	~~45~~43　供給の中止または使用の制限もしくは中止	Ⅴ - 5
46　損害賠償の免責	Ⅴ - 6	~~46~~44　損害賠償の免責	Ⅴ - ~~6~~ 5
47　設　備　の　賠　償	Ⅴ - 6	~~47~~45　設　備　の　賠　償	Ⅴ - 6
Ⅵ　契約の変更および終了	Ⅵ - 1	**Ⅵ　契約の変更および終了**	Ⅵ - 1
48　需給契約の変更	Ⅵ - 1	~~48~~46　需給契約の変更	Ⅵ - 1
49　名　義　の　変　更	Ⅵ - 1	~~49~~47　名　義　の　変　更	Ⅵ - 1
50　需給契約の廃止	Ⅵ - 1	~~50~~48　需給契約の廃止	Ⅵ - 1
51　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	Ⅵ - 2	~~51~~49　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	Ⅵ - 2
52　解　　約　　等	Ⅵ - 5	~~52~~50　解　　約　　等	Ⅵ - 5
53　需給契約消滅後の債権債務関係	Ⅵ - 5	~~53~~51　需給契約消滅後の債権債務関係	Ⅵ - ~~5~~ 6

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ - 1 54　供給方法，工事および施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ - 1 55　工事費負担金等の申受けおよび精算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ - 1 **Ⅷ　保　　安** ・・ Ⅷ - 1 56　保 安 の 責 任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 1 57　調　　査 ・・ Ⅷ - 1 58　調査に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 1 59　保安に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 1 60　検査または工事の受託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 2 61　自家用電気工作物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 3 **附　　則** ・・ 附則 - 1 **別　　表** ・・ 別表 - 1	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ - 1 ~~54~~52　供給方法，工事および施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ - 1 ~~55~~53　工事費負担金等の申受けおよび精算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ - 1 **Ⅷ　保　　安** ・・ Ⅷ - 1 ~~56~~54　保 安 の 責 任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 1 ~~57~~55　調　　査 ・・ Ⅷ - 1 ~~58~~56　調査に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 1 ~~59~~57　保安に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 1 ~~60~~58　検査または工事の受託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 2 ~~61~~59　自家用電気工作物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ - 3 **附　　則** ・・ 附則 - 1 **別　　表** ・・ 別表 - 1

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
６　需給契約の申込み	**６　需給契約の申込み**
⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者〔以下「当該配電事業者」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法および口座振替割引契約の適用希望の有無	⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者〔以下「当該配電事業者」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法および口座振替割引契約の適用希望の有無 なお，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。
⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。 ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。 ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。	⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。 ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。 ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。
⑶　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただき	⑶　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただき

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	ます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。	⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
⑸　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	⑸　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
12　承 諾 の 限 界	**12　承 諾 の 限 界**
当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，~~保証金，違約金，~~工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

現　行（2025年４月１日実施）

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	A
		B
		C
	季　時　別　電　灯	
	高　負　荷　率　型　電　灯	
	臨　時　電　灯	A
		B
		C
	公　衆　街　路　灯	A
		B
電力需要	低　圧　電　力	
	低　圧　季　時　別　電　力	
	臨　時　電　力	
	農　事　用　電　力	A
		B
	深　夜　電　力　（　防　霜　用　）	

15　定　額　電　灯

⑴　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるもの

変　更　後（2026年11月１日実施予定）

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	A
		B
		C
	季　時　別　電　灯	
	高　負　荷　率　型　電　灯	
	臨　時　電　灯	A
		B
		C
	公　衆　街　路　灯	A
		B
電力需要	低　圧　電　力	
	低　圧　季　時　別　電　力	
	臨　時　電　力	
	農　事　用　電　力	A
		B
	深　夜　電　力　（　防　霜　用　）	

15　定　額　電　灯

⑴　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるもの

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
に適用いたします。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ⑶　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ⑷　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 １ 契 約 に つ き　　５５円００銭	に適用いたします。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ⑶　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ⑷　料　　金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 １ 契 約 に つ き　　５５円００銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ロ　電　灯　料　金	ロ　電　灯　料　金
㈠　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。	㈠　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	９７円７３銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１５０円４０銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２５７円８８銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３６４円２５銭
60ワットをこえ 100ワットまでの１灯につき	５７８円１４銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	５７８円１４銭

10ワットまでの１灯につき	~~９７円７３銭~~ １０４円２５銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	~~１５０円４０銭~~ １６３円４３銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	~~２５７円８８銭~~ ２８３円９３銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	~~３６４円２５銭~~ ４０３円３４銭
60ワットをこえ 100ワットまでの１灯につき	~~５７８円１４銭~~ ６４３円２７銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	~~５７８円１４銭~~ ６４３円２７銭

㈡　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

㈢　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	２５７円９５銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３９３円７７銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１９７円４５銭

50ボルトアンペアまでの１機器につき	~~２５７円９５銭~~ ２７７円４０銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	~~３９３円７７銭~~ ４３２円６８銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	~~１９７円４５銭~~ ２１６円９０銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
16　従　量　電　灯 ⑴　従 量 電 灯 Ａ イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。 (ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 ハ　契　約　電　流 (ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。 (ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。 ニ　料　　金 料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	**16　従　量　電　灯** ⑴　従 量 電 灯 Ａ イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。 (ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。 ハ　契　約　電　流 (ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。 (ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。 ニ　料　　金 料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

最低料金	１契約につき最初の12キロワット時まで	３３５円３４銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１８円３７銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

最低料金	１契約につき最初の12キロワット時まで	~~３３５円３４銭~~ ３９７円５８銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	~~１８円３７銭~~ １８円３３銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑷　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑷　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	３１６円２４銭
契約電流15アンペア	４７４円３６銭
契約電流20アンペア	６３２円４８銭
契約電流30アンペア	９４８円７２銭
契約電流40アンペア	１，２６４円９６銭
契約電流50アンペア	１，５８１円２０銭
契約電流60アンペア	１，８９７円４４銭

契約電流10アンペア	~~３１６円２４銭~~ ４４１円６９銭
契約電流15アンペア	~~４７４円３６銭~~ ６６２円５４銭
契約電流20アンペア	~~６３２円４８銭~~ ８８３円３８銭
契約電流30アンペア	~~９４８円７２銭~~ １，３２５円０７銭
契約電流40アンペア	~~１，２６４円９６銭~~ １，７６６円７６銭
契約電流50アンペア	~~１，５８１円２０銭~~ ２，２０８円４５銭
契約電流60アンペア	~~１，８９７円４４銭~~ ２，６５０円１４銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	㈡　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき　１８円３７銭 120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき　２３円９７銭 300キロワット時をこえる１キロワット時につき　２６円９７銭	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき　~~１８円３７銭~~ １８円３３銭 120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき　~~２３円９７銭~~ ２３円９３銭 300キロワット時をこえる１キロワット時につき　~~２６円９７銭~~ ２６円９３銭
㈢　最 低 月 額 料 金 ㈠および㈡によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）㈢によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	㈢　最 低 月 額 料 金 ㈠および㈡によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）㈢によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
１契約につき　３３５円３４銭	１契約につき　~~３３５円３４銭~~ ３９７円５８銭
⑶　従 量 電 灯 C イ　適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 ㈠　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。 ㈡　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，㈠に該当し，かつ，㈡の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または	⑶　従 量 電 灯 C イ　適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 ㈠　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。 ㈡　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，㈠に該当し，かつ，㈡の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
ハ　契約負荷設備	ハ　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
ニ　契　約　容　量	ニ　契　約　容　量
㈠　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。	㈠　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。
最初の６キロボルトアンペアにつき　９５パーセント 次の14キロボルトアンペアにつき　８５パーセント 次の30キロボルトアンペアにつき　７５パーセント 50キロボルトアンペアをこえる部分につき　６５パーセント	最初の６キロボルトアンペアにつき　９５パーセント 次の14キロボルトアンペアにつき　８５パーセント 次の30キロボルトアンペアにつき　７５パーセント 50キロボルトアンペアをこえる部分につき　６５パーセント
㈡　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約電力等の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	㈡　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約電力等の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３１６円２４銭

契約容量１キロボルトアンペアにつき	~~３１６円２４銭~~ ４４１円６９銭

㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３７銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９７銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９７銭

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	~~１８円３７銭~~ １８円３３銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	~~２３円９７銭~~ ２３円９３銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	~~２６円９７銭~~ ２６円９３銭

17　季　時　別　電　灯 ⑴　適　用　範　囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 ロ　この契約種別から従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社も	**17　季　時　別　電　灯** ⑴　適　用　範　囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定めるリビングタイムからナイトタイムまたはデイタイムからリビングタイムもしくはナイトタイムへの負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 ロ　この契約種別から従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社も

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
しくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。	しくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
⑶　契　約　容　量	⑶　契　約　容　量
イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。 ただし，お客さまの希望により当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は，契約容量は，原則として，電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。 入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)＝制限される電流(ｱﾝﾍﾟｱ)または電流制限器等の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×100ﾎﾞﾙﾄ×1/1,000 なお，電流制限器等とは，16（従量電灯）⑴ハ㈡および⑵ハ㈡における電流制限器等をいいます。	イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。 ただし，お客さまの希望により当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は，契約容量は，原則として，電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。 入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)＝制限される電流(ｱﾝﾍﾟｱ)または電流制限器等の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×100ﾎﾞﾙﾄ×1/1,000 なお，電流制限器等とは，16（従量電灯）⑴ハ㈡および⑵ハ㈡における電流制限器等をいいます。
ロ　別表７（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の㈠よってえた値に0.4を乗じてえた値が㈡によってえた値以上となる場合は，㈠によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 ㈠によってえた値＋㈡によってえた値×0.1 ㈠　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 ただし，お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は，イに準じて算定いたします。 ㈡　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）	ロ　別表７（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の㈠よってえた値に0.4を乗じてえた値が㈡によってえた値以上となる場合は，㈠によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 ㈠によってえた値＋㈡によってえた値×0.1 ㈠　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 ただし，お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は，イに準じて算定いたします。 ㈡　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）
⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　デ　イ　タ　イ　ム 毎日午前10時から午後５時までの時間をいいます。 ロ　リビングタイム 毎日午前８時から午前10時までの時間および毎日午後５時から午後10時までの時間をいいます。 ハ　ナイトタイム 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。	⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　デ　イ　タ　イ　ム 毎日午前10時から午後５時までの時間をいいます。 ロ　リビングタイム 毎日午前８時から午前10時までの時間および毎日午後５時から午後10時までの時間をいいます。 ハ　ナイトタイム 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。
⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）	⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合	イ　基　本　料　金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 (ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合
１契約につき　１，３２５円４４銭	~~１，３２５円４４銭~~ ２，０７８円１４銭
(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合	(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　１，８４２円４０銭 上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　３１６円２４銭	１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　~~１，８４２円４０銭~~ ３，０９６円９０銭 上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　~~３１６円２４銭~~ ４４１円６９銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　デ　イ　タ　イ　ム デイタイムの使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　デ　イ　タ　イ　ム デイタイムの使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
の使用電力量を算定いたします。	の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３３円５７銭	２７円７１銭

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~３３円５７銭~~ ３３円５３銭	~~２７円７１銭~~ ２７円６７銭

(ﾛ)　リビングタイム

１キロワット時につき	２６円０３銭

１キロワット時につき	~~２６円０３銭~~ ２５円９９銭

(ﾊ)　ナイトタイム

１キロワット時につき	１４円５９銭

１キロワット時につき	~~１４円５９銭~~ １４円５７銭

(6)　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。

(7)　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者が取り付けるナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　高負荷率型電灯

(1)　適　用　範　囲

イ　従量電灯の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　この契約種別から従量電灯または季時別電灯に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
⑶　契　約　容　量 契約容量は，原則として，季時別電灯に準じて定めます。	⑶　契　約　容　量 契約容量は，原則として，季時別電灯に準じて定めます。
⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。	⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。
⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	１１，１９２円４０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	１，１１９円２４銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２６円４２銭	２３円７１銭

(ﾛ)　夜　間　時　間

１キロワット時につき	１４円５９銭

(6)　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または季時別電灯に需給契約を変更することはできません。

(7)　そ　　の　　他

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	~~１１，１９２円４０銭~~ １２，４４６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	~~１，１１９円２４銭~~ １，２４４円６９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~２６円４２銭~~ ２６円３８銭	~~２３円７１銭~~ ２３円６７銭

(ﾛ)　夜　間　時　間

１キロワット時につき	~~１４円５９銭~~ １４円５７銭

(6)　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または季時別電灯に需給契約を変更することはできません。

(7)　そ　　の　　他

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
19　臨　時　電　灯 ⑴　臨時電灯Ａ イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ　料　　金 料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平	**19　臨　時　電　灯** ⑴　臨時電灯Ａ イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ　料　　金 料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
総容量が50ボルトアンペアまでの場合　７円４０銭	総容量が50ボルトアンペアまでの場合　~~７円４０銭~~ ７円９８銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合　１４円７８銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合　~~１４円７８銭~~ １５円９３銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに　１４円７８銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに　~~１４円７８銭~~ １５円９３銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合　１４７円８７銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合　~~１４７円８７銭~~ １５９円３４銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに　１４７円８７銭	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに　~~１４７円８７銭~~ １５９円３４銭
ニ　そ　の　他	ニ　そ　の　他
⑴　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。	⑴　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。	⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。
⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。	⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
⑵　臨時電灯Ｂ	⑵　臨時電灯Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　契約電流	ロ　契約電流
⑴　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。	⑴　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
⑵　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。	⑵　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。
ハ　料　金	ハ　料　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流10アンペアにつき　３５１円１６銭	契約電流10アンペアにつき　~~３５１円１６銭~~ ４８８円８１銭
㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　２８円６８銭	１キロワット時につき　~~２８円６８銭~~ ２８円６３銭
ニ　そ　の　他 ㈠　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 ㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。 ㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。	ニ　そ　の　他 ㈠　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 ㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。 ㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
⑶　臨　時　電　灯　Ｃ	⑶　臨　時　電　灯　Ｃ

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	イ　適　用　範　囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
⑷　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	⑷　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約容量１キロボルトアンペアにつき　３５１円１６銭	契約容量１キロボルトアンペアにつき　~~３５１円１６銭~~ ４８８円８１銭
⑸　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	⑸　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　２８円６８銭	１キロワット時につき　~~２８円６８銭~~ ２８円６３銭
ハ　そ　　の　　他 ⑷　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。	ハ　そ　　の　　他 ⑷　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。	㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。
㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
20　公衆街路灯	**20　公衆街路灯**
⑴　公衆街路灯Ａ	⑴　公衆街路灯Ａ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。	公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。
ロ　料　　金	ロ　料　　金
料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈠　需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。	㈠　需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。
１ 契 約 に つ き　４９円５０銭	１ 契 約 に つ き　４９円５０銭
㈡　電　灯　料　金 a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。	㈡　電　灯　料　金 a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。
10ワットまでの１灯につき　９０円０３銭	10ワットまでの１灯につき　~~９０円０３銭~~ ９６円５５銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき　１３８円３０銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき　~~１３８円３０銭~~ １５１円３３銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき　２３４円７８銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき　~~２３４円７８銭~~ ２６０円８３銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき　３３２円３５銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき　~~３３２円３５銭~~ ３７１円４４銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき　５２５円３４銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき　~~５２５円３４銭~~ ５９０円４７銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに　５２５円３４銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに　~~５２５円３４銭~~ ５９０円４７銭
b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
㈢　小 型 機 器 料 金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。	㈢　小 型 機 器 料 金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

50ボルトアンペアまでの１機器につき	２３３円７５銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３５８円５７銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１７９円８５銭

ハ　そ　　の　　他

⑴　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

⑵　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

⑴　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

⑵　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴

50ボルトアンペアまでの１機器につき	~~２３３円７５銭~~ ２５３円２０銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	~~３５８円５７銭~~ ３９７円４８銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	~~１７９円８５銭~~ １９９円３０銭

ハ　そ　　の　　他

⑴　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

⑵　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

⑴　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

⑵　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約容量１キロボルトアンペアにつき　２８８円７４銭	契約容量１キロボルトアンペアにつき　~~２８８円７４銭~~ ４１４円１９銭
㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　１７円６６銭	１キロワット時につき　~~１７円６６銭~~ １７円６２銭
㈢　最低月額料金 ㈠および㈡によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	㈢　最低月額料金 ㈠および㈡によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
１契約につき　３２４円０５銭	１契約につき　~~３２４円０５銭~~ ４４９円０２銭
ホ　そ　の　他 ㈠　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認め	ホ　そ　の　他 ㈠　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認め

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
られる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	られる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
21　低　圧　電　力 ⑴　適　用　範　囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ⑶　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ⑷　契　約　電　力 イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の㈠の係数を乗じてえた値の合計に㈡の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約電力等の算定方法に準じて算定し，㈡の係数を乗じないものといたします。	**21　低　圧　電　力** ⑴　適　用　範　囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ⑶　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ⑷　契　約　電　力 イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の㈠の係数を乗じてえた値の合計に㈡の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約電力等の算定方法に準じて算定し，㈡の係数を乗じないものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈠　契約負荷設備のうち	㈠　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

㈡　㈠によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の14キロワットにつき	９０パーセント
次の30キロワットにつき	８０パーセント
50キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

㈡　㈠によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の14キロワットにつき	９０パーセント
次の30キロワットにつき	８０パーセント
50キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約電力等の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約電力等の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　１，０２３円２３銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，０２３円２３銭~~ １，１６４円９２銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。
夏季料金　その他季料金 １キロワット時につき　１７円４０銭　１５円７１銭	夏季料金　その他季料金 １キロワット時につき　~~１７円４０銭~~ １７円３８銭　~~１５円７１銭~~ １５円６９銭
ハ　力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるところによります。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。	ハ　力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるところによります。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ニ　そ　　の　　他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 ⑹　そ　　の　　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	ニ　そ　　の　　他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 ⑹　そ　　の　　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
22　低圧季時別電力 ⑴　適　用　範　囲 イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ロ　この契約種別から低圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。 ⑵　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。 ⑷　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島	**22　低圧季時別電力** ⑴　適　用　範　囲 イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ロ　この契約種別から低圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。 ⑵　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。 ⑷　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　１，３３１円３３銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，３３１円３３銭~~ １，４７４円３１銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。
／　／　夏季料金　その他季料金 １キロワット時につき　１６円８６銭　１４円７６銭	／　／　夏季料金　その他季料金 １キロワット時につき　~~１６円８６銭~~ １６円８５銭　~~１４円７６銭~~ １４円７５銭
(ﾛ)　夜　間　時　間	(ﾛ)　夜　間　時　間
１キロワット時につき　１３円９１銭	１キロワット時につき　１３円９１銭
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，低圧電力に準じて定めます。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，低圧電力に準じて定めます。
(5)　契　約　期　間 契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。	(5)　契　約　期　間 契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。	イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。	ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。
⑹　そ　の　他	⑹　そ　の　他
その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
23　臨　時　電　力	**23　臨　時　電　力**
⑴　適　用　範　囲	⑴　適　用　範　囲
動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
⑵　契　約　電　力	⑵　契　約　電　力
契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
⑶　料　　金	⑶　料　　金
契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。	契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。
イ　定額制供給の場合	イ　定額制供給の場合
料金は，次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス	料金は，次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
契約電力１キロワット１日につき　２０５円８１銭	契約電力１キロワット１日につき　~~２０５円８１銭~~ ２２３円２１銭
ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑴　基　本　料　金 基本料金は，１月につき21（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ⑵　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における	ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑴　基　本　料　金 基本料金は，１月につき21（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ⑵　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。	計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。
<table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>２０円８８銭</td><td>１８円８５銭</td></tr></table>	<table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>~~２０円８８銭~~ ２０円８５銭</td><td>~~１８円８５銭~~ １８円８２銭</td></tr></table>
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。
⑷　そ　の　他	⑷　そ　の　他
イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。	イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。	ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
24　農 事 用 電 力	**24　農 事 用 電 力**
⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水需要）	⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水需要）
イ　適　用　範　囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。	イ　適　用　範　囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	ロ　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４	ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。	（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。	㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。
契約電力１キロワットにつき　６８２円２９銭	契約電力１キロワットにつき　~~６８２円２９銭~~ ８２４円７３銭
㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。	㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。
／　／　／　夏季料金　／　その他季料金 １キロワット時につき　／　１２円７８銭　／　１１円７０銭	／　／　／　夏季料金　／　その他季料金 １キロワット時につき　／　~~１２円７８銭~~ １２円７６銭　／　~~１１円７０銭~~ １１円６８銭
㈢　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。	㈢　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ニ　そ　　の　　他	ニ　そ　　の　　他
㈠　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。	㈠　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。
㈡　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	㈡　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
⑵　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）	⑵　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
農事用の脱穀調整のために動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要に適用いたします。	農事用の脱穀調整のために動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要に適用いたします。
ロ　料　　金	ロ　料　　金
契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。	契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。
㈠　定額制供給の場合	㈠　定額制供給の場合
料金は，１年につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，１年につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の次によって算定された金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。	なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の次によって算定された金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円　銭 3,809.33	円　銭 5,429.99	円　銭 8,670.68	円　銭 11,911.67	円　銭 15,152.66	円　銭 18,393.35
30日をこえる１日につき	円　銭 30.91	円　銭 61.83	円　銭 123.66	円　銭 185.49	円　銭 247.32	円　銭 309.15

(ﾛ)　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

a　基　本　料　金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用さ

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円　銭 ~~3,809.33~~ 3,875.33	円　銭 ~~5,429.99~~ 5,561.99	円　銭 ~~8,670.68~~ 8,934.68	円　銭 ~~11,911.67~~ 12,307.67	円　銭 ~~15,152.66~~ 15,680.66	円　銭 ~~18,393.35~~ 19,053.35
30日をこえる１日につき	円　銭 ~~30.91~~ 33.11	円　銭 ~~61.83~~ 66.23	円　銭 ~~123.66~~ 132.46	円　銭 ~~185.49~~ 198.69	円　銭 ~~247.32~~ 264.92	円　銭 ~~309.15~~ 331.15

(ﾛ)　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

a　基　本　料　金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用さ

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
れた電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。	れた電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。
<table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>１９円０９銭</td><td>１７円２５銭</td></tr></table>	<table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>~~１９円０９銭~~ １９円０７銭</td><td>~~１７円２５銭~~ １７円２３銭</td></tr></table>
㈠　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 ハ　そ　　の　　他 ㈠　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。 ㈡　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，原則として，引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者が取り付ける電気の供給をしゃ断する装置は，　託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	㈠　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。 ハ　そ　　の　　他 ㈠　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。 ㈡　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，原則として，引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者が取り付ける電気の供給をしゃ断する装置は，　託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
25　深夜電力（防霜用） ⑴　適　用　範　囲 毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，防霜のために動力を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 ⑵　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 ⑶　供　給　条　件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	**25　深夜電力（防霜用）** ⑴　適　用　範　囲 毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，防霜のために動力を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 ⑵　契　約　電　力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 ⑶　供　給　条　件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。	ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
⑷　料　　金	⑷　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　２２５円２６銭	契約電力１キロワットにつき　~~２２５円２６銭~~ ３６１円０９銭
ロ　電　力　量　料　金	ロ　電　力　量　料　金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
１キロワット時につき　９円８２銭	１キロワット時につき　９円８２銭
⑸ そ　の　他 イ　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	⑸ そ　の　他 イ　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
26　口座振替割引契約 ⑴ 適　用　範　囲 従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）として電気の供給を受け，料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。 ただし，毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。 ⑵ 契 約 の 成 立 口座振替割引契約は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑶ 料　　金 イ　各月の料金は，当社が１回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。	**26　口座振替割引契約** ⑴ 適　用　範　囲 従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）として電気の供給を受け，料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。 ただし，毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。 ⑵ 契 約 の 成 立 口座振替割引契約は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑶ 料　　金 イ　各月の料金は，当社が１回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。
１契約につき　５５円００銭	１契約につき　５５円００銭
ロ　直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は，イの口座振替割引額を適用いたしません。 ⑷ 口座振替割引契約の廃止	ロ　直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は，イの口座振替割引額を適用いたしません。 ⑷ 口座振替割引契約の廃止

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イ　お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 ロ　口座振替割引契約は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 (ｲ)　お客さまが，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。 (ﾛ)　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。	イ　お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 ロ　口座振替割引契約は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 (ｲ)　お客さまが，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力または深夜電力（防霜用）による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。 (ﾛ)　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅳ　　料金の算定および支払い	**Ⅳ　　料金の算定および支払い**
34　料金その他の支払方法 ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合，当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ⑸　28（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 ⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじ	**34　料金その他の支払方法** ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合，当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ⑸　28（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 ⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじ

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
めお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。	めお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
(7)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。	~~(7)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。~~ ~~なお，当社は，前受金について利息を付しません。~~
(8)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	~~(8)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。~~ ~~なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。~~ ~~また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。~~
36　保　　証　　金 (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。 なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，保証金について利息を付しません。 (6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で，支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。	~~**36　保　　証　　金**~~ ~~(1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。~~ ~~イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合~~ ~~ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。~~ ~~(ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合~~ ~~(ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合~~ ~~(2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。~~ ~~(3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。~~ ~~なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。~~ ~~(4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。~~ ~~(5)　当社は，保証金について利息を付しません。~~ ~~(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で，支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。~~

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
37　適正契約の保持 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**~~37~~36　適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
38　力 率 の 保 持 ⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 ⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。	**~~38~~37　力 率 の 保 持** ⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 ⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。
39　需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 ⑵　59（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　41（供給の停止），50（需給契約の廃止）⑴または52（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等	**~~39~~38　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 ⑵　~~59~~57（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　~~41~~40（供給の停止），~~50~~48（需給契約の廃止）⑴または~~52~~50（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
40　電気の使用にともなうお客さまの協力	**4039　電気の使用にともなうお客さまの協力**
⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。	⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。
イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合	イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合	ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合	ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合	ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合	ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
41　供 給 の 停 止	**4140　供 給 の 停 止**
⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。	なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。
イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合	イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合	ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ハ　料金以外の債務を支払われない場合	ハ　料金以外の債務を支払われない場合
ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）に	ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）に

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
もとづく料金等の金銭債務を支払われない場合	もとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。	イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。	ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
ハ　深夜電力（防霜用）の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。	ハ　深夜電力（防霜用）の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。
⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合	イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合	ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合	ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
ニ　低圧電力または低圧季時別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。	ニ　低圧電力または低圧季時別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。
ホ　39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合	ホ　~~39~~38（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
ヘ　40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合	ヘ　~~40~~39（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
⑸　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑸　お客さまがその他この離島約款に反した場合~~には~~で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
	⑹　⑵の予告ならびに⑶，⑷および⑸の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。
	⑺　お客さまが正当な理由なく⑵の予告ならびに⑶，⑷および⑸の警告を受け取られない場合，当社は，あらためて⑹の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑵の予告ならびに⑶，⑷および⑸の警告をしたものとみなします。
42　供給停止の解除	**~~42~~41　供給停止の解除**
41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者	~~41~~40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
43　供給停止期間中の料金 41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**4342　供給停止期間中の料金** 4140（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
44　違　　約　　金 ⑴　お客さまが41（供給の停止）⑶もしくは⑷ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 ⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 ⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	~~**44　違　　約　　金**~~ ~~⑴　お客さまが41（供給の停止）⑶もしくは⑷ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。~~ ~~⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。~~ ~~⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。~~
45　供給の中止または使用の制限もしくは中止 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。	**4543　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。
46　損害賠償の免責 ⑴　45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑵　41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または52（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	**4644　損害賠償の免責** ⑴　4543（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑵　4140（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または5250（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
47　設 備 の 賠 償 ⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修　理　費 ロ　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 ⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	**~~47~~45　設 備 の 賠 償** ⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修　理　費 ロ　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 ⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
48　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**~~48~~46　需給契約の変更** ⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 ⑵　お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，53（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。
49　名　義　の　変　更 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	**~~49~~47　名　義　の　変　更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
50　需給契約の廃止 ⑴　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 ⑵　需給契約は，52（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**~~50~~48　需給契約の廃止** ⑴　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 ⑵　需給契約は，~~52~~50（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
51　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および深夜電力〔防霜用〕のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 ⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 ⑵　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既	**~~51~~49　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および深夜電力〔防霜用〕のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 ⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 ⑵　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 (3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 (4)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。	に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 (3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。 (ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 (4)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈠　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 ㈡　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額	㈠　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 ㈡　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額
52　解　　約　　等 ⑴　41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，50（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	**~~52~~50　解　　約　　等** ⑴　~~41~~40（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，~~50~~48（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。 ⑶　⑴のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。 ⑷　お客さまが正当な理由なく⑴のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑶の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑴のお知らせをしたものとみなします。
53　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**~~53~~51　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
54　供給方法，工事および施設 ⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 ⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 ⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。	**5452　供給方法，工事および施設** ⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 ⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 ⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 ⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
55　工事費負担金等の申受けおよび精算 ⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 ⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。 ⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまた	**5553　工事費負担金等の申受けおよび精算** ⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，~~お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「~~工事費負担金等~~」といいます。）~~を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 ⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。 ⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまた

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
は変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。	は変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅷ　保　　安	**Ⅷ　保　　安**
56　保安の責任 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。	**~~56~~54　保安の責任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
57　調　　査 当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。	**~~57~~55　調　　査** 当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
58　調査に対するお客さまの協力 ⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 ⑵　当社または当該配電事業者は，57（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	**~~58~~56　調査に対するお客さまの協力** ⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 ⑵　当社または当該配電事業者は，~~57~~55（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
59　保安に対するお客さまの協力 ⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 ⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者	**~~59~~57　保安に対するお客さまの協力** ⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 ⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
60　検査または工事の受託 ⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 ⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 ⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 ⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	**~~60~~58　検査または工事の受託** ⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 ⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 ⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 ⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。
61　自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 ⑴　57（調査） ⑵　58（調査に対するお客さまの協力） ⑶　60（検査または工事の受託）	**~~61~~59　自家用電気工作物** お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 ⑴　~~57~~55（調査） ⑵　~~58~~56（調査に対するお客さまの協力） ⑶　~~60~~58（検査または工事の受託）

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
附　　則	**附　　則**
１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，2025年４月１日から実施いたします。	**１　この離島約款の実施期日** この離島約款は，~~2025~~2026年~~４~~11月１日から実施いたします。
３　公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。 ⑴　契　約　容　量 契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。 ⑵　料　　金 料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	**３　公衆街路灯のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。 ⑴　契　約　容　量 契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。 ⑵　料　　金 料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
最　低　料　金 ／ １契約につき最初の12キロワット時まで ／ ３２４円０５銭	最　低　料　金 ／ １契約につき最初の12キロワット時まで ／ ~~３２４円０５銭~~ ４４９円０２銭
電力量料金 ／ 上記をこえる１キロワット時につき ／ １７円６６銭	電力量料金 ／ 上記をこえる１キロワット時につき ／ ~~１７円６６銭~~ １７円６２銭
⑶　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，32（日割計算）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。	⑶　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，32（日割計算）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
４　農事用電灯のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて，農事用の誘が灯を毎年，一定期間を限り，１月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 ⑴　料　　金 料金は，15（定額電灯）⑷によって算定いたします。ただし，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 なお，１年の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計は，最低保証料金（需要家料金，電灯料金および小型機器料金の１月分とし，その１年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 ⑵　電気の供給を再開し，または休止した場合の料金は，32（日割計算）に準じて日割計算をいたします。 ⑶　１年の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は，下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ⑷　９（需給契約の単位）⑴，29（料金の算定期間）⑵，33（料金の支払義務および支払期日）⑴ロ，34（料金その他の支払方法）⑻，別表３（燃料費調整）⑴ホ㈡および別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ホ㈡については，臨時電灯に準ずるものといたします。 ⑸　41（供給の停止）⑶イおよびロについては，農事用電力に準ずるものといたします。 ⑹　そ　の　他 イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，１月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。 ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ　その他の事項については，定額電灯に準ずるものといたします。	**４　農事用電灯のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて，農事用の誘が灯を毎年，一定期間を限り，１月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 ⑴　料　　金 料金は，15（定額電灯）⑷によって算定いたします。ただし，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 なお，１年の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計は，最低保証料金（需要家料金，電灯料金および小型機器料金の１月分とし，その１年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 ⑵　電気の供給を再開し，または休止した場合の料金は，32（日割計算）に準じて日割計算をいたします。 ⑶　１年の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は，下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ⑷　９（需給契約の単位）⑴，29（料金の算定期間）⑵，33（料金の支払義務および支払期日）⑴ロ，~~34（料金その他の支払方法）⑻，~~別表３（燃料費調整）⑴ホ㈡および別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ホ㈡については，臨時電灯に準ずるものといたします。 ⑸　~~41~~40（供給の停止）⑶イおよびロについては，農事用電力に準ずるものといたします。 ⑹　そ　の　他 イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，１月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。 ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ　その他の事項については，定額電灯に準ずるものといたします。
６　時間帯別電灯のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，時間帯別電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。 ⑴　適　用　範　囲	**６　時間帯別電灯のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，時間帯別電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。 ⑴　適　用　範　囲

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。	従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。	⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
⑶　契　約　容　量 契約容量は，季時別電灯に準じて定めます。	⑶　契　約　容　量 契約容量は，季時別電灯に準じて定めます。
⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日午前０時までの時間をいいます。	⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日午前０時までの時間をいいます。
⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金	⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
㈠　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合	㈠　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合
１契約につき　１，３２５円４４銭	１契約につき　~~１，３２５円４４銭~~ ２，０７８円１４銭
㈡　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合	㈡　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　１，８４２円４０銭	１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　~~１，８４２円４０銭~~ ３，０９６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　３１６円２４銭	上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　~~３１６円２４銭~~ ４４１円６９銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
㈠　昼間時間	㈠　昼間時間
最初の80キロワット時までの１キロワット時につき　２２円３１銭	最初の80キロワット時までの１キロワット時につき　~~２２円３１銭~~ ２２円２７銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時につき　２９円６７銭	80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時につき　~~２９円６７銭~~ ２９円６３銭
200キロワット時をこえる１キロワット時につき　３３円６１銭	200キロワット時をこえる１キロワット時につき　~~３３円６１銭~~ ３３円５７銭
㈡　夜間時間	㈡　夜間時間
１キロワット時につき　１４円５９銭	１キロワット時につき　~~１４円５９銭~~ １４円５７銭
⑹　使用電力量の計量	⑹　使用電力量の計量
使用電力量の計量は，季時別電灯に準ずるものといたします。	使用電力量の計量は，季時別電灯に準ずるものといたします。
⑺　日割計算	⑺　日割計算
当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，次によるものといたします。	当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，次によるものといたします。
イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合	イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合
第１段階料金適用電力量＝80キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	第１段階料金適用電力量＝80キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の80キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝120キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ロ　31（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，イの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ハ　イによって算定された日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ニ　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合のイおよびロの「検針期間の日数」および「暦日数」は，別表６（日割計算の基本算式）⑵および⑷によります。 ⑻　燃 料 費 調 整 燃料費調整は，季時別電灯に準ずるものといたします。 ⑼　そ　の　他 イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の80キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝120キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ロ　31（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，イの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ハ　イによって算定された日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ニ　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合のイおよびロの「検針期間の日数」および「暦日数」は，別表６（日割計算の基本算式）⑵および⑷によります。 ⑻　燃 料 費 調 整 燃料費調整は，季時別電灯に準ずるものといたします。 ⑼　そ　の　他 イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
７　ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，ピークシフト電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。 ⑴　適　用　範　囲 従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。	**７　ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，ピークシフト電灯にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。 ⑴　適　用　範　囲 従量電灯の適用範囲に該当し，⑷に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。	⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
⑶　契　約　容　量 契約容量は，季時別電灯に準じて定めます。	⑶　契　約　容　量 契約容量は，季時別電灯に準じて定めます。
⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピ　ー　ク　時　間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。 ロ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。 ハ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。	⑷　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　ピ　ー　ク　時　間 夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。 ロ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。 ハ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。
⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたし	⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたし

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ます。 (ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合	ます。 (ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合
１契約につき　１，３２５円４４銭	１契約につき　~~１，３２５円４４銭~~ ２，０７８円１４銭
(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合	(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　１，８４２円４０銭	１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで　~~１，８４２円４０銭~~ ３，０９６円９０銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　３１６円２４銭	上記をこえる１キロボルトアンペアにつき　~~３１６円２４銭~~ ４４１円６９銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　ピーク時間	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　ピーク時間
１キロワット時につき　４５円８０銭	１キロワット時につき　~~４５円８０銭~~ ４５円７６銭
(ﾛ)　昼間時間	(ﾛ)　昼間時間
最初の80キロワット時までの１キロワット時につき　２１円３５銭	最初の80キロワット時までの１キロワット時につき　~~２１円３５銭~~ ２１円３１銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時につき　２８円３９銭	80キロワット時をこえ200キロワット時までの１キロワット時につき　~~２８円３９銭~~ ２８円３５銭
200キロワット時をこえる１キロワット時につき　３２円１６銭	200キロワット時をこえる１キロワット時につき　~~３２円１６銭~~ ３２円１２銭
(ﾊ)　夜間時間	(ﾊ)　夜間時間
１キロワット時につき　１４円５９銭	１キロワット時につき　~~１４円５９銭~~ １４円５７銭
(6)　契約期間 契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，	(6)　契約期間 契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。	ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，季時別電灯または高負荷率型電灯に契約種別を変更することはできません。
⑺　使用電力量の計量	⑺　使用電力量の計量
使用電力量の計量は，季時別電灯に準ずるものといたします。	使用電力量の計量は，季時別電灯に準ずるものといたします。
⑻　日　割　計　算	⑻　日　割　計　算
当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，時間帯別電灯に準ずるものといたします。	当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，時間帯別電灯に準ずるものといたします。
⑼　燃　料　費　調　整	⑼　燃　料　費　調　整
燃料費調整は，季時別電灯に準ずるものといたします。	燃料費調整は，季時別電灯に準ずるものといたします。
⑽　そ　　の　　他	⑽　そ　　の　　他
イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。	イ　当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
８　深夜電力のお客さまについての特別措置	**８　深夜電力のお客さまについての特別措置**
⑴　深　夜　電　力　Ａ	⑴　深　夜　電　力　Ａ
この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。	この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。
なお，深夜電力Ａにかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。	なお，深夜電力Ａにかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。	毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。
ハ　契　約　電　力	ハ　契　約　電　力
契約電力は，0.5キロワットといたします。	契約電力は，0.5キロワットといたします。
ニ　供　給　条　件	ニ　供　給　条　件
⑷　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	⑷　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈺　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ㈩　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ㈫　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 ホ　料　　金 料金は，１月につき次によって算定された金額およびチ㈺によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，リ㈺によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，リ㈺によって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，ヌ㈺によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，ヌ㈺によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	㈺　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ㈩　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ㈫　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 ホ　料　　金 料金は，１月につき次によって算定された金額およびチ㈺によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，リ㈺によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，リ㈺によって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，ヌ㈺によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，ヌ㈺によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
１契約につき　１，５７６円６５銭	~~１，５７６円６５銭~~ １，６３７円３８銭
ヘ　供給の停止 お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，41（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。 ㈠　契約された用途以外の用途に電気を使用された場合 ㈡　契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合 ト　供給停止期間中の料金 41（供給の停止）またはヘによって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中の料金を申し受けません。 チ　再生可能エネルギー発電促進賦課金 ㈠　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，別表２	ヘ　供給の停止 お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，~~41~~40（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。 ㈠　契約された用途以外の用途に電気を使用された場合 ㈡　契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合 ト　供給停止期間中の料金 ~~41~~40（供給の停止）またはヘによって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中の料金を申し受けません。 チ　再生可能エネルギー発電促進賦課金 ㈠　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，別表２

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑵ロに準ずるものといたします。 ㈡　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶イ㈠ｂに準ずるものといたします。 なお，お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶ロ㈡に準ずるものといたします。 リ　燃 料 費 調 整 ㈠　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈡に準ずるものといたします。 なお，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈡ａおよびｂにいう⑵の基準単価は，�hの基準単価といたします。 ㈡　燃 料 費 調 整 額 燃料費調整額は，㈠によって算定された燃料費調整単価といたします。 �hの　基　準　単　価 基準単価は，１月につき次のとおりといたします。	（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑵ロに準ずるものといたします。 ㈡　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶イ㈠ｂに準ずるものといたします。 なお，お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶ロ㈡に準ずるものといたします。 リ　燃 料 費 調 整 ㈠　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈡に準ずるものといたします。 なお，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈡ａおよびｂにいう⑵の基準単価は，�hの基準単価といたします。 ㈡　燃 料 費 調 整 額 燃料費調整額は，㈠によって算定された燃料費調整単価といたします。 �hの　基　準　単　価 基準単価は，１月につき次のとおりといたします。
１ 契 約 に つ き　１３円６４銭０厘	１ 契 約 に つ き　１３円６４銭０厘
ヌ　離島ユニバーサルサービス調整 ㈠　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニに準ずるものといたします。 なお，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ㈠，㈡および�hにいう⑵の離島基準単価は，�hの離島基準単価といたします。 ㈡　離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は，㈠によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。 �hの　離 島 基 準 単 価 離島基準単価は，１月につき次のとおりといたします。	ヌ　離島ユニバーサルサービス調整 ㈠　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニに準ずるものといたします。 なお，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ㈠，㈡および�hにいう⑵の離島基準単価は，�hの離島基準単価といたします。 ㈡　離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は，㈠によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。 �hの　離 島 基 準 単 価 離島基準単価は，１月につき次のとおりといたします。
１ 契 約 に つ き　３３銭０厘	１ 契 約 に つ き　３３銭０厘

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ル　そ　　の　　他	ル　そ　　の　　他
㈠　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。	㈠　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。	㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。
⑵　深 夜 電 力 Ｂ	⑵　深 夜 電 力 Ｂ
この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑵の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。	この離島約款実施の際現に旧離島約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑵の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。
なお，深夜電力Ｂにかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。	なお，深夜電力Ｂにかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情がある場合もこの特別措置を適用いたします。
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。	毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。
ロ　契　約　電　力	ロ　契　約　電　力
契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）⑷に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）⑷に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。	なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。
ハ　供　給　条　件	ハ　供　給　条　件
㈠　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	㈠　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
㈡　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	㈡　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
㈢　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	㈢　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
㈣　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	㈣　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
ニ　料　　金	ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　２３０円３８銭	契約電力１キロワットにつき　~~２３０円３８銭~~ ３５９円９５銭
㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　１４円５３銭	１キロワット時につき　~~１４円５３銭~~ １４円５１銭
ホ　そ　の　他 ㈠　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。	ホ　そ　の　他 ㈠　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。
９　第２深夜電力のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，第２深夜電力にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情	**９　第２深夜電力のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，第２深夜電力にかかる供給設備を設置している需要場所で，当該供給設備を利用してお客さまが新たに電気を使用される場合等特別の事情

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
がある場合もこの特別措置を適用いたします。 ⑴　適　用　範　囲 毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 ⑵　契　約　電　力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）⑷に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 ⑶　供　給　条　件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ⑷　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの	がある場合もこの特別措置を適用いたします。 ⑴　適　用　範　囲 毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 ⑵　契　約　電　力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）⑷に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 ⑶　供　給　条　件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ⑷　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
といたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	といたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　２９０円８８銭	契約電力１キロワットにつき　~~２９０円８８銭~~ ４２０円４５銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　１４円５３銭	１キロワット時につき　~~１４円５３銭~~ １４円５１銭
⑸　そ　　の　　他 イ　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。	⑸　そ　　の　　他 イ　当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，深夜電力（防霜用）に準ずるものといたします。
10　第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置 ⑴　適　用　範　囲 毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）の適用を受けている場合には，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴にかかわらず，この特別措置を適用いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	**10　第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置** ⑴　適　用　範　囲 毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）の適用を受けている場合には，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑴にかかわらず，この特別措置を適用いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
⑵　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって	⑵　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴へによって

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表４（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　２１３円８８銭	契約電力１キロワットにつき　~~２１３円８８銭~~ ３４３円４５銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　１４円５３銭	１キロワット時につき　~~１４円５３銭~~ １４円５１銭
⑶　そ　の　他 イ　お客さまが希望される場合は，１需要場所において，この特別措置による電気の供給と第２深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし，同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　その他の事項については，第２深夜電力に準ずるものといたします。	⑶　そ　の　他 イ　お客さまが希望される場合は，１需要場所において，この特別措置による電気の供給と第２深夜電力による電気の供給とをあわせて受けることができます。ただし，同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　その他の事項については，第２深夜電力に準ずるものといたします。
11　低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則11（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。	**11　低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則11（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。
⑴　適　用　範　囲 低圧電力または低圧季時別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，⑵に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。	⑴　適　用　範　囲 低圧電力または低圧季時別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，⑵に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。
⑵　時　間　帯　区　分	⑵　時　間　帯　区　分

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。 ⑶　料　　金 各月の料金は，低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 イ　蓄 熱 割 引 額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。 (ｲ)　低圧電力として電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} - \text{ニの蓄熱単価} \right)$ この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。 (ﾛ)　低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{低圧季時別電力の夜間時間における電力量料金} - \text{ニの蓄熱単価} \right)$ ロ　蓄 熱 電 力 量 蓄熱電力量は，⑷によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定め	時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜　間　時　間 毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。 ⑶　料　　金 各月の料金は，低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 イ　蓄 熱 割 引 額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。 (ｲ)　低圧電力として電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} - \text{ニの蓄熱単価} \right)$ この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。 (ﾛ)　低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{低圧季時別電力の夜間時間における電力量料金} - \text{ニの蓄熱単価} \right)$ ロ　蓄 熱 電 力 量 蓄熱電力量は，⑷によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定め

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ることがあります。 ハ　控 除 電 力 量 控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。 ニ　蓄　熱　単　価 蓄熱単価は，次のとおりといたします。	ることがあります。 ハ　控 除 電 力 量 控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。 ニ　蓄　熱　単　価 蓄熱単価は，次のとおりといたします。
蓄熱電力量１キロワット時につき　１０円９７銭	蓄熱電力量１キロワット時につき　~~１０円９７銭~~ １０円９５銭
ホ　単位および端数処理 (ｲ)　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ)　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。 (4)　夜間使用電力量の計量 イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　夜間使用電力量の計量は，30（使用電力量の計量）に準じて行ないます。 なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。 ハ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における夜間使用電力量は，30（使用電力量の計量）(7)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ニ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。 (5)　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い	ホ　単位および端数処理 (ｲ)　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ)　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。 (4)　夜間使用電力量の計量 イ　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　夜間使用電力量の計量は，30（使用電力量の計量）に準じて行ないます。 なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。 ハ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における夜間使用電力量は，30（使用電力量の計量）(7)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとにロに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ニ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。 (5)　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，ロによるものといたします。 (ｲ)　(6)ロに定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。 (ﾛ)　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。	イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，ロによるものといたします。 (ｲ)　(6)ロに定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。 (ﾛ)　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。
ロ　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(ｲ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 (ｲ)　蓄熱ピーク調整割引額 蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。 蓄熱ピーク調整割引額＝(ﾛ)の契約調整電力×調整時間×(ﾊ)の割引単価 (ﾛ)　契約調整電力 契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 (ﾊ)　割　引　単　価 割引単価は，１月につき次のとおりといたします。	ロ　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，低圧電力または低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額および(ｲ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 (ｲ)　蓄熱ピーク調整割引額 蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。 蓄熱ピーク調整割引額＝(ﾛ)の契約調整電力×調整時間×(ﾊ)の割引単価 (ﾛ)　契約調整電力 契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 (ﾊ)　割　引　単　価 割引単価は，１月につき次のとおりといたします。
契約調整電力１キロワット１時間につき　６６０円００銭	契約調整電力１キロワット１時間につき　６６０円００銭
(6)　調整期間および調整時間 イ　調　整　期　間 毎年７月１日から９月30日までの期間といたします。ただし，次の日は調整期間から除きます。 土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，８月13日，８月14日，８月15日，８月16日 ロ　調　整　時　間 調整期間の毎日午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，１時間を単位とし１時間以上継続するものといたします。	(6)　調整期間および調整時間 イ　調　整　期　間 毎年７月１日から９月30日までの期間といたします。ただし，次の日は調整期間から除きます。 土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，８月13日，８月14日，８月15日，８月16日 ロ　調　整　時　間 調整期間の毎日午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，１時間を単位とし１時間以上継続するものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑺　そ　　の　　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。	⑺　そ　　の　　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。
12　使用電力量の計量についての特別措置 時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および深夜電力または従量電灯および第２深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更された場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，当分の間，次によります。 ⑴　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに30（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑵　夜間蓄熱型機器については，当社または当該配電事業者は，夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間」といたします。）は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑶　時間帯別電灯，季時別電灯またはピークシフト電灯において⑴に該当する場合で，お客さまが⑺に定める８時間通電機器を使用されるときは，当該夜間蓄熱型機器について，当社または当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑷　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則12（使用電力量の計量についての特別措置）⑷の適用を受けている夜間蓄熱型機器については，⑵または⑶にかかわらず，当社または当該配電事業者は，原則として毎日午前１時から午前６時以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を	**12　使用電力量の計量についての特別措置** 時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯および高負荷率型電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および深夜電力または従量電灯および第２深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更された場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，当分の間，次によります。 ⑴　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに30（使用電力量の計量）⑶により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑵　夜間蓄熱型機器については，当社または当該配電事業者は，夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）以外の時間（高負荷率型電灯の場合は「夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間」といたします。）は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑶　時間帯別電灯，季時別電灯またはピークシフト電灯において⑴に該当する場合で，お客さまが⑺に定める８時間通電機器を使用されるときは，当該夜間蓄熱型機器について，当社または当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑷　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則12（使用電力量の計量についての特別措置）⑷の適用を受けている夜間蓄熱型機器については，⑵または⑶にかかわらず，当社または当該配電事業者は，原則として毎日午前１時から午前６時以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
遮断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。） なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑸　⑵，⑶および⑷の場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。 ⑹　オフピーク蓄熱型電気温水器 イ　オフピーク蓄熱型電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。 ロ　オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ハ　当社は，オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ⑺　８時間通電機器 イ　８時間通電機器とは，夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。 ⑴　主として毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間（⑶の場合は通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。 ⑵　⑴の通電時間中に蓄熱のために使用されること。 ロ　８時間通電機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ハ　当社は，８時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	遮断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。） なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ⑸　⑵，⑶および⑷の場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間（季時別電灯の場合は「ナイトタイム」といたします。）に使用されたものといたします。 ⑹　オフピーク蓄熱型電気温水器 イ　オフピーク蓄熱型電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。 ロ　オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ハ　当社は，オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ⑺　８時間通電機器 イ　８時間通電機器とは，夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。 ⑴　主として毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間（⑶の場合は通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。 ⑵　⑴の通電時間中に蓄熱のために使用されること。 ロ　８時間通電機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 ハ　当社は，８時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
13　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025年４月１日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，	**13　災害救助法が適用された場合等の特別措置** ~~2025年４月１日以降に~~この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 ⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，33（料金の支払義務および支払期日）⑶および⑷にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 ⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　定額電灯，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，深夜電力（防霜用），農事用電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯および第２深夜電力の場合 ⑴　割 引 の 対 象 定額電灯および農事用電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ⑵　割　　引　　率 ⑴に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ⑶　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 ロ　イ以外の場合 イに準じて割引を行ないます。 ⑶　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときか	または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 ⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，33（料金の支払義務および支払期日）⑶および⑷にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 ⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　定額電灯，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，深夜電力（防霜用），農事用電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯および第２深夜電力の場合 ⑴　割 引 の 対 象 定額電灯および農事用電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ⑵　割　　引　　率 ⑴に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ⑶　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 ロ　イ以外の場合 イに準じて割引を行ないます。 ⑶　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときか

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ら引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。 ロ　契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。 (4)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (5)　災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が従量電灯Ｃ，季時別電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力〔防霜用〕，時間帯別電灯，ピークシフト電灯，深夜電力または第２深夜電力のお客さまに限ります。）の需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（従量電灯）(3)ホ，17（季時別電灯）(5)，18（高負荷率型電灯）(5)，19（臨時電灯）(3)ロ，20（公衆街路灯）(2)ニ，21（低圧電力）(5)，22（低圧季時別電力）(4)，23（臨時電力）(3)，24（農事用電力）(1)ハおよび(2)ロ，25（深夜電力〔防霜用〕）(4)，附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)，附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)，附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホおよび(2)ニ，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)ならびに附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）(2)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (6)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。	ら引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，~~55~~53（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。 ロ　契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。 (4)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，~~55~~53（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (5)　災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が従量電灯Ｃ，季時別電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力〔防霜用〕，時間帯別電灯，ピークシフト電灯，深夜電力または第２深夜電力のお客さまに限ります。）の需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（従量電灯）(3)ホ，17（季時別電灯）(5)，18（高負荷率型電灯）(5)，19（臨時電灯）(3)ロ，20（公衆街路灯）(2)ニ，21（低圧電力）(5)，22（低圧季時別電力）(4)，23（臨時電力）(3)，24（農事用電力）(1)ハおよび(2)ロ，25（深夜電力〔防霜用〕）(4)，附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)，附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)，附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホおよび(2)ニ，附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)ならびに附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）(2)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (6)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，~~55~~53（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
14　この離島約款の実施にともなう切替措置 2025年４月１日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，31（料金の算定）および32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。	**14　この離島約款の実施にともなう切替措置** ~~2025~~2026年~~4~~11月１日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，31（料金の算定）および32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
離　島　等　供　給　約　款 **［高圧・特別高圧用］** **2025年４月１日 実施** **九州電力送配電株式会社**	**離　島　等　供　給　約　款** **［高圧・特別高圧用］** **~~2025~~2026年~~4~~11月１日 実施** **九州電力送配電株式会社**

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

離島等供給約款［高圧・特別高圧用］
目　　次

Ⅰ	総　　則	Ⅰ－1
1	適　　用	Ⅰ－1
2	離島等供給約款の届出および変更	Ⅰ－1
3	定　　義	Ⅰ－1
4	単位および端数処理	Ⅰ－5
5	実　施　細　目	Ⅰ－5
Ⅱ	契約の申込み	Ⅱ－1
6	需給契約の申込み	Ⅱ－1
7	需給契約の成立および契約期間	Ⅱ－3
8	需　要　場　所	Ⅱ－3
9	需給契約の単位	Ⅱ－3
10	供　給　の　開　始	Ⅱ－3
11	供　給　の　単　位	Ⅱ－4
12	承　諾　の　限　界	Ⅱ－4
13	需給契約書等の作成	Ⅱ－4
Ⅲ	契約種別および料金	Ⅲ－1
14	契　約　種　別	Ⅲ－1
15	業　務　用　電　力	Ⅲ－2
16	業務用電力Ⅰ	Ⅲ－10
17	産　業　用　電　力	Ⅲ－14
18	産業用電力Ⅰ	Ⅲ－22
19	臨　時　電　力	Ⅲ－25
20	臨時電力Ⅰ	Ⅲ－28
21	かんがい排水用電力	Ⅲ－31
22	自家発補給電力	Ⅲ－34
23	自家発補給電力Ⅰ	Ⅲ－46
24	予　備　電　力	Ⅲ－53
25	蓄熱・電化契約	Ⅲ－56

離島等供給約款［高圧・特別高圧用］
目　　次

Ⅰ	総　　則	Ⅰ－1
1	適　　用	Ⅰ－1
2	離島等供給約款の届出および変更	Ⅰ－1
3	定　　義	Ⅰ－1
4	単位および端数処理	Ⅰ－5
5	実　施　細　目	Ⅰ－~~5~~ 6
Ⅱ	契約の申込み	Ⅱ－1
6	需給契約の申込み	Ⅱ－1
7	需給契約の成立および契約期間	Ⅱ－3
8	需　要　場　所	Ⅱ－3
9	需給契約の単位	Ⅱ－3
10	供　給　の　開　始	Ⅱ－3
11	供　給　の　単　位	Ⅱ－4
12	承　諾　の　限　界	Ⅱ－4
13	需給契約書等の作成	Ⅱ－4
Ⅲ	契約種別および料金	Ⅲ－1
14	契　約　種　別	Ⅲ－1
15	業　務　用　電　力	Ⅲ－2
16	業務用電力Ⅰ	Ⅲ－10
17	産　業　用　電　力	Ⅲ－14
18	産業用電力Ⅰ	Ⅲ－22
19	臨　時　電　力	Ⅲ－25
20	臨時電力Ⅰ	Ⅲ－28
21	かんがい排水用電力	Ⅲ－31
22	自家発補給電力	Ⅲ－34
23	自家発補給電力Ⅰ	Ⅲ－46
24	予　備　電　力	Ⅲ－53
25	蓄熱・電化契約	Ⅲ－56

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅳ　料金の算定および支払い …… Ⅳ - 1	**Ⅳ　料金の算定および支払い** …… Ⅳ - 1
26　料金の適用開始の時期 …… Ⅳ - 1	26　料金の適用開始の時期 …… Ⅳ - 1
27　検　　針　　日 …… Ⅳ - 1	27　検　　針　　日 …… Ⅳ - 1
28　料金の算定期間 …… Ⅳ - 2	28　料金の算定期間 …… Ⅳ - 2
29　使用電力量等の計量 …… Ⅳ - 3	29　使用電力量等の計量 …… Ⅳ - 3
30　料　金　の　算　定 …… Ⅳ - 6	30　料　金　の　算　定 …… Ⅳ - 6
31　日　割　計　算 …… Ⅳ - 7	31　日　割　計　算 …… Ⅳ - 7
32　料金の支払義務および支払期日 …… Ⅳ - 8	32　料金の支払義務および支払期日 …… Ⅳ - 8
33　料金その他の支払方法 …… Ⅳ - 10	33　料金その他の支払方法 …… Ⅳ - 10
34　保　　証　　金 …… Ⅳ - 12	~~34　保　　証　　金 …… Ⅳ - 12~~
Ⅴ　使用および供給 …… Ⅴ - 1	**Ⅴ　使用および供給** …… Ⅴ - 1
35　適正契約の保持 …… Ⅴ - 1	~~35~~34　適正契約の保持 …… Ⅴ - 1
36　契　約　超　過　金 …… Ⅴ - 1	~~36~~35　契　約　超　過　金 …… Ⅴ - 1
37　力　率　の　保　持 …… Ⅴ - 1	~~37~~36　力　率　の　保　持 …… Ⅴ - 1
38　需要場所への立入りによる業務の実施 …… Ⅴ - 2	~~38~~37　需要場所への立入りによる業務の実施 …… Ⅴ - 2
39　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… Ⅴ - 3	~~39~~38　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… Ⅴ - 3
40　供　給　の　停　止 …… Ⅴ - 3	~~40~~39　供　給　の　停　止 …… Ⅴ - 3
41　供給停止の解除 …… Ⅴ - 5	~~41~~40　供給停止の解除 …… Ⅴ - ~~5~~ 6
42　供給停止期間中の料金 …… Ⅴ - 6	~~42~~41　供給停止期間中の料金 …… Ⅴ - 6
43　違　　約　　金 …… Ⅴ - 6	~~43　違　　約　　金 …… Ⅴ - 6~~
44　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… Ⅴ - 6	~~44~~42　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… Ⅴ - 6
45　損害賠償の免責 …… Ⅴ - 7	~~45~~43　損害賠償の免責 …… Ⅴ - ~~7~~ 6
46　設　備　の　賠　償 …… Ⅴ - 7	~~46~~44　設　備　の　賠　償 …… Ⅴ - 7
Ⅵ　契約の変更および終了 …… Ⅵ - 1	**Ⅵ　契約の変更および終了** …… Ⅵ - 1
47　需給契約の変更 …… Ⅵ - 1	~~47~~45　需給契約の変更 …… Ⅵ - 1
48　名　義　の　変　更 …… Ⅵ - 1	~~48~~46　名　義　の　変　更 …… Ⅵ - 1
49　需給契約の消滅 …… Ⅵ - 1	~~49~~47　需給契約の消滅 …… Ⅵ - 1
50　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… Ⅵ - 2	~~50~~48　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… Ⅵ - 2
51　解　　約　　等 …… Ⅵ - 5	~~51~~49　解　　約　　等 …… Ⅵ - 5
52　需給契約消滅後の債権債務関係 …… Ⅵ - 5	~~52~~50　需給契約消滅後の債権債務関係 …… Ⅵ - ~~5~~ 6

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅶ　**供給方法，工事および工事費の負担**　……　Ⅶ - 1 53　供給方法，工事および施設　……　Ⅶ - 1 54　工事費負担金等の申受けおよび精算　……　Ⅶ - 1 55　工事費負担金契約書の作成　……　Ⅶ - 2 Ⅷ　**保　　安**　……　Ⅷ - 1 56　保 安 の 責 任　……　Ⅷ - 1 57　保安等に対するお客さまの協力　……　Ⅷ - 1 **附　　則**　……　附則 - 1 **別　　表**　……　別表 - 1	Ⅶ　**供給方法，工事および工事費の負担**　……　Ⅶ - 1 ~~53~~51　供給方法，工事および施設　……　Ⅶ - 1 ~~54~~52　工事費負担金等の申受けおよび精算　……　Ⅶ - 1 ~~55~~53　工事費負担金契約書の作成　……　Ⅶ - 2 Ⅷ　**保　　安**　……　Ⅷ - 1 ~~56~~54　保 安 の 責 任　……　Ⅷ - 1 ~~57~~55　保安等に対するお客さまの協力　……　Ⅷ - 1 **附　　則**　……　附則 - 1 **別　　表**　……　別表 - 1

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
３　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ⑴　高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 ⑵　特　別　高　圧 標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは 100,000ボルトをいいます。 ⑶　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ⑷　小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 ⑸　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 ⑹　付　帯　電　灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 ⑺　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 ⑻　契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。 ⑼　契　約　電　力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 ⑽　契約使用期間	**３　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ⑴　高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 ⑵　特　別　高　圧 標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは 100,000ボルトをいいます。 ⑶　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ⑷　小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 ⑸　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 ⑹　付　帯　電　灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 ⑺　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 ⑻　契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。 ⑼　契　約　電　力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 ⑽　契約使用期間

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
契約上使用できる期間をいいます。	契約上使用できる期間をいいます。
⑾　最大需要電力	⑾　最大需要電力
需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。	需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
⑿　夏　　季	⑿　夏　　季
毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。	毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。
⒀　そ　の　他　季	⒀　そ　の　他　季
毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。	毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。
⒁　休　　日	⒁　休　　日
別表６（休日および休日等）⑴に定める日をいいます。	別表６（休日および休日等）⑴に定める日をいいます。
⒂　平　　日	⒂　平　　日
休日以外の日をいいます。	休日以外の日をいいます。
⒃　ピ　ー　ク　時　間	⒃　ピ　ー　ク　時　間
夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。	夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。
⒄　昼　間　時　間	⒄　昼　間　時　間
毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。	毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。
⒅　夜　間　時　間	⒅　夜　間　時　間
ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。	ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
⒆　貿　易　統　計	⒆　貿　易　統　計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。	関税法にもとづき公表される統計をいいます。
⒇　スポット市場価格	⒇　スポット市場価格
一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。	一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。
	(21)　平均燃料価格算定期間
	貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から１月31日までの期間，２月１日から２月28日までの期間（閏年となる場合は，２月29日までの期間といたします。），３月１日から３月31日までの期間，４月１日から４月30日までの期間，５月１日から５月31日までの期間，６月１日から６月30日までの期間，７月１日から７月31日までの期間，８月１日から８月31日までの期間，９月１日から９月30日までの期間，10月１日から10月

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
	31日までの期間，11月１日から11月30日までの期間または12月１日から12月31日までの期間をいいます。
㉑　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。	~~㉑~~㉒　~~平均燃料価格算定期間および~~離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき~~平均燃料価格および~~離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。
㉒　平均市場価格算定期間 スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年１月21日から２月20日までの期間，２月21日から３月20日までの期間，３月21日から４月20日までの期間，４月21日から５月20日までの期間，５月21日から６月20日までの期間，６月21日から７月20日までの期間，７月21日から８月20日までの期間，８月21日から９月20日までの期間，９月21日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の１月20日までの期間をいいます。	~~㉒~~㉓　平均市場価格算定期間 スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年１月21日から２月20日までの期間，２月21日から３月20日までの期間，３月21日から４月20日までの期間，４月21日から５月20日までの期間，５月21日から６月20日までの期間，６月21日から７月20日までの期間，７月21日から８月20日までの期間，８月21日から９月20日までの期間，９月21日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の１月20日までの期間をいいます。
㉓　再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	~~㉓~~㉔　再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
６　需給契約の申込み	**６　需給契約の申込み**
⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。	⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。
契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約，電化厨房契約，オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無	契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約，電化厨房契約，オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無
⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。	⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。	イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。	ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。
ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。	ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。
ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。	ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。
⑶　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	⑶　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 ⑸　お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の発電設備系統連系サービス要綱を遵守し，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。 ⑹　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 ⑸　お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の発電設備系統連系サービス要綱を遵守し，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。 ⑹　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
12　承 諾 の 限 界 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12　承 諾 の 限 界** 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，~~保証金，~~契約超過金，~~違約金，~~工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書等の作成 お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。 なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。 また，当社は，44（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および57（保安等に対するお客さまの協力）⑶に定める事項その他系統運用上必要な事項について，お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。	**13　需給契約書等の作成** お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。 なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。 また，当社は，~~44~~42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および~~57~~55（保安等に対するお客さまの協力）⑶に定める事項その他系統運用上必要な事項について，お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅲ　　契約種別および料金	**Ⅲ　　契約種別および料金**
14　契　約　種　別 契約種別は，次のとおりといたします。 ⑴　業　務　用　電　力 イ　業務用電力Ａ ロ　業務用季時別電力Ａ ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ ⑵　業　務　用　電　力　Ⅰ イ　業務用電力Ａ－Ⅰ ロ　業務用季時別電力Ａ－Ⅰ ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ ⑶　産　業　用　電　力 イ　産業用電力Ａ ロ　産業用季時別電力Ａ ⑷　産　業　用　電　力　Ⅰ イ　産業用電力Ａ－Ⅰ ロ　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ ⑸　臨　時　電　力 ⑹　臨　時　電　力　Ⅰ ⑺　かんがい排水用電力 ⑻　自家発補給電力 イ　業務用自家発補給電力 ロ　産業用自家発補給電力 ⑼　自家発補給電力Ⅰ イ　業務用自家発補給電力Ⅰ ロ　産業用自家発補給電力Ⅰ ⑽　予　備　電　力	**14　契　約　種　別** 契約種別は，次のとおりといたします。 ⑴　業　務　用　電　力 イ　業務用電力Ａ ロ　業務用季時別電力Ａ ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ ⑵　業　務　用　電　力　Ⅰ イ　業務用電力Ａ－Ⅰ ロ　業務用季時別電力Ａ－Ⅰ ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ ⑶　産　業　用　電　力 イ　産業用電力Ａ ロ　産業用季時別電力Ａ ⑷　産　業　用　電　力　Ⅰ イ　産業用電力Ａ－Ⅰ ロ　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ ⑸　臨　時　電　力 ⑹　臨　時　電　力　Ⅰ ⑺　かんがい排水用電力 ⑻　自家発補給電力 イ　業務用自家発補給電力 ロ　産業用自家発補給電力 ⑼　自家発補給電力Ⅰ イ　業務用自家発補給電力Ⅰ ロ　産業用自家発補給電力Ⅰ ⑽　予　備　電　力
15　業　務　用　電　力 ⑴　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。	**15　業　務　用　電　力** ⑴　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。）16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。	ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。）16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。	⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。
契約電力　2,000キロワット未満　標準電圧　６，０００ボルト 契約電力　2,000キロワット以上 10,000キロワット未満　標準電圧　２０，０００ボルト 契約電力　10,000キロワット以上　標準電圧　６０，０００ボルト	契約電力　2,000キロワット未満　標準電圧　６，０００ボルト 契約電力　2,000キロワット以上 10,000キロワット未満　標準電圧　２０，０００ボルト 契約電力　10,000キロワット以上　標準電圧　６０，０００ボルト
⑶　契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。	⑶　契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
⑷　契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。	⑷　契　約　電　力 契約電力は，次によって定めます。
イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）	イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）
⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。	⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。
a　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。	a　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。	b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。
c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
㈡　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	㈡　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合
㈠　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められる	㈠　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められる

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。	ときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。
㈡　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	㈡　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。	ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。
⑸　料　　金	⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
加えたものといたします。	加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
㈠　業務用電力Ａ	㈠　業務用電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，１４２円７８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１４２円７８銭~~ ２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭

㈡　業務用季時別電力Ａ	㈡　業務用季時別電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，１４２円７８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１４２円７８銭~~ ２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭

㈢　業務用休日エコノミー電力Ａ	㈢　業務用休日エコノミー電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，１４２円７８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１４２円７８銭~~ ２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭

ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。	電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

現　行（2025年４月１日実施）

(ｲ)　業務用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９８銭	１６円０５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５１銭	１４円６９銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５１銭	１４円６９銭

(ﾛ)　業務用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円７４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７２銭

ｂ　昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円２７銭	１６円３２銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５５銭	１４円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５５銭	１４円７３銭

変　更　後（2026年11月１日実施予定）

(ｲ)　業務用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９８銭	１６円０５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５１銭~~ １５円５２銭	~~１４円６９銭~~ １４円７０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５１銭~~ １５円５２銭	~~１４円６９銭~~ １４円７０銭

(ﾛ)　業務用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１９円７４銭~~ １９円７５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円７２銭~~ １７円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円７２銭~~ １７円７３銭

ｂ　昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円２７銭~~ １７円２８銭	~~１６円３２銭~~ １６円３３銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５５銭~~ １５円５６銭	~~１４円７３銭~~ １４円７４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５５銭~~ １５円５６銭	~~１４円７３銭~~ １４円７４銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１７銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２６銭

１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円１７銭~~ １５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１４円２６銭~~ １４円２７銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１４円２６銭~~ １４円２７銭

(ﾊ)　業務用休日エコノミー電力Ａ

電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　休　　日

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２８銭	１３円５９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１３円１０銭	１２円５０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１３円１０銭	１２円５０銭

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２８銭	１３円５９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１３円１０銭~~ １３円１１銭	~~１２円５０銭~~ １２円５１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１３円１０銭~~ １３円１１銭	~~１２円５０銭~~ １２円５１銭

b　平　　日

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円１０銭	１７円０８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５４銭	１５円６１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５４銭	１５円６１銭

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円１０銭	１７円０８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１６円５４銭~~ １６円５５銭	~~１５円６１銭~~ １５円６２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１６円５４銭~~ １６円５５銭	~~１５円６１銭~~ １５円６２銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。	㈡　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。
⑹　そ　の　他	⑹　そ　の　他
イ　業務用休日エコノミー電力Ａの場合，契約期間満了に先だって，原則として業務用休日エコノミー電力Ａ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。	イ　業務用休日エコノミー電力Ａの場合，契約期間満了に先だって，原則として業務用休日エコノミー電力Ａ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。
ロ　業務用電力Ａから業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ａを適用いたしません。また，業務用季時別電力Ａから業務用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用季時別電力Ａを適用いたしません。	ロ　業務用電力Ａから業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ａを適用いたしません。また，業務用季時別電力Ａから業務用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用季時別電力Ａを適用いたしません。
ハ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用休日エコノミー電力Ａを適用いたしません。	ハ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用休日エコノミー電力Ａを適用いたしません。
16　業務用電力Ｉ	**16　業務用電力Ｉ**
⑴　適　用　範　囲	⑴　適　用　範　囲
高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。	高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。
⑵　契　約　電　力	⑵　契　約　電　力
契約電力は，業務用電力に準じて定めます。	契約電力は，業務用電力に準じて定めます。
⑶　料　　金	⑶　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
⑴　業務用電力Ａ－Ｉ	⑴　業務用電力Ａ－Ｉ
契約電力１キロワットにつき　１，４１６円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，４１６円７８銭~~ １，６１７円１９銭
⑵　業務用季時別電力Ａ－Ｉ	⑵　業務用季時別電力Ａ－Ｉ
契約電力１キロワットにつき　１，４１６円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，４１６円７８銭~~ １，６１７円１９銭
⑶　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉ	⑶　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉ
契約電力１キロワットにつき　１，４１６円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，４１６円７８銭~~ １，６１７円１９銭
ロ　電　力　量　料　金	ロ　電　力　量　料　金
電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。	電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。
⑴　業務用電力Ａ－Ｉ	⑴　業務用電力Ａ－Ｉ
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円５９銭	２１円１４銭

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円５９銭	２１円１４銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　業務用季時別電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 ａ　ピ　ー　ク　時　間	㈡　業務用季時別電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 ａ　ピ　ー　ク　時　間
１キロワット時につき　２９円２５銭	１キロワット時につき　~~２９円２５銭~~ ２９円２６銭
ｂ　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	ｂ　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
夏季料金：１キロワット時につき　２５円１５銭 その他季料金：１キロワット時につき　２４円１２銭	夏季料金：１キロワット時につき　~~２５円１５銭~~ ２５円１６銭 その他季料金：１キロワット時につき　~~２４円１２銭~~ ２４円１３銭
ｃ　夜　間　時　間	ｃ　夜　間　時　間
１キロワット時につき　１５円１７銭	１キロワット時につき　~~１５円１７銭~~ １５円２０銭
㈣　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 ａ　休　　日	㈣　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 ａ　休　　日
夏季料金：１キロワット時につき　１６円８６銭 その他季料金：１キロワット時につき　１５円９３銭	夏季料金：１キロワット時につき　１６円８６銭 その他季料金：１キロワット時につき　１５円９３銭
ｂ　平　　日	ｂ　平　　日
夏季料金：１キロワット時につき　２４円９９銭 その他季料金：１キロワット時につき　２３円３３銭	夏季料金：１キロワット時につき　２４円９９銭 その他季料金：１キロワット時につき　２３円３３銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。 ⑷　そ　の　他 イ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力Ｉの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。 ロ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，業務用電力の契約種別から業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。 ハ　業務用電力Ｉの各契約種別からその他の業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。 ⑷　そ　の　他 イ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力Ｉの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。 ロ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，業務用電力の契約種別から業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。 ハ　業務用電力Ｉの各契約種別からその他の業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。
17　産　業　用　電　力 ⑴　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ　使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉとあわせて契約する場合は，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。	**17　産　業　用　電　力** ⑴　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ　使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 ⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉとあわせて契約する場合は，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

契約電力	標準電圧
2,000キロワット未満	６，０００ボルト
2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	２０，０００ボルト
10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	６０，０００ボルト
50,000キロワット以上	１００，０００ボルト

⑶　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約

契約電力	標準電圧
2,000キロワット未満	６，０００ボルト
2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	２０，０００ボルト
10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	６０，０００ボルト
50,000キロワット以上	１００，０００ボルト

⑶　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。	電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。
㈺　産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	㈺　産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰと同一計量される場合で，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合
㈠　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。	㈠　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。
㈡　産業用自家発補給電力と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。	㈡　産業用自家発補給電力と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。
ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。	ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。
⑸　料　　金	⑸　料　　金

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 ㈠　産業用電力Ａ	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 ㈠　産業用電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，１４２円７８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１４２円７８銭~~ ２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，１４２円７８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１，９１７円５５銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ)　産業用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５０銭	１５円６１銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１２銭	１４円３３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１２銭	１４円３３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１２銭	１４円３３銭

(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円７４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７２銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７２銭

(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１４２円７８銭~~ ２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，９１７円５５銭~~ ２，０３３円３１銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ)　産業用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５０銭	１５円６１銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円１２銭~~ １５円１３銭	~~１４円３３銭~~ １４円３４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円１２銭~~ １５円１３銭	~~１４円３３銭~~ １４円３４銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円１２銭~~ １５円１３銭	~~１４円３３銭~~ １４円３４銭

(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１９円７４銭~~ １９円７５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円７２銭~~ １７円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円７２銭~~ １７円７３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円７２銭~~ １７円７３銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
b　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	b　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円２７銭	１６円３２銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５５銭	１４円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５５銭	１４円７３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５５銭	１４円７３銭

		夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円２７銭~~ １７円２８銭	~~１６円３２銭~~ １６円３３銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５５銭~~ １５円５６銭	~~１４円７３銭~~ １４円７４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５５銭~~ １５円５６銭	~~１４円７３銭~~ １４円７４銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円５５銭~~ １５円５６銭	~~１４円７３銭~~ １４円７４銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１７銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２６銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円１７銭~~ １５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１４円２６銭~~ １４円２７銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１４円２６銭~~ １４円２７銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１４円２６銭~~ １４円２７銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(6)　そ　の　他

イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ　産業用電力Ａから産業用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(6)　そ　の　他

イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ　産業用電力Ａから産業用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａを適用いたしません。 また，産業用季時別電力Ａから産業用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａを適用いたしません。	年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａを適用いたしません。 また，産業用季時別電力Ａから産業用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａを適用いたしません。
18　産業用電力Ｉ	**18　産業用電力Ｉ**
⑴　適　用　範　囲	⑴　適　用　範　囲
高圧で電気の供給を受け，契約電力が500キロワット未満の需要で，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。	高圧で電気の供給を受け，契約電力が500キロワット未満の需要で，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。
⑵　契　約　電　力	⑵　契　約　電　力
契約電力は，産業用電力に準じて定めます。	契約電力は，産業用電力に準じて定めます。
⑶　料　　金	⑶　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。 ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使	基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。 ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 (ｲ)　産業用電力Ａ－Ⅰ	用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 (ｲ)　産業用電力Ａ－Ⅰ
契約電力１キロワットにつき　１，４７１円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，４７１円７８銭~~ １，６７２円１９銭
(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ	(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ
契約電力１キロワットにつき　１，４７１円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，４７１円７８銭~~ １，６７２円１９銭
ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。 (ｲ)　産業用電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。 (ｲ)　産業用電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
夏 季 料 金：１９円９９銭 その他季料金：１８円７７銭 １キロワット時につき	夏 季 料 金：１９円９９銭 その他季料金：１８円７７銭 １キロワット時につき
(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 ａ　ピ ー ク 時 間	(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 ａ　ピ ー ク 時 間
１キロワット時につき　２６円６６銭	１キロワット時につき　~~２６円６６銭~~ ２６円６７銭
ｂ　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	ｂ　昼　間　時　間 昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
夏 季 料 金：２３円１４銭 その他季料金：２１円８７銭 １キロワット時につき	夏 季 料 金：~~２３円１４銭~~ ２３円１５銭 その他季料金：~~２１円８７銭~~ ２１円８８銭 １キロワット時につき

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
c　夜　間　時　間	c　夜　間　時　間
１キロワット時につき　１５円１７銭	１キロワット時につき　~~１５円１７銭~~ １５円２０銭
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。
⑷　そ　の　他	⑷　そ　の　他
イ　契約期間満了に先だって，原則として産業用電力Ｉの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。	イ　契約期間満了に先だって，原則として産業用電力Ｉの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。
ロ　最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は，産業用電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用電力Ａに準じて算定し，産業用季時別電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用季時別電力Ａに準じて算定いたします。この場合，蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては，蓄熱調整契約に準ずるものといたします。	ロ　最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は，産業用電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用電力Ａに準じて算定し，産業用季時別電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用季時別電力Ａに準じて算定いたします。この場合，蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては，蓄熱調整契約に準ずるものといたします。
ハ　産業用電力Ｉの契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，産業用電力の契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。	ハ　産業用電力Ｉの契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，産業用電力の契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。
ニ　産業用電力Ａ－Ｉから産業用季時別電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａ－Ｉを適用いたしません。また，産業用季時別電力Ａ－Ｉから産業用電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａ－Ｉを適用いたしません。	ニ　産業用電力Ａ－Ｉから産業用季時別電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａ－Ｉを適用いたしません。また，産業用季時別電力Ａ－Ｉから産業用電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａ－Ｉを適用いたしません。
19　臨　時　電　力	**19　臨　時　電　力**
⑴　適　用　範　囲 契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	⑴　適　用　範　囲 契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
⑵　契　約　電　力 契約電力は，業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。	⑵　契　約　電　力 契約電力は，業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。
⑶　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課	⑶　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

⑷　業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円１１銭	１７円９９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円３７銭	１６円３８銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円３７銭	１６円３８銭

⑷　業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１９円１１銭~~ １９円１０銭	~~１７円９９銭~~ １７円９８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円３７銭~~ １７円３８銭	~~１６円３８銭~~ １６円３９銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１７円３７銭~~ １７円３８銭	~~１６円３８銭~~ １６円３９銭

⑸　産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円５３銭	１７円４６銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円８９銭	１５円９５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円８９銭	１５円９５銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１６円８９銭	１５円９５銭

⑸　産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１８円５３銭~~ １８円５２銭	~~１７円４６銭~~ １７円４５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１６円８９銭~~ １６円９０銭	~~１５円９５銭~~ １５円９６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１６円８９銭~~ １６円９０銭	~~１５円９５銭~~ １５円９６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１６円８９銭~~ １６円９０銭	~~１５円９５銭~~ １５円９６銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準じて適用いたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

⑴　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

⑵　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

⑷　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。	の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。
20　臨時電力Ⅰ	**20　臨時電力Ⅰ**
⑴　適　用　範　囲	⑴　適　用　範　囲
高圧で電気の供給を受け，契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限ります。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	高圧で電気の供給を受け，契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限ります。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
⑵　契　約　電　力	⑵　契　約　電　力
契約電力は，臨時電力に準じて定めます。	契約電力は，臨時電力に準じて定めます。
⑶　料　　金	⑶　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，業務用電力Ａ－Ⅰまたは産業用電力Ａ－Ⅰの該当料金	基本料金は，業務用電力Ａ－Ⅰまたは産業用電力Ａ－Ⅰの該当料金

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａ－Ⅰまたは産業用電力Ａ－Ⅰの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。	の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａ－Ⅰまたは産業用電力Ａ－Ⅰの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
ロ　電 力 量 料 金	ロ　電 力 量 料 金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
㈠　業務用電力の適用範囲に該当する場合	㈠　業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２５円８４銭	２４円１１銭

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~２５円８４銭~~ ２５円８３銭	~~２４円１１銭~~ ２４円１０銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　産業用電力の適用範囲に該当する場合	㈡　産業用電力の適用範囲に該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円７３銭	２１円２６銭

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	~~２２円７３銭~~ ２２円７２銭	~~２１円２６銭~~ ２１円２５銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ハ　力率割引および割増し	ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しは，臨時電力に準ずるものといたします。	力率割引および割増しは，臨時電力に準ずるものといたします。
⑷　そ　　の　　他	⑷　そ　　の　　他
イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。	イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力Ⅰを適用いたします。	ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力Ⅰを適用いたします。
ハ　臨時電力の適用を受けるお客さまは，臨時電力Ⅰに需給契約を変更できません。	ハ　臨時電力の適用を受けるお客さまは，臨時電力Ⅰに需給契約を変更できません。
ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，臨時電力に準ずるものといたします。	ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，臨時電力に準ずるものといたします。
21　かんがい排水用電力	**21　かんがい排水用電力**
⑴　適　用　範　囲	⑴　適　用　範　囲
高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。	高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。
⑵　契　約　期　間	⑵　契　約　期　間

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，⑶に定める契約年度の末日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，⑶に定める契約年度の末日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
⑶　契　約　年　度 契約年度は，毎年１月の検針日から翌年１月の検針日の前日までといたします。	⑶　契　約　年　度 契約年度は，毎年１月の検針日から翌年１月の検針日の前日までといたします。
⑷　契　約　電　力 契約電力は，産業用電力に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。	⑷　契　約　電　力 契約電力は，産業用電力に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。
⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を	⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
加えたものといたします。	加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
㈠　基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	㈠　基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合　５９１円７８銭	契約電力１キロワットにつき　標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合　~~５９１円７８銭~~ ７９２円１９銭
契約電力１キロワットにつき　標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合　５０９円５５銭	契約電力１キロワットにつき　標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合　~~５０９円５５銭~~ ６２５円３１銭
㈡　契約年度における基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものといたします。 なお，契約年度の中途で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は，その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。	㈡　契約年度における基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものといたします。 なお，契約年度の中途で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は，その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。
ロ　電　力　量　料　金	ロ　電　力　量　料　金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
１キロワット時につき　標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合　夏季料金　１５円０２銭　その他季料金　１４円２７銭	１キロワット時につき　標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合　夏季料金　１５円０２銭　その他季料金　１４円２７銭
１キロワット時につき　標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合　夏季料金　１４円５９銭　その他季料金　１３円８２銭	１キロワット時につき　標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合　夏季料金　~~１４円５９銭~~ １４円６０銭　その他季料金　~~１３円８２銭~~ １３円８３銭
ハ　力率割引および割増し	ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。	力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。
㈠　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。	㈠　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。
㈡　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。	㈡　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑹　そ　　の　　他 イ　契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は，当該契約年度の翌年度の１月の検針日といたします。ただし，契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。 ロ　その他の事項については，産業用電力に準ずるものといたします。	⑹　そ　　の　　他 イ　契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は，当該契約年度の翌年度の１月の検針日といたします。ただし，契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。 ロ　その他の事項については，産業用電力に準ずるものといたします。
22　自家発補給電力 ⑴　業務用自家発補給電力 イ　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，業務用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，業務用自家発補給電力を契約していただきます。 また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 ㈠　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 ㈡　㈠によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ａ　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 ｂ　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し	**22　自家発補給電力** ⑴　業務用自家発補給電力 イ　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，業務用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，業務用自家発補給電力を契約していただきます。 また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 ㈠　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 ㈡　㈠によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 ａ　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 ｂ　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
引いた値	引いた値
ハ　料　　金	ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基　本　料　金	㈠　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４７円３８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，１０４円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，１０４円５５銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，３４７円３８銭~~ ２，５４７円７９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１０４円５５銭~~ ２，２２０円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１０４円５５銭~~ ２，２２０円３１銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

現　行（2025年４月１日実施）		変　更　後（2026年11月１日実施予定）	
契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	７２３円７９銭	~~７２３円７９銭~~ ８２４円００銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	６４０円８８銭	~~６４０円８８銭~~ ６９８円７６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	６４０円８８銭	~~６４０円８８銭~~ ６９８円７６銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円００銭	１６円９８銭	１８円００銭	１６円９８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円４３銭	１５円５１銭	~~１６円４３銭~~ １６円４４銭	~~１５円５１銭~~ １５円５２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円４３銭	１５円５１銭	~~１６円４３銭~~ １６円４４銭	~~１５円５１銭~~ １５円５２銭

ｂ　ａ以外の場合

		夏季料金	その他季料金	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円８４銭	１９円５４銭	２０円８４銭	１９円５４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１８円９３銭	１７円７９銭	~~１８円９３銭~~ １８円９４銭	~~１７円７９銭~~ １７円８０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１８円９３銭	１７円７９銭	~~１８円９３銭~~ １８円９４銭	~~１７円７９銭~~ １７円８０銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　業務用自家発補給電力の使用

(ｲ)　お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。	の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
㈡　常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が15（業務用電力）㈣ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）㈣ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは，㈠にかかわらず，業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。	㈡　常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が15（業務用電力）㈣ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）㈣ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは，㈠にかかわらず，業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力	ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力
常時供給分と同一計量される場合で，業務用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。	常時供給分と同一計量される場合で，業務用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。
㈠　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）㈣イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）㈣イに準じて定めるお客さまの場合で，業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。	㈠　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）㈣イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）㈣イに準じて定めるお客さまの場合で，業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。
㈡　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）㈣ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）㈣ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。	㈡　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）㈣ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）㈣ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。
なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。	なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。
ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量	ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量
㈠　使用電力量は，業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。	㈠　使用電力量は，業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。	なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。	また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。
ａ　業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常	ａ　業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
時供給分の平均電力 b　業務用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力 c　業務用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力 (ﾛ)　業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。 (ﾊ)　使用電力量の区分 業務用自家発補給電力の使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。 (ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。 (2)　産業用自家発補給電力 イ　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，産業用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，産業用自家発補給電力を契約していただきます。 また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 ハ　料　　金	時供給分の平均電力 b　業務用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力 c　業務用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力 (ﾛ)　業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。 (ﾊ)　使用電力量の区分 業務用自家発補給電力の使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。 (ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。 (2)　産業用自家発補給電力 イ　適　用　範　囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，産業用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，産業用自家発補給電力を契約していただきます。 また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 ハ　料　　金

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，⑴ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑷　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，⑴ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑷となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ⑸となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑷　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４７円３８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，１０４円５５銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，１０４円５５銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，１０４円５５銭

契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，３４７円３８銭~~ ２，５４７円７９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１０４円５５銭~~ ２，２２０円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１０４円５５銭~~ ２，２２０円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~２，１０４円５５銭~~ ２，２２０円３１銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

現　行（2025年４月１日実施）			変　更　後（2026年11月１日実施予定）		
契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	４９８円２９銭	契約電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~４９８円２９銭~~ ５９８円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	４３５円１８銭		標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~４３５円１８銭~~ ４９３円０６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	４３５円１８銭		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~４３５円１８銭~~ ４９３円０６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	４３５円１８銭		標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~４３５円１８銭~~ ４９３円０６銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円４８銭	１６円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９８銭	１５円１２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９８銭	１５円１２銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９８銭	１５円１２銭

ｂ　ａ以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円１６銭	１８円９４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１８円３９銭	１７円３０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１８円３９銭	１７円３０銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１８円３９銭	１７円３０銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円４８銭	１６円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円９８銭~~ １５円９９銭	~~１５円１２銭~~ １５円１３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円９８銭~~ １５円９９銭	~~１５円１２銭~~ １５円１３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１５円９８銭~~ １５円９９銭	~~１５円１２銭~~ １５円１３銭

ｂ　ａ以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円１６銭	１８円９４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１８円３９銭~~ １８円４０銭	~~１７円３０銭~~ １７円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１８円３９銭~~ １８円４０銭	~~１７円３０銭~~ １７円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１８円３９銭~~ １８円４０銭	~~１７円３０銭~~ １７円３１銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈠　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。 ニ　産業用自家発補給電力の使用 ㈠　お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。 ㈡　常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が17（産業用電力）⑷ロによって決定されるお客さままたは17（産業用電力）⑷ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは，㈠にかかわらず，産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。 ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。 ㈠　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）⑷イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）⑷イに準じて定めるお客さまの場合で，産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 ㈡　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）⑷ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）⑷ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量 ㈠　使用電力量は，産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。	㈠　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。 ニ　産業用自家発補給電力の使用 ㈠　お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。 ㈡　常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が17（産業用電力）⑷ロによって決定されるお客さままたは17（産業用電力）⑷ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは，㈠にかかわらず，産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。 ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。 ㈠　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）⑷イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）⑷イに準じて定めるお客さまの場合で，産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 ㈡　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）⑷ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）⑷ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。 ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量 ㈠　使用電力量は，産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。 a　産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 b　産業用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力 c　産業用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力 (ﾛ)　産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。 (ﾊ)　使用電力量の区分 産業用自家発補給電力の使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。	また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。 a　産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 b　産業用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力 c　産業用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力 (ﾛ)　産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。 (ﾊ)　使用電力量の区分 産業用自家発補給電力の使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 ト　そ　の　他 (ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。
23　自家発補給電力Ⅰ (1)　業務用自家発補給電力Ⅰ イ　適　用　範　囲 業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，かつ，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，業務用自家発補給電力に準じて定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割	**23　自家発補給電力Ⅰ** (1)　業務用自家発補給電力Ⅰ イ　適　用　範　囲 業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，かつ，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 ロ　契　約　電　力 契約電力は，業務用自家発補給電力に準じて定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ｲ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ｲ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。
契約電力１キロワットにつき　１，５４８円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，５４８円７８銭~~ １，７４９円１９銭
ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。
契約電力１キロワットにつき　４８３円９９銭	契約電力１キロワットにつき　~~４８３円９９銭~~ ５８４円２０銭
なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。	なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 ａ　定期検査または定期補修による場合	㈡　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 ａ　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円１７銭	２２円５９銭

ｂ　ａ以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２８円５３銭	２６円５４銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈠　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。 ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量 ㈠　使用電力量は，業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力Ｉの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力Ｉの使用のつど選択することはできません。 また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。 ａ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 ｂ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前３月間における常時供給分の平均電力 ｃ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前３日間における常時供給分の平均電力 ㈡　業務用自家発補給電力Ｉの継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力Ｉの使用電力量を算定することが不適当と認められる	㈠　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。 ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量 ㈠　使用電力量は，業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力Ｉの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力Ｉの使用のつど選択することはできません。 また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。 ａ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 ｂ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前３月間における常時供給分の平均電力 ｃ　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前３日間における常時供給分の平均電力 ㈡　業務用自家発補給電力Ｉの継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力Ｉの使用電力量を算定することが不適当と認められる

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
場合は，業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力Ｉの使用電力量といたします。	場合は，業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力Ｉの使用電力量といたします。
㈠　使用電力量の区分	㈠　使用電力量の区分
業務用自家発補給電力Ｉの使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力Ｉの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ｉの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。	業務用自家発補給電力Ｉの使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力Ｉの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ｉの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
ホ　そ　の　他	ホ　そ　の　他
㈠　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。	㈠　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。
なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。	なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。
㈡　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。	㈡　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
㈢　業務用自家発補給電力Ｉから業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用自家発補給電力Ｉを適用いたしません。	㈢　業務用自家発補給電力Ｉから業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用自家発補給電力Ｉを適用いたしません。
㈣　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。	㈣　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。
⑵　産業用自家発補給電力Ｉ	⑵　産業用自家発補給電力Ｉ
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，契約電力が500キロワット未満，かつ，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。	産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，契約電力が500キロワット未満，かつ，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。
ロ　契　約　電　力	ロ　契　約　電　力
契約電力は，産業用自家発補給電力に準じて定めます。	契約電力は，産業用自家発補給電力に準じて定めます。
ハ　料　　金	ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈡によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈡によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	㈠　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。
契約電力１キロワットにつき　１，６０９円２８銭	契約電力１キロワットにつき　~~１，６０９円２８銭~~ １，８０９円６９銭
ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。	ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。
契約電力１キロワットにつき　３５０円８９銭	契約電力１キロワットにつき　~~３５０円８９銭~~ ４５１円１０銭
なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。	なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。
㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 ａ　定期検査または定期補修による場合	㈡　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 ａ　定期検査または定期補修による場合

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２１円３２銭	１９円９９銭

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２１円３２銭	１９円９９銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
b　a 以外の場合	b　a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円９５銭	２３円３０銭

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円９５銭	２３円３０銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ)　使用電力量は，産業用自家発補給電力Ｉの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力Ｉの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，産業用自家発補給電力Ｉの使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

a　産業用自家発補給電力Ｉの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　産業用自家発補給電力Ｉの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　産業用自家発補給電力Ｉの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　産業用自家発補給電力Ｉの継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力Ｉの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，産業用自家発補給電力Ｉの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力Ｉの使用電力量といたします。

(ﾊ)　使用電力量の区分

産業用自家発補給電力Ｉの使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力Ｉの最大需要電力に産業用自家発補給電力Ｉの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ホ　そ　　の　　他

(ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
を確認いたします。 なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ) 産業用自家発補給電力Ｉから産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用自家発補給電力Ｉを適用いたしません。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。	を確認いたします。 なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾊ) 産業用自家発補給電力Ｉから産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用自家発補給電力Ｉを適用いたしません。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。
24　予　備　電　力 (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ　予　　備　　線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ　予　備　電　源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合 (2) 契　約　電　力 契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があって，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）(1)	**24　予　備　電　力** (1) 適　用　範　囲 業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ　予　　備　　線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ　予　備　電　源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合 (2) 契　約　電　力 契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があって，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。 (3) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）(1)

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ｲ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ｲ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニ　バーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備電力の供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。	イ　基　本　料　金 基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備電力の供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予　備　線	予 備 電 源
契約電力１キロワットにつき	高圧で常時供給を受ける場合	８４円６６銭	１０９円００銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	６７円００銭	１０７円５０銭

		予　備　線	予 備 電 源
契約電力１キロワットにつき	高圧で常時供給を受ける場合	~~８４円６６銭~~ １４２円９２銭	~~１０９円００銭~~ １７８円４６銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	~~６７円００銭~~ ７５円４２銭	~~１０７円５０銭~~ １１９円８６銭

ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。	ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。 なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。
ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。	ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。
⑷　そ　の　他	⑷　そ　の　他

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。	イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。
25　蓄熱・電化契約 ⑴　蓄熱調整契約 イ　適　用　範　囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。 ロ　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 (ﾛ)　夜　間　時　間 昼間時間以外の時間をいいます。 ハ　料　　金 各月の料金は，業務用電力の契約種別，業務用電力Ｉの契約種別，産業用電力の契約種別または産業用電力Ｉの契約種別によって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。 (ｲ)　蓄　熱　割　引　額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。 a　業務用電力Ａとして電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用電力Ａの夏季料金または他季料金} - (ﾊ)\text{の蓄熱単価} \right)$ この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。 b　業務用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用季時別電力Ａの夜間時間における電力量料金} - (ﾊ)\text{の蓄熱単価} \right)$	**25　蓄熱・電化契約** ⑴　蓄熱調整契約 イ　適　用　範　囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。 ロ　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　昼　間　時　間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 (ﾛ)　夜　間　時　間 昼間時間以外の時間をいいます。 ハ　料　　金 各月の料金は，業務用電力の契約種別，業務用電力Ｉの契約種別，産業用電力の契約種別または産業用電力Ｉの契約種別によって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。 (ｲ)　蓄　熱　割　引　額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。 a　業務用電力Ａとして電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用電力Ａの夏季料金または他季料金} - (ﾊ)\text{の蓄熱単価} \right)$ この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。 b　業務用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合 $\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用季時別電力Ａの夜間時間における電力量料金} - (ﾊ)\text{の蓄熱単価} \right)$

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
c　業務用休日エコノミー電力Ａとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用休日ｴｺﾉﾐｰ電力Ａの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。 d　業務用電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用電力Ａ－Ⅰの夏季料金またはその他季料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ⅰの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ⅰのその他季料金をそれぞれ適用いたします。 e　業務用季時別電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用季時別電力Ａ－Ⅰの夜間時間における電力量料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） f　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。	c　業務用休日エコノミー電力Ａとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用休日ｴｺﾉﾐｰ電力Ａの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。 d　業務用電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用電力Ａ－Ⅰの夏季料金またはその他季料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ⅰの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ⅰのその他季料金をそれぞれ適用いたします。 e　業務用季時別電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用季時別電力Ａ－Ⅰの夜間時間における電力量料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） f　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金－(ﾊ)　の蓄熱単価） この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
g　産業用電力Ａとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用電力Ａの夏季料金またはその他季料金－(ハ)の蓄熱単価） この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。	g　産業用電力Ａとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用電力Ａの夏季料金またはその他季料金－(ハ)の蓄熱単価） この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。
h　産業用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用季時別電力Ａの夜間時間における電力量料金－(ハ)の蓄熱単価）	h　産業用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用季時別電力Ａの夜間時間における電力量料金－(ハ)の蓄熱単価）
i　産業用電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用電力Ａ－Ⅰの夏季料金またはその他季料金－(ハ)の蓄熱単価） この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ⅰの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ⅰのその他季料金をそれぞれ適用いたします。	i　産業用電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用電力Ａ－Ⅰの夏季料金またはその他季料金－(ハ)の蓄熱単価） この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ⅰの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ⅰのその他季料金をそれぞれ適用いたします。
j　産業用季時別電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用季時別電力Ａ－Ⅰの夜間時間における電力量料金－(ハ)の蓄熱単価）	j　産業用季時別電力Ａ－Ⅰとして電気の供給を受ける場合 蓄　熱 割引額＝その１月の蓄熱電力量×（産業用季時別電力Ａ－Ⅰの夜間時間における電力量料金－(ハ)の蓄熱単価）
(ロ)　蓄　熱　電　力　量 蓄熱電力量は，別表10（蓄熱電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ロ)　蓄　熱　電　力　量 蓄熱電力量は，別表10（蓄熱電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。
(ハ)　蓄　熱　単　価 蓄熱単価は，次のとおりといたします。	(ハ)　蓄　熱　単　価 蓄熱単価は，次のとおりといたします。

蓄熱電力量１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１３円４２銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８０銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８０銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８０銭

蓄熱電力量１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１３円４２銭~~ １３円４３銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１２円８０銭~~ １２円８１銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１２円８０銭~~ １２円８１銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１２円８０銭~~ １２円８１銭

ニ　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い (イ)　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，(ロ)によるものといたします。 a　別表11（調整期間および調整時間）(2)に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄	ニ　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い (イ)　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，(ロ)によるものといたします。 a　別表11（調整期間および調整時間）(2)に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。 b　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。 (ﾛ)　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，ハによって算定された金額からａによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 a　蓄熱ピーク調整割引額 蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。 蓄熱ピーク調整割引額＝ｂの契約調整電力×調整時間×ｃの割引単価 b　契約調整電力 契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 c　割　引　単　価 割引単価は，１月につき次のとおりといたします。	熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。 b　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。 (ﾛ)　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，ハによって算定された金額からａによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 a　蓄熱ピーク調整割引額 蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。 蓄熱ピーク調整割引額＝ｂの契約調整電力×調整時間×ｃの割引単価 b　契約調整電力 契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 c　割　引　単　価 割引単価は，１月につき次のとおりといたします。

契約調整電力１キロワット１時間につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１，０６７円００銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１，０１２円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１，０１２円００銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１，０１２円００銭

契約調整電力１キロワット１時間につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１，０６７円００銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１，０１２円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１，０１２円００銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１，０１２円００銭

ホ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い (ｲ)　空調システム，給湯および暖房等の蓄熱運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は，ハによって算定された金額から(ﾛ)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 (ﾛ)　蓄熱ピークシフト割引額 蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 ただし，まったく電気を使用しない場合の(ﾆ)の割引単価は，半額といたします。	ホ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い (ｲ)　空調システム，給湯および暖房等の蓄熱運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は，ハによって算定された金額から(ﾛ)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 (ﾛ)　蓄熱ピークシフト割引額 蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 ただし，まったく電気を使用しない場合の(ﾆ)の割引単価は，半額といたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
蓄熱ピークシフト割引額＝(ハ)の蓄熱ピークシフト電力×(ニ)の割引単価	蓄熱ピークシフト割引額＝(ハ)の蓄熱ピークシフト電力×(ニ)の割引単価
(ハ)　蓄熱ピークシフト電力	(ハ)　蓄熱ピークシフト電力
蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，次のとおり定めるものといたします。	蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，次のとおり定めるものといたします。
a　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）	a　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）
蓄熱ピークシフト電力は，１年を通じての夜間時間の最大需要電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値といたします。ただし，この場合の蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の容量（キロワット）を上回らないものといたします。	蓄熱ピークシフト電力は，１年を通じての夜間時間の最大需要電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値といたします。ただし，この場合の蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の容量（キロワット）を上回らないものといたします。
b　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合	b　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合
蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。	蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
(ニ)　割　引　単　価	(ニ)　割　引　単　価
割引単価は，１月につき次のとおりといたします。	割引単価は，１月につき次のとおりといたします。
a　業務用電力の契約種別および産業用電力の契約種別の場合	a　業務用電力の契約種別および産業用電力の契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１，８２１円３６銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１，６２９円９２銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１，６２９円９２銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１，６２９円９２銭

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，８２１円３６銭~~ １，９９１円７１銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，６２９円９２銭~~ １，７２８円３１銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，６２９円９２銭~~ １，７２８円３１銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	~~１，６２９円９２銭~~ １，７２８円３１銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
b　業務用電力Ⅰの契約種別の場合	b　業務用電力Ⅰの契約種別の場合
蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき　１，２０４円２６銭	蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき　~~１，２０４円２６銭~~ １，３７４円６１銭
c　産業用電力Ⅰの契約種別の場合	c　産業用電力Ⅰの契約種別の場合
蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき　１，２５１円０１銭	蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき　~~１，２５１円０１銭~~ １，４２１円３６銭
㈱　当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。	㈱　当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。
㈲　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。	㈲　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。 なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。
ヘ　そ　の　他	ヘ　そ　の　他
㈠　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。	㈠　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
㈡　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。	㈡　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。
⑵　電化厨房契約	⑵　電化厨房契約
イ　適　用　範　囲	イ　適　用　範　囲
業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。	業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。
㈠　別表12（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。	㈠　別表12（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。
㈡　電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。	㈡　電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。
ロ　料　　金	ロ　料　　金
各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈠　電化厨房割引額 電化厨房割引額は，その１月の電化厨房電力量により，次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額＝�㈡の電化厨房電力量×㈧の割引単価 ㈡　電化厨房電力量 電化厨房電力量は，別表13（電化厨房電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ㈧　割　引　単　価 割引単価は，次のとおりといたします。	㈠　電化厨房割引額 電化厨房割引額は，その１月の電化厨房電力量により，次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額＝㈡の電化厨房電力量×㈧の割引単価 ㈡　電化厨房電力量 電化厨房電力量は，別表13（電化厨房電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ㈧　割　引　単　価 割引単価は，次のとおりといたします。
電化厨房電力量１キロワット時につき　３円３０銭	電化厨房電力量１キロワット時につき　３円３０銭
ハ　そ　の　他 ㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。 ㈡　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。	ハ　そ　の　他 ㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。 ㈡　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。
⑶　オール電化割引 イ　適　用　範　囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。 ㈠　需要場所における給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。 ㈡　電化厨房機器を使用し，その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。	⑶　オール電化割引 イ　適　用　範　囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。 ㈠　需要場所における給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。 ㈡　電化厨房機器を使用し，その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。
ロ　料　　金 各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「オール電化割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 ㈠　オール電化割引額 オール電化割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 ただし，次により算定された金額が㈢に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は，㈢に定めるオール電化割引上限額といたします。 オール電化割引額＝㈡のオール電化割引対象額 ×㈧のオール電化割引率	ロ　料　　金 各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「オール電化割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 ㈠　オール電化割引額 オール電化割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。 ただし，次により算定された金額が㈢に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は，㈢に定めるオール電化割引上限額といたします。 オール電化割引額＝㈡のオール電化割引対象額 ×㈧のオール電化割引率

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　オール電化割引対象額 オール電化割引対象額は，各契約種別によって料金として算定された金額から，当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。 ㈢　オール電化割引率 オール電化割引率は，５パーセントといたします。 ㈣　オール電化割引上限額 オール電化割引上限額は，１月につき次のとおりといたします。	㈡　オール電化割引対象額 オール電化割引対象額は，各契約種別によって料金として算定された金額から，当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。 ㈢　オール電化割引率 オール電化割引率は，５パーセントといたします。 ㈣　オール電化割引上限額 オール電化割引上限額は，１月につき次のとおりといたします。
１契約につき　５５０，０００円００銭	１契約につき　５５０，０００円００銭
ハ　そ　の　他 ㈠　当社は，オール電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。 ㈡　この割引は，お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し，この割引の契約が成立した日以降適用いたします。 ㈢　お客さまが，給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ㈣　オール電化需要でないことが明らかになった場合は，43（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし，㈢による申し出があった場合は，この限りではありません。 ㈤　当社は，31（日割計算）に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。 ⑷　電化空調割引 イ　適　用　範　囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。 ㈠　⑴の適用を受ける需要であること。 ㈡　蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。 なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式または交流３相４線式とし，定格電圧は200ボルト以上といたします。 ロ　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。 ㈠　ピ　ー　ク　時　間	ハ　そ　の　他 ㈠　当社は，オール電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。 ㈡　この割引は，お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し，この割引の契約が成立した日以降適用いたします。 ㈢　お客さまが，給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 ~~㈣　オール電化需要でないことが明らかになった場合は，43（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし，㈢による申し出があった場合は，この限りではありません。~~ ~~㈤~~㈣　当社は，31（日割計算）に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。 ⑷　電化空調割引 イ　適　用　範　囲 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。 ㈠　⑴の適用を受ける需要であること。 ㈡　蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。 なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式または交流３相４線式とし，定格電圧は200ボルト以上といたします。 ロ　時　間　帯　区　分 時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。 ㈠　ピ　ー　ク　時　間

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。	夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。
�ﾛ　オフピーク時間	�ﾛ　オフピーク時間
ピーク時間以外の時間をいいます。	ピーク時間以外の時間をいいます。
ハ　料　　金	ハ　料　　金
各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
㈠　電化空調割引額	㈠　電化空調割引額
電化空調割引額は，その１月の電化空調電力量により，次のとおり算定いたします。	電化空調割引額は，その１月の電化空調電力量により，次のとおり算定いたします。
電化空調割引額＝�ﾛの電化空調電力量×㈡の割引単価	電化空調割引額＝�ﾛの電化空調電力量×㈡の割引単価
�ﾛ　電化空調電力量	�ﾛ　電化空調電力量
電化空調電力量は，お客さまと当社との協議によって定めます。	電化空調電力量は，お客さまと当社との協議によって定めます。
なお，各月における電化空調電力量は，㈣に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。	なお，各月における電化空調電力量は，㈣に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。
㈣　電化空調上限電力量	㈣　電化空調上限電力量
各月の電化空調上限電力量は，⑴ハ㈠に定めるその１月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に３を乗じてえた値といたします。ただし，蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は，蓄熱電力量に３を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に３を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。	各月の電化空調上限電力量は，⑴ハ㈠に定めるその１月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に３を乗じてえた値といたします。ただし，蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は，蓄熱電力量に３を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に３を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。
㈡　割　引　単　価	㈡　割　引　単　価
割引単価は，次のとおりといたします。	割引単価は，次のとおりといたします。
電化空調電力量１キロワット時につき　３円３０銭	電化空調電力量１キロワット時につき　３円３０銭
ニ　そ　　の　　他	ニ　そ　　の　　他
㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。	㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。
㈠　お客さまが，電気空調システムの内容の変更等をされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。	㈠　お客さまが，電気空調システムの内容の変更等をされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。
㈣　当社は，この割引の適用を開始し，またはこの割引の契約が消滅した場合は，電化空調上限電力量の日割計算を行ないます。	㈣　当社は，この割引の適用を開始し，またはこの割引の契約が消滅した場合は，電化空調上限電力量の日割計算を行ないます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅳ　　料金の算定および支払い	**Ⅳ　　料金の算定および支払い**
33　料金その他の支払方法 ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 この場合，料金の口座振替日は32（料金の支払義務および支払期日）⑵にかかわらず，当社の指定した日といたします。 ただし，32（料金の支払義務および支払期日）⑵イからニまでに該当する場合，この支払方法は適用いたしません。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，⑴ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。	**33　料金その他の支払方法** ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 この場合，料金の口座振替日は32（料金の支払義務および支払期日）⑵にかかわらず，当社の指定した日といたします。 ただし，32（料金の支払義務および支払期日）⑵イからニまでに該当する場合，この支払方法は適用いたしません。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，⑴ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
⑶　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象と	~~⑶~~⑷　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 また，延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象と

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
なる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	なる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	~~⑷~~⑸　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
⑸　27（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。	~~⑸~~⑹　27（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
⑹　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。	~~⑹　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。~~ ~~なお，当社は，前受金について利息を付しません。~~
⑺　臨時電力，臨時電力Ⅰおよびかんがい排水用電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。	~~⑺　臨時電力，臨時電力Ⅰおよびかんがい排水用電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。~~ ~~なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。~~ ~~また，当社は，予納金について利息を付しません。~~
34　保　　証　　金	~~**34　保　　証　　金**~~
⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合	~~⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。~~ ~~イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合~~ ~~ロ　新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。~~ ~~(ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合~~ ~~(ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合~~
⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。	~~⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。~~
⑶　保証金の預かり期間は，預かり日から，契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。 なお，⑸または⑹により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。	~~⑶　保証金の預かり期間は，預かり日から，契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。~~ ~~なお，⑸または⑹により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。~~
⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。	~~⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。~~
⑸　⑷により保証金を料金に充当する場合は，あらためて⑴および⑵に	~~⑸　⑷により保証金を料金に充当する場合は，あらためて⑴および⑵に~~

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
よって算定した保証金を預けていただきます。ただし，預託中の保証金に残額がある場合は，⑴および⑵によって算定した保証金との差額を預けていただきます。 ⑹　当社は，保証金を預けられているお客さまが，その預託期間中に契約電力を増加される場合は，あらためて⑴および⑵によって算定した保証金を預けていただきます。ただし，この場合には，預託中の保証金との差額を預けていただきます。 ⑺　当社は，保証金について利息を付しません。 ⑻　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても，保証金をお返しすることがあります。ただし，⑷により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。	~~よって算定した保証金を預けていただきます。ただし，預託中の保証金に残額がある場合は，⑴および⑵によって算定した保証金との差額を預けていただきます。~~ ~~⑹　当社は，保証金を預けられているお客さまが，その預託期間中に契約電力を増加される場合は，あらためて⑴および⑵によって算定した保証金を預けていただきます。ただし，この場合には，預託中の保証金との差額を預けていただきます。~~ ~~⑺　当社は，保証金について利息を付しません。~~ ~~⑻　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても，保証金をお返しすることがあります。ただし，⑷により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。~~

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
35　適正契約の保持 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**~~35~~34　適正契約の保持** 当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
36　契約超過金 ⑴　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 ⑵　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。	**~~36~~35　契約超過金** ⑴　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 ⑵　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。
37　力率の保持 ⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進相用コンデンサの開放により，進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 ⑵　当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	**~~37~~36　力率の保持** ⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進相用コンデンサの開放により，進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。 ⑵　当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
38　需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，	**~~38~~37　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 　なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 ⑵　57（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用の防止等に必要な，お客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　40（供給の停止），49（需給契約の消滅）または51（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務	正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 　なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 ⑵　~~57~~55（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用の防止等に必要な，お客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　~~40~~39（供給の停止），~~49~~47（需給契約の消滅）または~~51~~49（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務
39　電気の使用にともなうお客さまの協力 ⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 ⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。 　なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。	**~~39~~38　電気の使用にともなうお客さまの協力** ⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 ⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。 　なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
40　供 給 の 停 止 ⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，特別の事情がある場合を除き，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし，32〔料金の支払義務および支払期日〕⑵イからニまでに該当するときは，お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。） ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合 ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　かんがい排水用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　かんがい排水用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ニ　産業用電力，産業用電力Ⅰ，かんがい排水用電力，産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力Ⅰの場合または臨時電力，臨時電力Ⅰもしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ホ　38（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　39（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措	**40~~39~~　供 給 の 停 止** ⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，特別の事情がある場合を除き，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし，32〔料金の支払義務および支払期日〕⑵イからニまでに該当するときは，お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。） ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合 ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　かんがい排水用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　かんがい排水用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ニ　産業用電力，産業用電力Ⅰ，かんがい排水用電力，産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力Ⅰの場合または臨時電力，臨時電力Ⅰもしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ホ　~~38~~37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　~~39~~38（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
置を講じられない場合	措置を講じられない場合
⑸　お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，35（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑸　お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，~~35~~34（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
⑹　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	⑹　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
⑺　⑴から⑹によって供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給を停止するために適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。	⑺　⑴から⑹によって供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給を停止するために適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。
	⑻　⑵の予告ならびに⑶および⑷の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。
	⑼　⑸および⑹の場合，当社は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により，その旨をお客さまにお知らせいたします。
	⑽　お客さまが正当な理由なく⑵の予告，⑶および⑷の警告ならびに⑼のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑻または⑼の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑵の予告，⑶および⑷の警告ならびに⑼のお知らせをしたものとみなします。
41　供給停止の解除	**~~41~~40　供給停止の解除**
40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	~~40~~39（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
42　供給停止期間中の料金	**~~42~~41　供給停止期間中の料金**
40（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。	~~40~~39（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。
43　違　　約　　金	**~~43　違　　約　　金~~**
⑴　お客さまが40（供給の停止）⑶もしくは⑷ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金	~~⑴　お客さまが40（供給の停止）⑶もしくは⑷ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金~~

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 ⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 ⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	~~額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。~~ ~~⑵　⑴の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。~~ ~~⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。~~
44　供給の中止または使用の制限もしくは中止 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。	**4442　供給の中止または使用の制限もしくは中止** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。
45　損害賠償の免責 ⑴　10（供給の開始）⑴によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。 ⑵　44（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。 ⑶　お客さまが６（需給契約の申込み）⑸による措置を講じなかったことによって生じた損害については，当社は，その賠償の責めを負いません。 ⑷　40（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または51（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑸　当社は，その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。	**4543　損害賠償の免責** ⑴　10（供給の開始）⑴によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。 ⑵　4442（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。 ⑶　お客さまが６（需給契約の申込み）⑸による措置を講じなかったことによって生じた損害については，当社は，その賠償の責めを負いません。 ⑷　4039（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または~~51~~49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑸　当社は，その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。
46　設 備 の 賠 償 ⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修　理　費 ロ　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	**4644　設 備 の 賠 償** ⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修　理　費 ロ　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
47　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**~~47~~45　需給契約の変更** ⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 ⑵　お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。
48　名　義　の　変　更 合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。	**~~48~~46　名　義　の　変　更** 合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。
49　需給契約の消滅 ⑴　需給契約は，次の場合を除き，契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。 なお，この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。 イ　お客さまが，契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，次の場合を除き，廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には，あらかじめその廃止期日を定めて，当社へ文書により通知していただき，当社または当該配電事業者は，原則としてその廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。 ⑴　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。	**~~49~~47　需給契約の消滅** ⑴　需給契約は，次の場合を除き，契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。 なお，この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。 イ　お客さまが，契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，次の場合を除き，廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には，あらかじめその廃止期日を定めて，当社へ文書により通知していただき，当社または当該配電事業者は，原則としてその廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。 ⑴　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	㈡　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
ロ　51（解約等）によって，当社が需給契約を解約した場合は，解約日に需給契約は消滅するものといたします。	ロ　~~51~~49（解約等）によって，当社が需給契約を解約した場合は，解約日に需給契約は消滅するものといたします。
⑵　当社または当該配電事業者は，原則として契約期間満了の日の翌日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。	⑵　当社または当該配電事業者は，原則として契約期間満了の日の翌日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。
50　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	**~~50~~48　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算**
⑴　次の場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。	⑴　次の場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。
イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Ⅰまたは産業用電力Ⅰの場合は，臨時電力Ⅰといたします。ただし，産業用電力Ⅰの場合で，18〔産業用電力Ⅰ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ⅰ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ⅰの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，次の金額を精算いたします。 ㈠　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額 ㈡　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額	イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Ⅰまたは産業用電力Ⅰの場合は，臨時電力Ⅰといたします。ただし，産業用電力Ⅰの場合で，18〔産業用電力Ⅰ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ⅰ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ⅰの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，次の金額を精算いたします。 ㈠　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額 ㈡　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額
ロ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，減少契約電力分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といた	ロ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，減少契約電力分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といた

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
します。）につき臨時電力（業務用電力Ⅰまたは産業用電力Ⅰの場合は，臨時電力Ⅰといたします。ただし，産業用電力Ⅰの場合で，18〔産業用電力Ⅰ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，この場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ⅰ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ⅰの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の減少分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社または当該配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，契約電力の増加に見合う部分といたします。）について，次の金額を精算いたします。 ⑴　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額 ⑵　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額	します。）につき臨時電力（業務用電力Ⅰまたは産業用電力Ⅰの場合は，臨時電力Ⅰといたします。ただし，産業用電力Ⅰの場合で，18〔産業用電力Ⅰ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，この場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ⅰ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ⅰの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の減少分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。 また，当社または当該配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，契約電力の増加に見合う部分といたします。）について，次の金額を精算いたします。 ⑴　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額 ⑵　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額
ハ　15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イに準じて契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を消滅させ，または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃにより契約電力を減少しようとされる場合または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃに準じて契約電力を減少しようとされる場合は，イまたはロに準ずるものといたします。この場合，イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃにより契約電力を減少しようとされる日または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃに準じて契約電力を減少しようとされる日といたします。	ハ　15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イに準じて契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を消滅させ，または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃにより契約電力を減少しようとされる場合または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃに準じて契約電力を減少しようとされる場合は，イまたはロに準ずるものといたします。この場合，イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃにより契約電力を減少しようとされる日または15（業務用電力）⑷イ⑴ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ⑴ｃに準じて契約電力を減少しようとされる日といたします。
⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については，⑴にかかわらず精算いたしません。	⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については，⑴にかかわらず精算いたしません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
なお，需給契約の消滅の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に⑴に準じて工事費の精算を行ないます。 ⑶　非常変災等やむをえない理由による場合は，⑴にかかわらず精算いたしません。	なお，需給契約の消滅の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に⑴に準じて工事費の精算を行ないます。 ⑶　非常変災等やむをえない理由による場合は，⑴にかかわらず精算いたしません。
51　解　　約　　等 ⑴　40（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，49（需給契約の消滅）⑴イによる通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	**~~51~~49　解　　約　　等** ⑴　~~40~~39（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，~~49~~47（需給契約の消滅）⑴イによる通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。 ⑶　⑴のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。 ⑷　お客さまが正当な理由なく⑴のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑶の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑴のお知らせをしたものとみなします。
52　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**~~52~~50　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
53　供給方法，工事および施設	**~~53~~51　供給方法，工事および施設**
⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。	⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。	⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。	⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。	⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
54　工事費負担金等の申受けおよび精算	**~~54~~52　工事費負担金等の申受けおよび精算**
⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。	⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，~~お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等（以下「~~工事費負担金等~~」といいます。）~~を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 なお，特別高圧で電気の供給を受ける場合は，原則として，当該供給に係る申込みを当社が承諾した日から３月以内に工事費負担金をお客さまから申し受けます。
⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。	⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。	⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。	⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。
イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。	イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 なお，特別高圧で電気の供給を受ける場合の工事費負担金の支払い

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
	に関する期日は，当該配電事業者の託送約款等に定めるところによります。
ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。	ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。	ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。
55　工事費負担金契約書の作成	**~~55~~53　工事費負担金契約書の作成**
当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事費負担金契約書を作成いたします。	当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事費負担金契約書を作成いたします。
なお，工事費負担金契約の締結は，工事着手前に行ないます。	なお，工事費負担金契約の締結は，工事着手前に行ないます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
Ⅷ　保　安	**Ⅷ　保　安**
56　保安の責任 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。	**~~56~~54　保安の責任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
57　保安等に対するお客さまの協力 (1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 (3)　当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。	**~~57~~55　保安等に対するお客さまの協力** (1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 (3)　当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
附　　則	**附　　則**
１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，2025年４月１日から実施いたします。	**１　この離島約款の実施期日** この離島約款は，~~2025~~2026年~~４~~11月１日から実施いたします。
３　負荷率別契約のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 ⑴　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 ⑵　需給契約の単位 当社は，１需要場所において，負荷率別契約と次の１または２以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。 臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，深夜電力または第２深夜電力のうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力 ⑶　契　約　電　力 契約電力は，業務用電力または産業用電力に準じて定めます。 ⑷　算定対象基準電力 算定対象基準電力は，⑶によって定めた値といたします。ただし，自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は，⑶で定める契約電力に22（自家発補給電力）⑴ロまたは⑵ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。 ⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を	**３　負荷率別契約のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 ⑴　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 ⑵　需給契約の単位 当社は，１需要場所において，負荷率別契約と次の１または２以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。 臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，深夜電力または第２深夜電力のうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力 ⑶　契　約　電　力 契約電力は，業務用電力または産業用電力に準じて定めます。 ⑷　算定対象基準電力 算定対象基準電力は，⑶によって定めた値といたします。ただし，自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は，⑶で定める契約電力に22（自家発補給電力）⑴ロまたは⑵ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。 ⑸　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　２，１４２円７８銭	契約電力１キロワットにつき　~~２，１４２円７８銭~~ ２，３４３円１９銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量をその１月の算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については，⑽のとおりといたします。	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量をその１月の算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については，⑽のとおりといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）

算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数	１キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	１７円５２銭	１６円５３銭
100時間をこえ200時間まで	１６円４０銭	１５円５１銭
200時間をこえ300時間まで	１５円６７銭	１４円８６銭
300時間をこえ400時間まで	１５円２８銭	１４円５０銭
400時間をこえる部分	１５円１５銭	１４円３８銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

⑹　契約超過金

契約超過金は，36（契約超過金）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増したものの３倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑺　蓄熱調整契約

イ　料　　金

各月の料金は，⑸によって料金として算定された金額から⑷によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数	１キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	１７円５２銭	１６円５３銭
100時間をこえ200時間まで	１６円４０銭	１５円５１銭
200時間をこえ300時間まで	１５円６７銭	１４円８６銭
300時間をこえ400時間まで	１５円２８銭	１４円５０銭
400時間をこえる部分	１５円１５銭	１４円３８銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

⑹　契約超過金

契約超過金は，~~36~~35（契約超過金）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増したものの３倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑺　蓄熱調整契約

イ　料　　金

各月の料金は，⑸によって料金として算定された金額から⑷によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。 (ｲ)　蓄　熱　割　引　額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。 蓄　熱 割引額＝その１月の 蓄熱電力量×｛(ﾊ)の夏季またはその他季 の電力量料金単価－(ﾛ)　の 蓄熱単価｝ この場合，夏季の蓄熱電力量には，(ﾊ)の夏季の電力量料金単価を，その他季の蓄熱電力量には，(ﾊ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。 (ﾛ)　蓄　熱　単　価 蓄熱単価は，25（蓄熱・電化契約）(1)ハ(ﾊ)に定める単価といたします。 (ﾊ)　電力量料金単価 電力量料金単価は，その１月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について，(5)ロにより算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその１月の使用電力量で除してえた値といたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，電力量料金単価は，夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。 また，電力量料金単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いにおける割引単価 割引単価は，25（蓄熱・電化契約）(1)ホ(ﾆ)ａに定める単価といたします。 (8)　使用電力量等の計量 イ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を７月１日または10月１日に確認するときは，夏季およびその他季の使用電力量は，その値によります。 ロ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（イの場合を除きます。）には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 なお，29（使用電力量等の計量）(8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（イの場合を除きます。）は，確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と，夏	なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。 (ｲ)　蓄　熱　割　引　額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。 蓄　熱 割引額＝その１月の 蓄熱電力量×｛(ﾊ)の夏季またはその他季 の電力量料金単価－(ﾛ)　の 蓄熱単価｝ この場合，夏季の蓄熱電力量には，(ﾊ)の夏季の電力量料金単価を，その他季の蓄熱電力量には，(ﾊ)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。 (ﾛ)　蓄　熱　単　価 蓄熱単価は，25（蓄熱・電化契約）(1)ハ(ﾊ)に定める単価といたします。 (ﾊ)　電力量料金単価 電力量料金単価は，その１月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について，(5)ロにより算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその１月の使用電力量で除してえた値といたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，電力量料金単価は，夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。 また，電力量料金単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いにおける割引単価 割引単価は，25（蓄熱・電化契約）(1)ホ(ﾆ)ａに定める単価といたします。 (8)　使用電力量等の計量 イ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を７月１日または10月１日に確認するときは，夏季およびその他季の使用電力量は，その値によります。 ロ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（イの場合を除きます。）には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 なお，29（使用電力量等の計量）(8)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（イの場合を除きます。）は，確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と，夏

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
季およびその他季がともに含まれない使用電力量を，夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。	季およびその他季がともに含まれない使用電力量を，夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。
⑼　供　給　の　停　止	⑼　供　給　の　停　止
お客さまが産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され，かつ，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，40（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。	イ　お客さまが産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され，かつ，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，~~40~~39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。 ロ　イの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。 ハ　お客さまが正当な理由なくイの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてロの書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後にイの警告をしたものとみなします。
⑽　日割計算の基本算式	⑽　日割計算の基本算式
料金適用上の電力量区分は，次のとおりといたします。 なお，日割計算対象日数は，電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。	料金適用上の電力量区分は，次のとおりといたします。 なお，日割計算対象日数は，電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。
イ　電　力　量　区　分	イ　電　力　量　区　分
１段料金適用電力量＝Ａ Ａ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×100時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，１段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	１段料金適用電力量＝Ａ Ａ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×100時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，１段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
２段料金適用電力量＝Ｂ－Ａ Ｂ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×200時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，２段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	２段料金適用電力量＝Ｂ－Ａ Ｂ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×200時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，２段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
３段料金適用電力量＝Ｃ－Ｂ Ｃ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×300時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，３段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	３段料金適用電力量＝Ｃ－Ｂ Ｃ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×300時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，３段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
４段料金適用電力量＝Ｄ－Ｃ Ｄ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×400時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	４段料金適用電力量＝Ｄ－Ｃ Ｄ＝算定対象基準電力（ｷﾛﾜｯﾄ）×400時間×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
なお，４段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ロ　端　数　処　理 イによって算定された１段料金適用電力量，２段料金適用電力量，３段料金適用電力量および４段料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ⑾　そ　　の　　他 イ　契約期間満了に先だって，原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。 ロ　⑷で定める算定対象基準電力に変更があった場合は，30（料金の算定）⑴ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。 ハ　業務用自家発補給電力Ⅰまたは産業用自家発補給電力Ⅰとあわせて，負荷率別契約の適用を受けることはできません。 ニ　その他の事項については，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。	なお，４段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ロ　端　数　処　理 イによって算定された１段料金適用電力量，２段料金適用電力量，３段料金適用電力量および４段料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ⑾　そ　　の　　他 イ　契約期間満了に先だって，原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。 ロ　⑷で定める算定対象基準電力に変更があった場合は，30（料金の算定）⑴ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。 ハ　業務用自家発補給電力Ⅰまたは産業用自家発補給電力Ⅰとあわせて，負荷率別契約の適用を受けることはできません。 ニ　その他の事項については，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。
４　深夜電力のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 ⑴　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。 ⑵　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。 イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ⅰ，産業用電力，産業用電力Ⅰまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と深夜電力とをあわせて契約する場合 ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ⅰ，産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの１契約種別，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ⅰのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力 ハ　１需要場所において，負荷率別契約，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの１契約種別，自家発補給電力の	**４　深夜電力のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 ⑴　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。 ⑵　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。 イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ⅰ，産業用電力，産業用電力Ⅰまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と深夜電力とをあわせて契約する場合 ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ⅰ，産業用電力または産業用電力Ⅰのうちの１契約種別，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ⅰのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力 ハ　１需要場所において，負荷率別契約，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ⅰのうちの１契約種別，自家発補給電力の

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
うちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力	うちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力
⑶　契　約　電　力	⑶　契　約　電　力
契約電力は，次によって定めます。	契約電力は，次によって定めます。
イ　契約電力が500キロワット未満の場合	イ　契約電力が500キロワット未満の場合
契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。
なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。	なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。
⑴　契約負荷設備の総入力	⑴　契約負荷設備の総入力
電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表８（契約電力の算定方法）⑴に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。	電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表８（契約電力の算定方法）⑴に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
⑵　契約受電設備の総容量	⑵　契約受電設備の総容量
電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。	電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。
ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次のａによってえた値について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。	ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次のａによってえた値について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。
ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計	ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計
ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計	ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合	ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。	契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
⑷　供　給　条　件	⑷　供　給　条　件
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。	ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。	ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。	ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。
⑸　料　　金	⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニ　バーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニ　バーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金	イ　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　１８１円５０銭	契約電力１キロワットにつき　~~１８１円５０銭~~ １９４円６７銭

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	ロ　電 力 量 料 金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　１４円７３銭	１キロワット時につき　~~１４円７３銭~~ １４円７６銭
⑹　供 給 の 停 止 イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，40（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。 ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，40（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。	⑹　供 給 の 停 止 イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，~~40~~39（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。 ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，~~40~~39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。 ハ　イおよびロの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。 ニ　お客さまが正当な理由なくイおよびロの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてハの書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後にイおよびロの警告をしたものとみなします。
⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 当社は，50（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，50（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。	⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 当社は，~~50~~48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，~~50~~48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。
⑻　そ　の　他 その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。	⑻　そ　の　他 その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。
５　第２深夜電力のお客さまについての特別措置 この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。	**５　第２深夜電力のお客さまについての特別措置** この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。
⑴　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。	⑴　適　用　範　囲 高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。
⑵　需給契約の単位	⑵　需給契約の単位

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。	当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。
イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力，産業用電力Ｉまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と第２深夜電力とをあわせて契約する場合	イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力，産業用電力Ｉまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と第２深夜電力とをあわせて契約する場合
ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのうちの１契約種別，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力	ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのうちの１契約種別，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力
ハ　１需要場所において，負荷率別契約，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力	ハ　１需要場所において，負荷率別契約，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合 臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力
⑶　契　約　電　力	⑶　契　約　電　力
契約電力は，深夜電力に準じて定めます。	契約電力は，深夜電力に準じて定めます。
⑷　供　給　条　件	⑷　供　給　条　件
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。	ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。	ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。
⑸　料　　金	⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴	料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	イ　基　本　料　金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　２３１円００銭	契約電力１キロワットにつき　~~２３１円００銭~~ ２４４円１７銭
ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	ロ　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　１６円０５銭	１キロワット時につき　~~１６円０５銭~~ １６円０８銭
⑹　供　給　の　停　止 イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，40（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。 ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，40（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。	⑹　供　給　の　停　止 イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，~~40~~39（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。 ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，~~40~~39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。 ハ　イおよびロの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。 ニ　お客さまが正当な理由なくイおよびロの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてハの書面の発送を書留郵便により行ないます。こ

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
	の場合，書面を発送した日から２日後にイおよびロの警告をしたものとみなします。
⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 当社は，50（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，50（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。	⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 当社は，~~50~~48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，~~50~~48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。
⑻　そ　の　他 その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。	⑻　そ　の　他 その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。
７　災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025年４月１日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 ⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，32（料金の支払義務および支払期日）⑵および⑶にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 ⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割 引 の 対 象 基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。	**７　災害救助法が適用された場合等の特別措置** ~~2025年４月１日以降に~~この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 ⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，32（料金の支払義務および支払期日）⑵および⑶にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 ⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　割 引 の 対 象 基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
ロ　割　　引　　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，54（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。 ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。 (4)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力または臨時電力Ｉの申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，54（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (5)　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ｉ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ｉ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ｉ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)ハおよび(2)ハ，23（自家発補給電力Ｉ）(1)ハおよび(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)ならびに附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (6)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，54（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。	ロ　割　　引　　率 ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　割　引　日　数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。 (3)　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，~~54~~52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。 イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。 ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。 (4)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力または臨時電力Ｉの申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，~~54~~52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。 (5)　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ｉ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ｉ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ｉ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)ハおよび(2)ハ，23（自家発補給電力Ｉ）(1)ハおよび(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)ならびに附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。 (6)　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，~~54~~52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
	８　工事費負担金の支払いに関する期日についての経過措置 特別高圧で電気の供給を受ける場合で，この離島約款実施の際現に当該供給に係る申込みを当社が承諾しており，かつ，お客さまが52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金を支払われていないときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴なお書にかかわらず，当社は，原則として，工事費負担金契約書に定める支払いに関する期日または2026年12月31日のいずれか遅い日までに工事費負担金をお客さまから申し受けます。 **９　燃料費調整についての経過措置** 契約種別ごとの契約電力が500キロワット未満のお客さま，15（業務用電力）⑷ハもしくは17（産業用電力）⑷ハによって決定されるお客さま，または15（業務用電力）⑷ハもしくは17（産業用電力）⑷ハに準じて決定されるお客さまで，燃料費調整単価適用期間が2026年10月の検針日から2026年11月の検針日の前日までのお客さまについては，当該燃料費調整単価適用期間に対応する平均燃料価格算定期間は，別表３（燃料費調整）⑴ニ⑺にかかわらず，2026年６月１日から2026年８月31日までの期間といたします。
８　この離島約款の実施にともなう切替措置 2025年４月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。	~~８~~**10　この離島約款の実施にともなう切替措置** ~~2025~~2026年~~４~~11月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
別　　表	**別　　表**
３　燃 料 費 調 整 ⑴　燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0028 β＝0.1819 γ＝1.0863 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，46,100円といたします。 ハ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ⑴　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価＝ $（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{⑵の基準単価}{1,000}$	**３　燃 料 費 調 整** ⑴　燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0028 β＝0.1819 γ＝1.0863 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，46,100円といたします。 ハ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ⑴　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価＝ $（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{⑵の基準単価}{1,000}$

現　行（2025年４月１日実施）

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

変　更　後（2026年11月１日実施予定）

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から~~３~~31日までの期間	その年の~~５~~３月の検針日から~~６~~４月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から~~４~~２月~~30~~28日までの期間（閏年の場合は，２月29日までの期間）	その年の~~６~~４月の検針日から~~７~~５月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から~~５~~３月31日までの期間	その年の~~７~~５月の検針日から~~８~~６月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から~~６~~４月30日までの期間	その年の~~８~~６月の検針日から~~９~~７月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から~~７~~５月31日までの期間	その年の~~９~~７月の検針日から~~10~~８月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から~~８~~６月~~31~~30日までの期間	その年の~~10~~８月の検針日から~~11~~９月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から~~９~~７月~~30~~31日までの期間	その年の~~11~~９月の検針日から~~12~~10月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から~~10~~８月31日までの期間	その年の~~12~~10月の検針日から~~翌年の１~~11月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から~~11~~９月30日までの期間	~~翌年~~その年の~~１~~11月の検針日から~~２~~12月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から~~12~~10月31日までの期間	~~翌年~~その年の~~２~~12月の検針日から~~３~~翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から~~翌年の１~~11月~~31~~30日までの期間	翌年の~~３~~１月の検針日から~~４~~２月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から~~翌年の２~~12月~~28~~31日までの期間~~（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）~~	翌年の~~４~~２月の検針日から~~５~~３月の検針日の前日までの期間

現　行（2025年４月１日実施）	変　更　後（2026年11月１日実施予定）
㈡　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈠の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。	㈡　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈠の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。
㈢　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。	㈢　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。
ホ　燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。	ホ　燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。
⑵　基　準　単　価 基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。	⑵　基　準　単　価 基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	９銭８厘
	特別高圧で供給を受ける場合	９銭６厘

１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	９銭８厘
	特別高圧で供給を受ける場合	９銭６厘

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。	⑶　燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は，当社の供給区域（離島を除く。）におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が特定小売供給約款等に定める標準的な料金の料金率と同様といたしました。